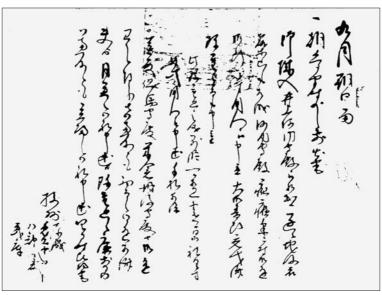
大坂代官竹垣直道日記(一)





『大坂代官竹垣直道日記』天保 11(1840)年 9 月朔日条



竹垣直道が描いた高砂湊からの眺望(天保 12 年 9 月 9 日条 p.137 参照)

なにわ・大阪文化遺産学叢書 2

大坂代官竹垣直道日記(一)

関西大学なにわ・大阪文化遺産学研究センター

てまいりました。 なにわの地で育まれてきた文化遺産を次世代に受け継いでいきたいという想いで、調査・研究を進め 関西大学なにわ・大阪文化遺産学研究センターが発足して、丸二年を迎えます。私たちはこれまで、

ダーの編集による『大坂代官竹垣直道日記』を発行いたします。 このたび、「なにわ·大阪文化遺産学叢書」の第二弾として、学芸遺産研究プロジェクト藪田貫リー

が明らかになってくることでしょう。 士の姿が浮き彫りになるとともに、大坂代官の実態、さらには江戸の武士とその家族にとっての大坂 の贈答などの私的なことにまでおよんでいます。この日記を通じて、天保期大坂で過ごした一人の武 には、代官の職務にかかわる公的なことから、大坂や周辺の名所巡覧、また趣味でもあった詠歌やそ 『大坂代官竹垣直道日記』は、天保年間に大坂谷町代官を務めた竹垣直道が記した日記です。 日記

いて改めて考える契機になりましたら、これに過ぎる喜びはありません。 本書が近世の大坂が生み出した文化遺産の研究の進展に寄与するとともに、近世の大坂や武士につ

二〇〇七年三月

関西大学なにわ・大阪文化遺産学研究センター

センター長 髙 橋 隆 博

『大坂代官 竹垣直道日記』について

学芸遺産研究プロジェクトリーダー 藪田 貫

_.

年購入受け入れ)があり、維新史料編纂会をへて、編纂所に伝来したものであることがわかる。編纂 は現在、すべて東京大学史料編纂所が所蔵しているが、内部に維新史料編纂会の受け入れ印(大正六 ては和宮用人を勤めている(ただし天保十三年七月~十二月がないなど、若干の欠年がある)。「日記 るが、嘉永二(一八四九)年正月以降は江戸に帰り、関東代官を勤めた時のもので、文久三年に限っ 年まで二三年という長期に及んでいる。その意味で個人になる長期の日記として注目すべきものであ 右衛門直道が記した日記である。「日記」は冊数四七冊で、天保十一(一八四〇)年から文久三(一八六三) 所には「日記」のほかに、「京摂覚書」一冊がある。 本書に紹介する『大坂代官竹垣直道日記』は、天保期から嘉永期にかけて大坂代官を勤めた竹垣三

のうち」とあり、本来「日記」は、現存する四七冊以上のものであった可能性が高いが、 月から十二月の「日記」に「九」のように朱書きで通番が打たれている。また元の題箋には「四九冊 めくると原題が現われ、中央に「日記」と記し、右肩に記載年月が書かれるとともに、天保十一年九 「日記」はいずれも縦一三・五センチ、横二○センチほどの横帳で、茶色の表紙が付けられ、それを 詳細は不明

さて、筆者の竹垣直道については、次のようなことが分かっている。

といっていいだろう。 ないのは残念だが、大坂時代が、その初めから分かるのは、近世大坂の研究にとってまたとない僥倖 齢は数えで三六歳である。「日記」の始点と大坂着任までの経緯を記したであろう部分が残されてい 坂代官としての日記は、この時、つまり天保十一年九月一日に始まるといっていいだろう。当時の年 河内若江郡村々惣代に「此度支配所被仰付候ニ付取締向之儀申渡」とあるからである。したがって大 坂城に入り、定番両名に「初而之御逢」と記し、さらに帰宅後、役宅で摂津東成・兎原・八部・武庫・ 転じるのだが、それが天保十一年であることは疑いない。なぜなら「日記」の冒頭九月一日の条に大 いる(ただし『江戸幕臣事典』は代官就任を天保八年十二月二十九日としている)。その後、大坂に 天保八(一八三七)年三月、代官となり陸奥・常陸を管轄、翌九年閏四月、大和の五条代官に転じて 記』があり、直道が養子となる経緯を含む小伝が載せられている。その後、家督を継ぎ、勘定を経て、 年正月、名代官として知られた竹垣直清の養子となった。竹垣直清については寺田登編 竹垣直道は文化二(一八〇五)年、代官岸本武太夫荘美の四男として生まれ、幼名長四郎、 「竹垣 同

_

で記されており、よく知られている。それと並んで代官所が置かれ、 大坂市政をおもに担当する町奉行(旗本が任命された)などが置かれていたことは『大阪市史』など 江戸時代の大坂に、大坂城守衛を主たる任務とする城代・定番・加番(いずれも大名が任命される)、 江戸の幕臣が任命され、一定の

期間、 代官と鈴木町代官(いずれも大坂城の近隣で現在、大阪市中央区に位置する)と呼ばれた。 着任した。当初、大坂代官は三人であったが、安永年間以降二人となり、役宅の地名から谷町

と呼ばれたような淀川・大和川など大小の河川の堤普請と管理、「廻船方」とよばれた大型廻船の管 轄とそれによる城米の江戸運送、難波に置かれた幕府蔵からの扶持の支給と管理など、大坂ならでは にも詳しいが、大坂代官には通常の代官のイメージから外れた特別な職務があった。それは「堤奉行 事の裁判、幕府からの触れの伝達、村役人の任命など、その職務は多端であった。その詳細は「日記 ジも大きく変わるだろう。 の独自な職務である。それらに注目して「日記」を読めば、都市大坂のイメージも、幕府代官のイメ 河内・播州の二〇〇カ村を超える村々を管轄し、各村々を廻っての年貢検見、村人の起こす民事・刑 いうまでもなく代官は、幕府の直轄領を治める役職として全国に置かれたが、大坂代官は、 摂 津

代官の世界」(『近世大坂地域の史的研究』二〇〇五、清文堂出版)に概要を示したので参照されたい 書き残している。たとえば家臣・下僚の人事異動、母や息子の大坂市中への寺社参詣、息子の生育 大坂の空気を吸っている様が如実に分かる。これら「日記」から知れる内容については、藪田「大坂 娘の病気と医療行為、「地役人」と呼び合う武士の間の交際などである。江戸武士たちが、思う存分、 くつもの事例を「日記」に拾うことができるが、それらを通じて、 もちろん竹垣自身も、公務の傍ら名所探訪を楽しみ、武士としての交際を重ねた。町奉行久須美祐 さらに竹垣は、家臣・下僚とならんで母・妻・息子・娘ら家族を伴って大坂に暮らし、 鉄砲方坂本鉉之助との親密な交際、書籍と詠歌の贈答、 江戸武士の大坂暮らしの実際を 懐徳堂堂主を招いての夜講など その動静を

るのは、その点を強調したいがためである。 文化遺産である。代官の日記である本書が、「なにわ・大阪文化遺産学叢書」 伺うことができる。とりわけ彼ら江戸の武士と家族を魅了してやまないのは、 の成果として公刊され 近世大坂の生み出した

れず、百姓村の付属村、つまり枝村として本村の支配を受け、また生産・生活上の差別を受けた。 ら実際は農業をする者も多く、本書でも、農村として竹垣の廻在先に出る。ただし独立村として扱わ たが、皮多は、皮革業を生業としたために、近世統一政権によってその呼称が確立した。しかしなが 人の記載が見えるので、一言、説明を加えておく。ともに近世賤民身分の中核として全国的に見られ なお、江戸時代の代官日記という性格上、本書には身分的差別表現が散見される。とくに皮多・非

寺村を支配地としてもち、またそこに代官地唯一の牢屋を置いていた関係もあって、 る者で、村の治安や雑用を担う対価として扶持などを得たが、村人たちからは差別視された。 は大坂周辺村々に置かれた非人番(番非人)を統率した。非人番はアルキなどと同様に村に雇用され の非人が見える。彼ら非人集団は、都市の各町との間で勧進する権利を持っていたが、同時に、長吏 道頓堀・鳶田・天王寺の四ヶ所に非人集団が定住し、長吏の管轄下に置かれた。本書には竹垣が天王 これら差別的表現を原史料のまま掲載するのは、差別の撤廃を願い、 方、非人は、中世のキヨメの系譜を引くものとされ、大坂が近世都市として成立するなかで、天満 差別と身分制の科学的な究明 天王寺長吏配下

をすすめるためである。読者には十分な理解と認識をお願いしたい。

大きな礎石となるであろう。 るのみである。それに『大坂代官竹垣直道日記』が加わることは、近世大坂の研究を進展させる上で 大阪城天守閣が これまで近世大坂の武士に関する史料は、全くといっていいほど発掘されていず、 「徳川時代大坂城関係史料集」として、定番・加番らの史料の発掘と公刊を進めてい わずかに

特徴的な事柄について、各集ごとに解説を付けることとする。 間に全体で第四集まで出す予定で、収録内容は以下のとおりである。あわせて「日記」から得られる 本書第一集には天保十一年九月から天保十三年六月までを収めるが、以後、二〇一〇年三月までの

「日記」(弘化二年正月~弘化三年十二月) 「日記」(天保十四年正月~天保十五年十二月) (二〇〇九年三月発行予定) (二〇〇八年三月発行予定

第四集

「日記」(弘化四年正月~弘化五年十二月)・「京摂覚書」(二○一○年三月発行予定)

人として岡田悠一氏(東京都国立市在住)に出会う機会があり、貴重な史料の提供を受け、「日記 逐一、記すことはしないが、心から感謝の言葉を送りたいと思う。また解読の途中に、竹垣家所縁の の公刊への励ましを得た。 九九六年に始まっている。その意味で、解読にかかわった院生との共同の成果である。その氏名を なお本書は、 藪田が指導する大学院近世史ゼミで解読してきたものを基礎にしているが、それは

最後になるが、貴重な本史料の提供を受けた東京大学史料編纂所に深甚の謝意を表したい。

目 次

目次 竹垣直道日記』について

凡例

解説

『大坂代官 竹垣直道日記』

竹垣直道の名所見物 『逸史』の講釈について

藪田

貫

内松本 寧子

vii

凡例

、本書は、東京大学史料編纂所蔵『竹垣直道御代官日記』の天保十一年九月朔日~天保十三年六月 廿九日を全文翻刻した。

つとめた。ただし、編者の判断により、必要に応じて読点「、」、および並列点「・」をつけた。 翻刻にあたって、改行をはじめとする体裁ならびに用字については、原本の形を尊重するように

用字については原則として原本の表記に従った。異体字・古体字・略字は正字または現在通用の 字体に改めた。ただし、以下のものについては、編者の判断により、原本のまま使用し、適宜現

在通用の文字を()に入れ、傍注とした。

変体仮名は平仮名に改めた。ただし、助詞として使用されている、「江」(え・へ)「而」(て)「与」

「

| 「

| (より) 「

| く

| く

| (して) 「

哥」(歌) 「

| (本) 「

図」(剣) 「

靍」(鶴)

(と) 「 尓」 (に) 「 者」 (は) 「 茂」 (も) などは、活字を小さくして使用した。

編集者による校訂は()に入れ、傍注とした。誤記・意味不明などの場合には、正字を傍 注とするか、(ママ)を付した。脱字は(一脱)と注記した。疑念が残る場合には、(カ)を加えた。

、虫損箇所については★、判読不能箇所については■とし、推読できた場合には()に入れ、

傍注とした。

抹消された文字で判読できる場合は、(×)に記した。訂正・重ね書きは、左傍に見せ消

し記号「〃」 を付し、右傍に訂正後の文字を記した。

一、闕字については一字あけとした。

原本中の行間の補記については、〈 〉で括り、原則として本文に挿入した。

印章については、⑪��などを用い、印面の文字は()に記した。

本書には、 に研究し、その理解に供するため、そのまま掲載した。利用者はこの趣旨を理解して利用して頂 現在の人権意識からみて明らかな身分的差別表記がみられるが、差別の歴史を科学的

きたい。

ix

表紙

H

記

九

従天保十一庚子年 九月至十二月

有之、自分者御両所とも初而之御逢、

夫
ら月並
之御礼
申述ル、
珍重廻
之廉前同断

○遠藤但馬守殿・米倉丹後守殿者御逢

相済

此珍重廻之儀別段可相廻處、 如此用人江申述手札相渡

今日御礼日ニ付

御両所とも立帰之御礼申述、四ッ時比帰宅

摂州東成

兎原 郡

八部

武庫

村々惣代共

仰付候二付取締向

河州若江郡

兵庫津

之儀申渡、受印取之 右者此度支配所被

西宮町方

役人共

右着坂之祝儀受ル

築山も相越、 御断二付用人江申置、

河内守殿疝癪気二付御逢

大御番頭交代済

珍重之旨も申置

九月朔日雨

朝六ッ半時少し前出宅 御城入、井上河内守殿江罷出ル、逐々地役衆

一池田庄太夫入来逢一宮部孫八郎検使相済、今八ッ時過帰着

一役所之もの一統禮受ル

上田五兵衛台文通肴到来、

返書遣ス

一本多大膳使者来

同二日 晴夜雨又晴

金井伊太夫入来逢

池田庄太夫ゟ使、味噌到来返書遣ス

武見殿代官佐々木新五郎入来申置

一御貸付方町人共為祝儀罷越ス

懸り地面取戻出入、東成郡天王寺村摂州武庫郡今津村松三郎ゟ平兵衛江

外弐人¤懸領銀出入、訴上候間来月 光堂町藤兵衛ゟ同所馬場先町伊蔵

二日差日之裏書遣ス

○二条詰米地車一件○右二ヶ条問合一築山江又三郎差遣し○懸や取極一件

承来ル

斎助、庄屋見習願之通申付ル一河州若江郡森河内村庄屋吉左衛門忰

一当地初番之御用状八日限を以江戸江

差立ル、甚蔵・本左衛門江壱封遣

上村六郎元手代吉井太郎右衛門初

逢

同三日 晴

直二支度、利八郎召連出宅八間屋江一朝六ッ半時比、築山出宅之趣申越

罷越、築山者幸蔵召連乗船いたし居

同船ニ而横堀筋★出船、

途中

川方

見分場所左之

与力近藤三右衛門ニ逢会釈致ス、

堤方

類州西成郡類川西成郡

後

海老江村

中津川通野田村領三坪 圦樋搓損替

是者惣石樋二而損所無之、 今般廣ヶ方之儀御普請相願

候得共自普請之積及利害

同断

同州同郡

九條村

是者敷板用二相成候外破損二付目論見候積

前

圦樋御修復

淀川通

同断

同 州同郡

塚本村

中津川通渡し場 圦樋搓損替

堤崩所込土腹附 字ひロ田

是者目論見之積

字村浦 百 断

是者目論見之積

同所

水刎杭出繕

是者水行格別悪敷与も難申先無之与も 可然二付見合候積

水高壱尺三寸ヨも相増居候儀ニ付他村差障★★ 是者今般廣ヶ方之儀相願候得共中津川通之方

候上、町奉行川方江も懸合、逐而及沙汰積 但此村 宅ニ而弁当

同断

同州 同 郡

成小路村

字村浦

堤崩所込土腹附

是者格別之見込有之場所ニも無之廻小損

ヶ付見合之積

右相仕舞、 淀川通ゟ帰帆、 夕七ッ時比

但船中鮎を権九★江振舞

帰宅

干鮎榎炭取遣ス、返書来ル 上田五兵衛江文通土産与して吉野葛

尼崎又右衛門ゟ文通(×御定)

番頭加番用人*

本願寺門跡使大柳新治入来、 干鯛 名前書付差越ス

箱樽代三百疋被相贈之

尼崎又右衛門〇増井平蔵河州築留

樋組惣代入来

明日難波御蔵渡方有之段、 申立候由、 胎三郎申出 ル 御蔵方

> 同 四 日 曇夜中雨

朝 Ŧī. ッ時過出宅、 難波御蔵江胎三郎召連罷出

ル

如左

亥佐渡

米四百五拾俵三斗 但五半・平均

同 断

一米四百四拾弐俵壱斗八合 但同新七升六合

大御番并加番衆江渡方之分

右池田庄太夫山本万之助手二相渡、

立會

御蔵詰合如左

自分

池田 l 庄 太 夫

山本万之助

永井彦市

御蔵手代組

頭

同手代

■平次郎

城代御蔵目付

御

佐藤傳右衛門

西組与力

大森亥十郎

築山手代

田川音太郎

昼食

弁当後舂法

大今里村

同郡

本庄村

河州若江郡

高井田村

同郡

庄屋

小休春法

森河内村

高札名前墨入相願、 墨入為致相渡ス

江戸表拾四番御用状到来 右相済、七ッ時比帰宅

○河野壱封

○甚蔵ゟ壱封

○勝ゟ壱封

摂州東成郡

木野村

同郡

5

○定例之由ニ而御蔵奉行江御饅頭壱重、 同手代江

右相仕舞、八ッ時過帰宅 尼崎又右衛門合文通来ル、八日

懸手代四人江金百疋ツ、遣ス

同弐重遣ス、音太郎江も同壱折遣ス○御蔵割

御城代天王寺参詣之旨申来ル

(半丁空白

同六日 晴

朝六ッ半時過出宅、早稲検見与して

廻村森誠一・山■寿 松浦八蔵・侍仙之丞・定助鎗草履取 郎・林泰蔵・

山

[口作助

計召連ル〇廻村如左

同九日

半晴昼後少々雨

(×積立今暁差立ル) 明渡米有之段、 林又太夫此節出府罷在、 飛脚尾張や惣右衛門ゟ如左申来ル 小毛氈一枚紅毛皿壱枚遣ス 為土産白縮緬壱反菓子到来逢 ○立會御貸附御用状 X 御朱印御用 大坂御城代 西丸御老中

稲葉丹波守殿 青山因幡守殿 井上河内守殿

○廻船方子弐拾三番御用状書 圭次郎持参出 御蔵方
ら申来ル

類

右今日到来之よし ○追手鑑札三枚

右今日御城入ゟ受取来候よしニ差越ス

難波御蔵渡米有之候付為立會 罷越ス、 山田啓助召連ル

今日罷越

米百壱石

亥和泉

百九拾七俵 增米壱石五斗弐升六合弐勺 但平均五斗八合

右加番并与力渡之分池田庄太夫

山本万之助手ニ而渡方相済、八ッ時過

帰宅

○帰途、 難波村於松の尾茶店ニ而休足

庭中一 覧

築留弐番樋搓損替願二付堺奉行

差出候書類写壱冊

差越候よし、夜中同人持参

右堺組与力中嶋良右衛門ゟ利八郎江向

江戸出火注進江戸や平右衛門

肴河岸納屋ゟ出火納屋計十五軒

○当月四日酉上刻日本僑船

焼失戌上刻鎮火

同十日 曇少雨

幸蔵罷出 $\stackrel{\textstyle (\times \ \)}{}$

昨日〇築山廻船改序湊屋

新田邊及見候處、 同所堤多分欠所

相見候、願立方等者無之候得共御普請いたし遣

答遣ス 可然旨見込有之段、 申聞候ニ付承知之旨

置候西之宮寅蔵を及殺害候住吉村

忰盤吾ニ逢候處、先達而内懸合いたし

朝岡助之丞方江又三郎遣ス、助之丞不快ニ而

吉蔵尋之儀者奉行所ニおゐて尋方

不行届義有之、早速尋方可申付候間

可申付■ニ候處、無其義段者全く調方

其段相心得候様石見守江も申聞候上、

相

答候旨申聞候よし相調申聞

同十一

日

尼崎又右衛門台文通、左之通申来ル

会ル三日、井上河内守殿西丸

御老中青山因幡守殿御城代

被 仰付候段、 今朝御奉書到 来

表向明後十三日觸出し、 翌十四

日

追手上屋敷引拂、 来十五日御受

宿次寄合之積

同十二日 晴

金井伊太夫入来〇清水江差遣候石代

相場書、 同所ニおゐて逐ニ而染を付候ニ付

引替之儀、金之助手附之もの内々相頼候ニ付

記替呉候様相頼、承知之旨答置

平右衛門江相渡差立ル

子五番御用状、

道中八日限を以江戸や

○当子御取箇帳二冊并定例差出

候

添書類

○江戸役所入用金四拾両来月五日限

為替手形壱通

金井江文通、 為持遣ス、返書来ル、先方
らも行違ニ文通 石代相場書記替候分壱通

唐草壱箱到来、 返書遣ス

同十三日 曇

朝五ッ時過出宅、堤方見分与して

○西成郡淀川筋代地場字

八軒やゟ乗船、

如左見分致ス

三番ゟ五番迄堤欠所

○同郡同断湊屋新田壱番台

四番迄同断

右者先日築山及見、 欠所有之ニ付

見分之上、目論見候積談済見分いたし

候處、所々欠損し難差置ニ付目論見

之積、 築山江申遣

○同所両新田堤欠所自普請

願場所見分致ス

右相済、 春日出新田会所ニ而 弁当

住居いたし候由之高宅ニ而坐敷向

但此所者往古大坂町人飯野佐太郎与申者

手廣く、且普請も殊之外宜、 間毎之

○立賣堀河岸ゟ上陸、船者八軒や江廻し

画何れも古人之筆跡ニ而美を尽す

歩行ニ而夕七ッ半時過帰宅

築山台文通、左之通申越ス

今十三日九ッ時、 御同様之内壱人罷出候様遠藤

井上

河内守殿連判之列被 仰付

大御所様江被為附、青山因幡守殿

被申達候、 御城代被 右二付麻上下着用、 仰付被叙四品候段但馬守殿 河内守殿玄関江

罷出御歓申述、 両御定番江珍重 硘

候間、 たし候仕来之由ニ付夫々廻勤 明後十五日迄二御都合被成同様 たし

1

中

屋敷江御出被成候方与奉存候下畧

右承知之旨、

返書遣ス

明 御 廻勤可然奉存候、 日引拂之由ニ御坐 候間 右御城代上屋敷者 御 城外

播州佐用郡大畠村外九ヶ村元

松平軍次郎上知二而知行之節、 奉行所ゟ御貸附銀百拾五貫目余 当地

滞之分、当年ゟ已来年々十一 月限 借受、内銀六メ目返納、

残銀百八貫目余

銀壱貫五百目ツ、返納之儀、 堀伊賀守江

申渡有之段、 願置候處、 願之通聞済相成候段 物代濱村喜右衛門届出 (×今日) ル 昨十二日

松浦八蔵、

三番四番船積立相済

昨夜兵庫津ゟ帰着

同 十五 H 曇夕雨

丹後守殿江月並之御礼申述ル、 朝六ッ時過御城入、 例之通但馬守殿 五ッ半時比

為天王寺村牢屋見分、はや昼飯ニ而 四ッ半時比出宅相越ス、牢守孫三郎

帰宅

出迎、 牢内御仕置場等見分、 当時入牢

自分方両人築山方三人有之、右五人江

銭三百文ツ、差遣、其段又三郎ゟ為申渡候

相調可差遣旨申付ル〇孫三郎江改而 上、合銭者孫三郎江相願、 銘々金之品

谷町筋帰途、 夕七ッ時過帰 宅 逢遣ス〇右相済、

四天王寺通り抜

立會御貸附利銀町人共江相渡候二付 仴 |杉浦又三郎 松浦八蔵召連

9

同十四

杉浦又三郎、 公事方懸骨折相勤候二付

壱ヶ年金三両遣候段申

林泰蔵、 当子大坂御詰米取締懸

晴 風

日

為手当、

申渡

一銀弐百拾七貫八百三拾九匁

懸り手代可差出旨、先達而築山台申越

三分弐厘四毛

従天保十二辛丑年

正月至五月

表紙

+

H

記

○遠藤但馬守殿逢有之

○加番四軒○御目付代壱軒 ○米倉丹後守殿疝積気ニ付逢断

之旨、戸田吾八郎申聞ル

○御城外

○築山茂左衛門通妻ニ逢、娘江手土産遣ス

○玉造公用人三軒○坂本鉉之助

○近山藤四郎○金井伊太夫通妻ニ逢 ○高田八左衛門○山木数馬○池田★★★

○筧鹿之助○山本主水○永田主水

○祖父江孫助○比留間兵三郎

○青山下野守殿中屋敷○堀伊賀守

○京橋公用人三軒○稲生七左衛門

○鈴木次左衛門○上田五兵衛○山村与助

右相仕舞、 九ッ時比帰宅

一来客

○坂本鉉之助○高田八左衛門○鈴木次左衛門 ○祖父江孫助○近山藤四郎○池田庄太夫

11

正月朔日

朝六ッ時役所之もの一 晴

統、

吉田孫三郎

年始之禮受ル

右同刻出宅、年禮如左

○徳山石見守

○御城入○番頭弐軒

し 候	○吉田勝右衛門○成瀬九郎右衛門○桑原信五郎
天王寺村会所ニ而休足、山口作助	○近藤三右衛門○朝岡助之丞○小川甚五右衛門
定例之よし金五拾疋献備	○成瀬正兵衛○内山彦次郎○大須賀元助
御霊屋拝礼致ス	○杉浦兵左衛門○荻野勘左衛門○磯矢与一郎
一朝六ッ時少し過出宅、天王寺	○工藤左之助○吉田百介○早川安左衛門
同三日 晴風	年禮如左○片山市郎兵衛○中嶋豹三郎
	初而逢
外畧	御霊前拝礼、金五拾疋献備、住持
○本多大膳○小林金之助贈尹一折	○専念寺
自分江金弐百疋元メ江金弐百疋贈ル	御宮拝礼、金五音で献備
○牧野備前守殿使者中川為右衛門	○建国寺
一来客	一朝六ッ時過出宅○尼ケ崎又右衛門江年礼申置
右相済、九ッ時少し過帰宅	同二日 晴昼後曇
○両本願寺○紀伊殿蔵屋敷	
○本多大膳○田安 ○小林金之助	外畧
○杉浦音五郎晁越候也□○尼ケ崎蔵屋敷	○石渡彦太夫○比留間兵三郎○堀伊賀守
○田坂源左衛門○西田清太夫○磯矢頼母	○金井伊太夫○築茂左衛門○筧鹿之助
○八田軍平○大森信之助○松井金次郎	○永田主水○山木数馬○山本万之助

啓助遣ス、定例之通御

初穂奉納

○瓦屋藤左衛門江年禮申 置

右相済、 生玉明神江山口作助、 朝 五ッ 半時 比帰宅 玉造稲荷江山田

小林金之助
ら之壱封差越ス、返書遣ス 明日八ッ半時比ゟ招き事申来

江戸表子六番十二月廿四日附御用状

○御沙汰書其外畧之

到来

鯰江幸蔵ゟ手爐到来、 鰹節移りニ

同 四四 H 睛夜中少雪

八ッ半時比出宅、 金井江罷越ス、相客築山

夜九ッ時過迄談話、 金井江山口 作助相越ス、 九 ツ半 遠藤但馬殿ゟ之 時比帰宅

廻状持参、 即刻金井江順 ★ 廻 状

前 米倉丹後守養母方叔母 如左

本多駒之助隠居伊豫守妻 (×病死)

忌日数相立候付、 旧臘廿三日病死、 今一日遠慮之旨、 定式之忌服可受處

正月四日

遠藤但馬守

惣廻状

来客徳山石見守

東成郡北平野町捨女子病死訴出

服部歓蔵遣ス

同五日 半晴昼少し雪

永井飛騨守家来上野八百蔵江中之

下之西之村仕越御普請之儀申渡、

仕様帳

為相渡候

右村々并御弊嶌村普請仕越之儀 (**) 申渡

金井・ 池 田 入来逢、 金井江昼. 飯 振

○徳山江罷越逢 米倉丹州江昨 日廻状之悔罷越申置

同六日 晴

朝五

湊屋新田堤方御普請所見分与して ッ半時過出宅、 八軒やゟ乗船、

代地場

罷越ス、 懸り両人召連ル、 夫々御普請所ニて

及差圖、 七ッ時過帰宅

同七日

晴

用始二付役所江罷出 ル 昼前

同江

御

酒振舞遣ス、

如左

誠 一·又三郎·和三郎·

利八郎·圭次郎

泰蔵・

孫八郎

作助・八蔵

省吾

歓蔵

啓助

幸蔵・孫三郎・定九郎・ 市郎兵衛

定次郎下代壱人・樋や下代両人

右何れも飯代金弐朱ツ、遣ス

摂州東成郡

馬場先丁

天王寺村

卯八借家

入牢

相手

新助

同村

密夫出入

堀越丁

非人

右一ト通吟味之上、 書面之通申付

村預

願人

音吉

○音吉女房たけ汽音吉義為疵負候ニ付

為検使、 山口作助差遣ス

〇此一件村役人訴無之、小頭新八ゟ申立 音吉・新助為召捕差出ニ付吟味取懸候儀

村役人共心付方等閑之筋二付、 差添

庄屋源之助江右不東之段、直二及沙汰

無記事

同八日

晴

同 九日 晴

御年貢納方調達之儀二付御勘定所江

申立候書面写壱冊差越、返書遣ス

小板和三郎儀、 刈屋湊江向ケ出役申付、 播州御廻米為積立 今朝出立為致ル

同十日 晴

金井江文通、 来々十二日可参旨申遣ス

築山同断

返書来ル

夜二入築山台文通、 御定番廻状到来

返書遣ス

前畧

今朝従江戸宿次到来、 去三日之

奉書拝見候處

三御所様益御機嫌能被成御座

被仰下、 元日二日三日之諸御礼首尾好相済候段 恐悦之御事二候、下畧

正月十日

河州道明寺ゟ糒弐袋相贈書状差越ス

定次郎届

色主水

御目付代

右肥前國平戸表御用相済帰府、今夜

西宮泊、 明十一日着坂、 旅宿南組惣会所

同十一 日 昨夜ゟ雪朝収曇

朝五ッ時過御城入、 江戸表諸御礼済之恐悦

申述置

○御定番弐軒

但玉造者昨日之廻状留二付取次

餌取栄蔵江相渡

右相仕舞、 ○御目付代春日左太郎 五ッ半時過帰宅

兎原郡東青木村役人共出訴、 去月

晦日百姓五郎左衛門宅ニおゐて博奕いたし

右之外、 甚七手合ニ加り候處、 候もの共一同召連吟味相願ニ付一ト通吟味 入牢申付ル 同村元次郎 宿 ・よつ忰富三郎 他行留守之よしニ付 百姓 同 同 百 同 百 亀 ×五≡ 郎 熊 弥助下男 亀 又兵衛忰 重三郎 伊之三郎 五郎左衛門 蔵 蔵 同十三日 同十二日 右相済、夕刻帰宅 一築山合文通、明後十三日御貸付御用始ニ付 八ッ半時過ゟ金井・築山入来、 帰ル 山田啓助今日之五日之暇相願承届、 宮部孫八郎儀、二條納与して今朝 召連ル 昼飯後出宅諸色見分罷越、 昼船ニ而出立 返書幸蔵江渡遣ス 懸り之もの召連、昼九ッ時比ゟ可参旨、 ○吹田や藤助木場 三人共召連可罷出旨、村役人共江申渡 ○瀬戸物店濱 晴 晴 合松杉丸太 解船板関板 懸両 談話、 今朝出立 夜八ッ時過

申来ル

昼九ッ時比出宅築山江罷越ス、融通御貸付 御 用始ニ 付一統江料理出ス、与力同心并

夫々逢、 町 人共江挨拶与して築山一同罷出 懸り森誠一壱人召連ル

与力

小川甚五右衛門

大森信之助

同心

融通方町人共代

右相済、 節分二付家例之通祝義相済 夕七ッ時過帰宅

本願寺使僧来ル、砂糖壱曲 年男古川仙之丞 鰤 簣

被相尋候段、 到来、去冬京都表慎中二付此節寒中 申述ル

> 同 十四日 晴

御定納渡米有之、八蔵遣スペ

北平野町捨子病死ニ付作助遣ス

服紗麻之趣申越ス

鈴木次左衛門江文通、

明日出礼服之儀問

同十五日

晴

朝六ッ時過出宅御城入、玉造京橋共

月並之禮受有之、 五ッ時過帰宅

圭次郎儀、先般長屋差遣候内祝いたし候由 二而

昨日重詰もの差越、 今日猶又鰻差越ス

返ニ付三ツ組盃并台共一箱・キヤマンコツフーツ

差遣ス

同十六日

晴

去子御年貢銀之内如左上

銀百貫目

内

銀六拾五貫目 御代官所

銀三拾五貫目 当分御預所

御金場ニおゐて上納相済候段山口作助右者小物成高懸物諸運上之内玉造

林泰蔵義、先般長屋差遣候内祝いたし申聞、納札弐枚又三郎ゟ差出受取

差遣ス重詰もの其外差出ス、三ツ組盃・コツフーツ

池田ゟ砂糖之事申越、返書遣ス

同十七日 晴

朝五ッ時比出宅難波御蔵江相越ス、出役

山口作助

弐拾五番 亥佐渡大石積船頭又助

米三百拾六俵

但唐箕操之分

右廻船御用達共引受納兵三郎・主水

手ニ而納相済

五拾三番 小堀主税納子播州

一米七百九俵弐斗九升八合

右前同人手ニ而納相済

右相済、七ッ時過帰宅

同十八日 晴

一博奕一件、口書御仕置共申付ル

摂州兎原郡

青木村

五郎左衛門

亀三郎

亀 蔵

東青木村

重三郎

伊之三郎

敲

弥助下男

熊

御仕置、 右之通申渡、天王寺村牢内におゐて

敲足軽栄蔵・五 為検使山口作助・服部歓蔵遣ス

助

但、 候得共不相当之儀二付、已来者不拘 先前垣内之非人江敲為到来候由

仕来、 足軽ニ為敲候積申付ル

摂州八部郡 一ッ茶屋村

善右衛門忰

急度叱

善次郎

右家出いたし候御咎申渡、村預差免ス

門恵女房

* < し代参</p>

今津村

同州武庫郡

太田仙之丞儀、 用人二取立、給金六両弐人扶持差遣 ○砂糖三斤○烟草壱斤 出精相勤候二付今般

山田啓助儀、 役所詰上座与可相心得旨申渡ス 用人差免給金三両ニ減

古川仙之丞、太田与改性願書差出承届ル

右前同断申渡、

村預差免ス

急度叱

門

恵

船改有之、懸り之もの遣ス

同廿日

晴

増井原蔵明後廿二日江戸表江出立之よしニ而

暇乞罷越ス逢、築山 二男 江戸表江

差下し候ニ付差添罷越候○右ニ付、如左遣ス

二男 江

○下緒壱懸○帯地壱筋

原蔵江

正徳院

作助次席之積、 書取を以両人江相達ス

同廿 H 晴

朝五 一ツ時出・ 宅 諸色為見分罷越ス

○九條村寺嶋浜関板

懸両人召連ル

○解船町濱関板

出来形も不宜、巾四尺之處三尺 此分板厚ミ不足いたし、一躰之

巾三尺九寸之積りを以相納度旨

九寸位之分も有之、旁厚壱寸五分

分三枚者直し方いたし、 市次郎・藤助申立ニ付承届、 明日ニも 不宜

懸之もの差遣相改候積

摂州兎原郡東青木村七郎兵衛宅ゟ

右相済、夕七ッ時過帰宅

朝四ッ時比迄焼、 及出火、 昨十九日夜九ッ時比ゟ翌廿日 同村并青木村共

家数合五拾三家類焼いたし候段

訴出ニ付留守中為見分、 林泰蔵差遣

候よし

船改有之、築山罷越候よし之處

風烈ニ而難出来、

同 廿二日 晴

増井原蔵築山準助江附添、 今日

江戸表江出立いたし候ニ付届物、

文通二而為差遣候

○関江壱封并小倉野廿五入壱箱 吉田製梅形楽菓子鉢

○久須美先生江壱封、 小倉野并姫路革

X

○順三郎江壱封、 当所駿河打下緒 懸

状箱二ツ入壱組

昨日樋方見分之節、 おゐて昼飯之用意いたし差出度旨申立 九條村昼食所に

候ニ付差留候處、今日樋や両人罷出候ニ付、 已来共

右躰之馳走ケ間敷義不致、 素ゟ弁当持参

いたすニ付無益之雑費無之様懸り両人な

為申渡候

夜五ッ時過林泰蔵罷帰 **兎原郡河原村役入申渡** ル

物家数百八軒

焼失家弐拾軒 摂州兎原郡

内壱軒 火元同村百姓七郎兵衛 東青木村

此小問六拾八問

外物置納屋 拾五ヶ所

酒造蔵 三ヶ所

土蔵

門長屋

壱ヶ所 弐ヶ所

惣家数百弐拾四 軒

焼失家三拾三軒 青木村

同

州

同

那

此小間百間半

外物置納屋 拾八ヶ所

四ヶ所

焼失家合五拾三軒

此小間百六拾八 (×軒) 間半

同 廿三日 晴風

朝五ッ時前出宅、八軒屋濱ゟ乗船

船改罷越ス、八木与兵衛・桑山圭次郎召連ル

侍代森省吾·侍池田市太郎於

西宮沖合改船

○摂州二ッ茶村井筒や七郎右衛門船沖船 頭

○大坂天王寺や正兵衛船沖船頭鉄蔵 金蔵新造千五百弐拾石ヨ青龍丸

三ヶ造千四百五拾石ヨ天力丸

○同所木や伊左衛門船沖船頭市蔵五年造

千五百石ヨ天福丸

○同所堀や庄左衛門船沖船頭宗次郎

右改、極印打渡ス五年造千五百弐拾石ヨ万寿丸

廻船御用達

苫や久兵衛

下代

弥助

廣嶋や平四郎

下代

次兵衛

清八

同改方

綿や市兵衛

惣代

-

丈七

右相済・夕七ッ時過帰宅

但・昼後西風強く海上風烈

乗船難堪・服薬等為致候事波当強く・省吾市太郎源助等

一解船丁江利八郎罷越、直し関板改方

いたし夕刻帰ル

出立、翌十二日当所通行之旨申越、受取為遣候一山林又左衛門ゟ文通、紀伊殿閏正月十一日国許

同廿四日 晴

一朝五ッ時出宅、堤方諸色為見分罷越懸

両人召連ル

樋や市五郎木場

○松杉丸太五百三拾三本

○松麁朶三百七拾束

吹田や藤助木場

○唐竹千弐百拾本

○杉丸太百五拾三本

九ッ時過帰宅 右之外、両所におゐて樋方木材見分

西奉行二而手代呼出相渡、利八郎受取来一去子年堤方清帳両奉行證印相済

並便二而差出候品相 X ○河野壱封 ○おゐち壱封○菓子品

同十九日之落 豊田藤之丞ゟ文通、

其外到来

○搗栗○状箱一○書画 ○書状并金壱分入 扇

○久須美関伊庭之狂哥

○手遊之類一包○書画絹地 川

同 计五1 H 晴

兎原郡御影村清五郎ゟ石屋村平右衛門江

不相済候段不埒二付、 懸預り銀滞出入、 日限済方申付置候 相手平右衛門押込

申付候段、代之もの江申渡

武庫郡守具村万右衛門ゟ清兵衛江

懸預銀滞出入、 對決之上六十日

済方申渡

同廿六日 晴烈風

朝五ッ半時比出宅、

難波御蔵江相

越

当番池田庄太夫・山本万之助

亥摂津

出役山田啓助

一米百六石四斗八升 五斗三合廻し

右御目付代渡米万之助手二而渡

一大豆

右築山納庄太夫手ニ而相済

右相仕舞、八ッ時過帰宅 東成郡天王寺村毘沙門境内ニおゐて 富興行有之、 為検使山田啓助

兎原郡畑原村ニおゐて来月上旬一

日角力相

八蔵差遣ス

承届ル

壱人江懸預銭并家賃銭滞出入一東成郡北平野町ちよら吉兵衛外

對決之上、六十日限済方申付

ル

及吟味候事

兎原郡住吉村常吉台田中村

同廿八日 晴風

昨夜ゟ烈風ニ付延引いたし度旨今朝堺江可罷越約速いたし置候處

築山ゟ申越、承知之旨返書為差遣候

即序背下あれた、然可、這、、一西成郡代地場湊屋新田とも

大風ニ而場所損所出来候旨、夕刻御普請所為見分、懸両人遣ス、昨日合之

利八郎罷帰申聞ル

田中村善五郎江懸預銀滞出入、内渡銀昨日及吟味候兎原郡住吉村常吉台

四百目之分引之残銀壱〆八百目ヨ

六十日限済方申付ル

同郡深江村百姓七右衛門立戻、御咎申渡

同廿九日 晴

一朝五ッ時過出宅、難波御蔵江相越

当番比留間兵三郎永田主水

出役

松浦八蔵

築山納

大豆四百四拾四俵壱斗四升

三斗五合

納廻し 三斗壱合

弐斗九升四合

一大豆五拾弐俵弐升四合黒田豊前守渡

右兵三郎手ニ而納、

自分立會

廻し弐斗八升八合

右同人手ニ而渡、同断

寒中見舞并年始二付使僧被差越 右相仕舞退散、 西本願寺江罷越、 此間

挨拶、 河州若江郡高井田村百姓伊七妹 留守居玄関江申置、八ッ時比帰宅

入牢申付候段、 届出ル とめ儀吟味筋有之、東奉行ニ召捕

閏正月朔日 晴

朝六ッ半時比御城入、玉造京橋とも 定例之通礼受有之、五ッ半時比帰宅

摂州武庫郡 今津村

百姓

房吉

右之もの儀博奕いたし候趣相聞候ニ付尋方

申付置候處、 村役人共召連罷出二付一ト通

右今津村

吟味之上、入牢申付ル

同二日 晴 (×無) 風静

帰牢申付ル

右、

先達而入牢申

-付置候處呼出し、

吟味之上

朝六ッ半時過出宅、八軒屋台出船、 堤方

及見、夫々差図いたす

見分罷越、

懸両人召連ル、

御普請仕立方

○摂州嶋下郡中之村・下之村・西之村

○同州西成郡三大道村

○同州東成郡赤川村·毛間村 (馬) ○下之村之内 . (×字 場所)

十六間程有之目論見置

右相済、暮六ッ時少し過帰宅

五條村藤右衛門罷越候よし

大坂や定次郎母妻年始ニ来候よし

百姓

25

直蔵

外四人

同三日 昨夜中雪積三四寸、 今朝収

昼前

合快晴

早昼飯ニ而出宅、八軒やゟ乗船堤方

為見廻罷越ス、懸両人召連ル

○中津川筋西成郡野田村

去月廿七日之風烈二而堤欠所多分

出来

○西野新田

○傳法村

同断欠所出来候得共多分之事ニも無之

北伝法田畑欠所見分

)安治川筋 同郡代地場湊屋

新田

御普請所見廻いたす

夜六ッ半時比帰宅

右相済、

摂州兎原郡

芦屋村

庄兵衛忰

入牢申付ル

親兄村役人共申立ニ付一ト通吟味之上 右之もの儀、身持不宜且博奕いたし候段

尼ヶ崎又右衛門合文通

御城代当月十一日比出立、道中

十四日之伺済二而廿四日着坂

翌々廿六日(×日)御城入之旨為知

同四日 晴

朝 五ッ時過出宅、 九條村江為諸色

見分罷越ス、懸両人召連ル

○同巾弐尺五寸拾弐枚 ○解船関板巾三尺六拾枚

右見分之上極印打渡、 東成郡北平野町こま立戻 八ッ時過帰宅

御咎申渡

兎原郡新在家村利代太帰住御咎 (*)

丑: 松

申 渡

池 田 庄太夫入来逢

同五日 朝曇五ッ時前ゟ晴、 昼後過雨

這三止

朝六ッ半時過出宅、 罷越ス、鯰江幸蔵召連ル、天王寺門前通台 築山江誘引堺江

宅江罷越面会、 方江罷越ス、昼飯後曲渕甲斐守 定例料理差出候よし之處

天下茶や二而休足、九ッ時過堺江着用達

遠路之義旁断、 暫く談話いたし退散

八ッ時過用達方出立帰途、 猶又天下茶や

ニ而休足、七ッ半時過也、 夜六ッ半時比帰宅

同 ≥七± 日 晴

御幣嶌村杭出為見分、懸両人遣ス

東成郡木屋新田堰板願場所為

見分、東与力吉田百輔・西与力近藤 三右衛門相越候よしニ付、 山田啓助遣ス

摂州東成郡

北平野町

万次郎

南平野町

金兵衛

久兵衛下男

巳之助

大久保仙丸領分

同国同郡国分村

万右衛門

吟味之上、 入牢申付ル 踏込召捕、

吉田孫三郎差出ニ付、

ト通

右之もの共昨夜中博奕いたし居候ニ付

摂州天王寺村

正兵衛

津国や

正兵衛忰

音 吉

置申付、為検使松浦八蔵・森省吾差遣

右之もの共〈博奕いたし候始末〉口上之上(×博奕)重敲御仕右『		弥兵衛忰	直蔵	ちよ忰	弥右衛門後家 一大1	由 松 同八日	与吉忰	房吉	与兵衛 同七日	甚兵衛	今津村 焼!	摂州武庫郡 一小!	いたし候よし三付同様吟味之上、入牢申付ル	右之もの万次郎方江おゐて一同博奕		指摩ぐ 方
右同人手ニ而代廻し有之候處、俵入不足いたし	一大豆三百七拾五俵右同断伊豫		17、77月155656515万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万		大豆納有之泰蔵出ス	日 晴		無記事	日 晴		焼死人検使申付、夕刻御用状差立ル	小板和三郎江佐用郡下櫛田村	相唱度旨願之義内話有之	○佐用郡平福村年寄共義大年寄与	高田八左衛門入来逢	於天王寺村後日置相済

納難相成戻ス

摂州東成郡

北平野町

八

南平野町

竹次郎

おゐて博奕いたし召捕之もの差遣候處

右之もの共、去ル五日北平野町万次郎宅ニ

召連罷出候ニ付一ト通吟味之上、入牢申付ル

播州刈屋湊出役和三郎ゟ御用状差越

同九日

曇昼後雨

九條村解船関板残之分出来為見分

おミち昨夜中ゟ熱気有之、今朝安田

利八郎遣ス

覧致ス

場所逃去候二付尋方申付置候處

八ッ半時過ゟ築山江罷越、夜五ッ時過帰宅

再拵之分 子摂津買納伊豫 一大豆三百七拾五俵

六拾八番納

右永田主水手ニ而納相済

北平野

摂州東成

万次郎

外弐人

南平野

外弐人 金兵衛

正兵衛

天王寺

大久保加州領分

外壱人

申聞ル、 朝五ッ半時過引付候容躰有之

一大豆御蔵納有之、泰蔵遣ス

玄筑呼寄診察為致候處痘之よし

同郡国分村

万右衛門

紀伊殿明後十一日貝塚御泊、十二日当所

右呼出、

糺之上帰牢申

付ル

○貝塚○堺○堺筋○高麗橋筋

○高麗橋○東詰台濱通

御通行、

御道筋左之通

○蔵屋敷御小休○濱通○京橋

○枚方御泊

船改有之、築山罷越ス右之趣、定次郎届ル

同十日 晴

一摂州八部郡東尻池村久右衛門外六人

一右一件之内百姓梅太郎義、召捕之もの呼出、吟味之上帰牢申付ル

召連可罷出旨、村役人共21申渡 差遣候節不罷在2付今日6三日之内

一御定番廻状青山下野守殿明十一日

惣廻状ニ而築山江到来、自分承付も江戸出立、来廿四日着坂之旨為知

いたし廻達いたし候よし圭次郎江写

差越ス

一明後十二日紀伊殿当所通行ニ付

自分共市中江可罷出仕来之處

築山申合不罷出積ニ付今朝〈八軒や蔵屋敷江〉

鯰江

幸蔵・水野利八郎差遣難罷出段

口上を以申述候處、口上書差出候様申聞

留守居山林又左衛門承知いたし通行东付認メ持参いたし候書付差出候處

申聞候、口上書左之通

取次浅田

由之助申聞候よし罷帰

之節書面之趣用人江可申達段

半切折懸

口上覚

大守様今般当地御通行二付茂左衛門

廻船改方差湊日々罷越、三右衛門義者三右衛門可罷出處、茂左衛門儀者此節

日々廻村仕候ニ付、御通行之節難罷出大川通堤川除御普請中ニ而是又

此段御断申上候、以上

閏正月十日 鯰江幸蔵 築山茂左衛門手附

水野利八郎 水野利八郎

同十一日 晴

去子遂割賦竹縄藁代銀壱〆

九百弐拾三匁壱分九厘三毛、御破損方

役所江上納、御破損奉行連名之受取書

取之、手元江受取置

青木駿河守家来

右呼出候處、今日罷出候二付領分銀札通用

柘植徹之進

申聞刊屋ス 方取計之儀承糺書付を以始末可申立旨

申聞相返ス

出役松浦八蔵遣ス明十二日紀州御通行ニ付天下茶や江

一紀伊殿当所御通行二付天王寺村同十二日 曇八ッ時比ゟ雨

之内天下茶屋江松浦八蔵、野江村

相斉奏よ)・洛々毘帚申墹レ地内江服部歓蔵差遣、無滞御通

相済候よし銘々罷帰申聞ル

但、

先前自分共市中江罷出

[候仕来

之處、一昨日留守居迄相断置不

罷出候事

為問合山口作助差遣候序、柳原御破損方役所江竹縄藁代之儀ニ付

朦中容躰尋遣ス

太郎右衛門江先般伯父領蔵病死之悔并

同

十三日

雨

重 東成郡北平野町博奕一件御仕置 左之通申渡 敲 大久保加賀守領分 摂州東成郡 北平野町 喜兵衛忰 南平野町 天王寺村 正兵衛忰 久兵衛下男 -万次郎 正兵衛 金兵衛 巳之助 竹次郎 正兵衛 音 喜 吉 急度叱 廻り筒竹賽博奕いたし候一件、一同口書 右者万次郎宅ニおゐて同人其外之もの共 叱り 右 同国同郡 国分村 北平野町 同 又兵衛 正兵衛 利兵衛 喜十郎 新三郎 伊 惣兵衛 - 庄左衛門 喜右衛門 町 八

取之、書面之通御仕置申付、御仕置済之上

村役人江引渡候段申渡

但加賀守領分之ものも同人役人共工

元〆共合文通を以御仕置申付候段為

築山ゟ文通、おミち為尋向菓子一折

右為検使、

山田啓助

松浦八蔵差遣ス

相達候

到来、

返書遣ス

同十四日 晴

八部郡二ッ茶屋村水死人訴、為検使服部

歓蔵差遣、昼後出立

○兎原郡筒井村角力、明十五日十六日

興行之検使

○御影村孫兵衛方江青木駿河守家来

如何之取計いたし候一条

○青木村類焼人之躰見分

○御影村出火風聞糺

右夫々歓蔵江兼申付遣ス

一おミち順等今日ゟ起張

おミち為見舞罷越ス、銘々菓子手遊等贈

ル

鯰江幸蔵・平のや一郎兵衛・大坂や貞次郎

一明日出礼有之處、築山南中嶌村へ

悪水路為見分罷越候ニ付断之儀

賴越候得共、断方之振合不相心得候間

比留間兵三郎江八蔵遣し問合候處

直二逢、申越候趣左之通

○出礼之節同役難罷出節玉造ニ而考

地役一同之名前書相認メ家来差出候間、

何々之儀二而不罷出段名前之上江認メ

差返し用人江口上を以其段申述

點を懸差返し同様用人江口上を以

京橋二而者名前書差出候間

名前に

で出文月代奏義ニ而書寸等ニ者下すで掲売されて

不罷出段申述候儀ニ而書付等ニ者不及よし

同十五日 晴

朝六ッ半時出宅、 京橋とも逢有之、 築山者今日南中嶌 出礼に付御城入、玉造

悪水咄為見分罷越候二付難罷出旨双方

用人江申述置、五ッ時過帰宅

大豆御蔵納有之ニ付朝五ッ半時比ゟ難波 御蔵江罷越ス、出役林泰蔵

子摂津代買納伊豫

大豆百五拾九石四斗 六拾八番御蔵納

此俵四百拾九俵壱斗八升

此納廻し 拾五〆六百目 切下三斗八升入

三斗八升壱合

拾五〆弐百目

三斗九升九合

拾四〆八百目 三斗九升壱合

重目見直し

三斗八升八合

外余大豆拾四俵壱斗

子同断豊後

大豆百七拾石九斗五升 此俵五百八拾九俵壱斗四升 六拾七番御蔵納

拾弐メ四百目

此納廻し

切下弐斗九升入

弐斗九升七合

拾弐メ目

弐斗九升七合

拾壱〆六百目

弐斗九升

軽目見直し

弐斗九升五合

外余大(×米)豆拾三俵壱斗五升 当番山本万之助手二而納相済、

青木駿河守家来柘植徹之進呼出

兵三郎出席、

九ッ半時過帰宅

兎原郡御影村嘉兵衛義家来織田順平

此上不及糺方、且嘉兵衛江収納米用向倶々如何之取計いたし候段、格別之勘弁を以

、こう、女命丁昌させ、乙三郎と申付候段届方遅引之儀も是又勘弁此上不及糺方、且嘉兵衛江収納米

申達候いたし、改而可届出旨、又三郎を以為

摂州兎原郡

右一件引合之もの共左之通

嘉兵衛

御影村

同州同郡

新在家村

病気ニ付代

孫次郎

新右衛門

同州同郡

御影村役人惣代

年寄

宗三郎

申渡、嘉兵衛駿河守用向相達候段届書右之もの共、夫々不東之廉勘弁を以吟味之不及沙汰段

改而出ス

同州同郡

新在家村

右之もの儀、前書一件ニ付村預申付置處

前文之通相成候上者改而家出之咎申渡

立戻之儀承届ル、村預差免ス

一江戸や平右衛門届

五丁目片側壱丁焼失、卯刻鎮火○閏正月九日夜丑刻中橋本材木町

同十六日 曇夕雨

一おミち順等、起張之日数相済

東江呼出有之、啓助罷出候處、東成郡

木屋新田川面上手ゟ廿三間之場所

新規堰板差入度願、 今日聞済申渡有之 聞 ル

為心得相達候よし吉田 木屋新田ゟも右之趣届 田 旨助 申

与力由井八十太郎面会、 徳山石見守江呼出、 八蔵罷出 松坂三郎左衛門 [候處

御廻米籾、 元御代官所越後国去々戌御年貢 沖船頭豫州越智郡

生石村只吉事勝右衛門其外盗賣

七拾四匁七リ築山出役中村勘兵

いたし、買受候御米籾賣払代銀

八八貫

同江相渡候ニ付受取来候よし、 然ル 處

右銀自分方江預り置候様いたし度段

平野や市郎 勘兵衛罷越申聞候ニ付預り置、 兵衛江 相 預 築山連名之 即刻

須田胎三郎、 播州積立相済七ッ ,時過

受取書取之置

帰宅 八部郡東尻池

兎原郡芦屋村 丑松・

久右衛門外六人呼出、

為相糺帰牢申

渡

同十七日

雨雪夕晴又曇

おミち順等、 貫膿之初 Ħ

罷越、 青木駿河守家来柘植徹之進 駿河守領分収納米之儀摂州

申立候書付差出、 并同村次郎右衛門宅借受家来止宿之儀 御影村嘉兵衛江賣捌方用向申付候 夫々承届候段又三郎 儀

を以申達ス

昼後ゟ築山江罷越ス、 夜四ッ時過帰 宅

)播州網干湊積摂州御影沢田 Þ

三五郎船之儀二付内談

談済

○東成郡赤川:

村圦

(樋上木)

願之儀

○圦樋上木願之儀ニ

付村々江心得方

申渡之儀

)東成郡野田村圦樋之儀内談

同十八日

右申談ス

播州佐用郡下櫛田村持観音堂二 曇

罷在候森信濃守領分同州赤穂郡 名村禅宗岡寺末松岡庵隠居

検使差遣、相済諸書物相添、 尼古岸義焼死いたし候一件 (ヵ)小板和 山田啓助

三郎

信濃守役人一同東奉行江差出

早々済申渡

清五郎江懸預荷不差戻出入、吟味之上

同郡脇濱村与十郎押込申付ル

同郡東明村又左衛門ゟ芦屋村源左衛門

外六人江懸貸銀滞出入、利害之上

済方申付ル

同十九日

晴

三瓶鍉蔵入来、自分之書并芥子餅

折到来、 五ヶ年来堺天神社内ニ遊学

金百疋遣ス

いたし居候よし逢、

到来之墨壱丁

但内藤駿河守家来之よし

摂州兎原郡

芦屋村

庄兵衛忰

丑: 松

村役人工引渡候段申渡 為検使八蔵・省吾遣ス

但、

不取用、其上博奕いたし候始末吟味

右之もの儀、身持不宜親兄ゟ之異見をも

口書取之、即刻重敲御仕置申付

天王寺

摂州東成郡

非人

音吉女房

たけ

右之もの儀同村新助与密通いたし(×候段)

夫音吉二疵被為負候一件、右疵平愈

いたし、村役人共差出ニ付疵所見届之上

吟味中入牢申付ル

紀伊殿家来山林又左衛門入来応對

一通差置、直ニ罷帰候よし、右口上書如左仙之丞罷出候處、紗綾二巻差出口上書

今度参府二付此表被通候處

万端入御念儀満足被存候、

仍之

以使卷物被相贈之候

但、留守之儀ニ申述為置候事

築山ゟ文通、金井ゟ之手紙差越ス、返

金井文通

遣ス

大御所様雪 御障俄二公方様濱江被為 成候處、雪二而御延引相成

城侯様清水江御沙汰有之、同日申上御老症去ル七日未中刻直ニ御登

御大切之旨極密申来候、為御心得申上候以上城候様清水沤御沙汰有之、同日申上刻

閏月十八日

右手紙者留メ置、自分ゟ返し候段申遣ス

十八日尾張や惣右衛門届

江戸出火

○当月十日暁寅刻中橋本材木町

五丁目芦之湯ゟ出火、同六丁目

横丁通ぬしや町之方少々凡壱丁半

計焼、同卯刻鎮火

一昨日築山ゟ差越候金井之文通添書同廿日 朝雨昼少し晴昼後雨

いたし同人江相返ス、口上ニ而返事申越

御朱印御渡之節次第書写壱通支配所播州瑠璃寺\(\text{\ti}\text{\texi}\text{\text{\text{\texi}\text{\texi{\text{\text{\texi}\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\texi}\text{\text{\texi}\text

											八级八百		117	门坦但坦口此(
.	同廿一日 雨		金井ゟ借受写候よし廻し来	惇信院様 薨御之節之例書壱冊	一築山ら文通	右相済、七ッ時過帰宅	○南中嶋圦樋	〇 篇 竹	○杭木	○吹田や藤助木場	○麁朶	○杭木	○樋や市次郎木場	能越ス	一昼後出宅堤方諸色見分与して	差越ス、受取遣ス	

類焼いたし入寺相慎罷在處、昨日迄ニ而右之もの、去月十九日夜失火いたし多分家数

三十日相立ニ付慎差免ス

諸味調筋有之、村預申付置處(×村役人江)一兎原郡新在家村孫兵衛所持之醬油

預差免ス

一江戸平届

○当秋大坂加番

7.7.2 55.8.1.7.

京極甲斐守 稲葉兵部少輔松平能登守 石川近江守

同廿二日 晴

一朝朝岡助之丞方江又三郎差遣、播州

船越村瑠璃寺江之

奉行所ニ而者寺院呼出置、即日相渡候よし

御朱印御渡方之儀ニ付内問合いたし候處

一右ニ付瑠璃寺呼出之儀、書付差遣ス其余之儀者先例取調可申越旨申聞候趣

七郎兵衛

弥

々渡方之儀承ル、左之通

承知之旨、受書可差越もの也

丑閏

正月廿二日 片苗名印

播州宍粟郡船越村

瑠璃寺

夜五ッ時迄ニ可相達旨人足方長八ゟ受書為右白木状箱入飛脚両人申付ル、明廿三日

但急御用之儀ニ付異変之節者何レ

差上候

役所判ニ而飛脚之もの江相渡、御用灯燈ニ而も早々先方江達方之儀添書付

壱張貸下ル

右

御朱印御渡之儀二付御城代中屋敷江

罷越、用人山室弥兵衛江面会、来ル廿六日

○御朱印廿六日御城入二候得者相渡候積之處

可相成哉、左候得者同日之積

徳山石見守方江罷越ス、逢右

○廿七日御城入御渡相成候得者夜ニ入候而も御朱印御渡之儀ニ付問合候處、左之通

即日相渡候積

○着服之儀一躰平服ニ而も可然心得ニ候得共

御城入歓『罷出候儀』付服紗麻之侭

右者例熨斗目麻ニ付別段着替ニも罷出候儀之處、奉行上使招待有之

然ル處、自分者御城入歓而已之儀ニ付

不弁故、

其侭罷出候積、

示談いたし候

よし

有之者石見守ゟ申越可呉候間、沙汰無之候服紗麻故其侭ニ而可然、着振候儀も

右之通相心得候様

)御朱印者箱ニ入有之候心得、其侭受取

家来ニ相渡、 其侭相渡候積、 先江宅下いたし候よし 奉行者受取相済候得者

候處、 差当心得無之、先例取調可申越よし

)病気等ニ候ハ、代僧ニ而も相渡候哉之旨之問

)御朱印相渡侯儀ニ付心得之為 去ル十八日自分方出役手代江申聞候義も

有之候處、 無其義候間、 承糺候様可致旨

申置

右等之趣申談、 七ッ時過帰宅

去ル十八日出役之もの取調候處、

Щ 田啓助

有之、又三郎を以為承糺候處、 同日出役

御朱印御渡可有之候間、 之節、与力西田清太夫ゟ談来ル、廿六日播州瑠璃寺 為心得申聞候よし

之處、失念いたし居候趣、 不東至極二付

急度慎可罷在旨申 F渡置

おゐて

御朱印相渡候節之振合写取差越ス

築山淀川筋堤見分二罷越、 三大道辺迄罷越候趣、 夜ニ入帰ル 利八郎差遣

おミち痘無滞相済、 今日結茄(カ)之終ニ付

朝紀伊殿蔵屋敷江罷越、 内祝致ス、 飯赤飯等下々江遣ス 先般御使者

砂綾弐巻被下候御礼申述、 手札差置

仴 |服紗麻侍両人連 ル

昨廿 圭次郎を以差越ス 日惣廻状、 築山江 一到来候よし

前界

明朝此表到着、 青山下野守為引渡杉浦出雲守 明後廿三日丹後守

宅江被罷越候間 兀 ツ時 揃例之通

御機嫌可被相伺

候

下畧

閏正月廿一 日 米倉丹後守

遠藤但馬守

惣廻状

一杉浦出雲守今朝着之よし

同廿三日 雨

朝五ッ半時過出宅御城入、米倉丹後守殿

御宅江罷越ス、

地役左之通罷出居

○鈴木次左衛門○金井伊太夫○祖父江孫助○榊原太郎右衛門○石渡彦太夫○上田五兵衛

□ッ半時過迄待居候處用人川上猛次郎○山本万之助○築山者自分跡ゟ罷越ス

○比留間兵三郎○池田庄太夫○永田主水

○近山藤四郎○筧鹿之助○山木数馬

罷出、一同揃候様申案内いたし月並出礼

如圖

いたし候、

即溜り居候間江罷越一

同着坐

之町奉行当所地役人之旨申述ル、上使右之通着坐、上使着坐被致候節、差添

甲渡、左之通

大御所様

右大将様 益御機嫌能被遊御座候弥

熱して見を イルカハ 出禮席 Þ i> じ ٥ D 杉浦出雲存 > 上使 Þ Þ D b ٥ 4 地役一同 遠藤但馬守 煮 堀伊賀守 米倉丹後守

入念可勤

奉畏旨申述相済、上使者直ニ退散之様子 右之通申渡有之、 筆頭之御 破損奉行承知

御機嫌宜恐悦之旨立帰り手札差出申置

御 .城出○杉浦出雲守旅宿

申置、 罷越、 築山ゟ同道、 手札差出御機嫌能恐悦、 昼 九ッ半時過帰宅 且暇乞共

銀三百六拾五匁

右、 其外御払代之分、 池田岩之丞頼大坂乱妨一 御金蔵納相済、 件仮御 納札 枚

古金銀引替方之儀二付東奉行 石原築山自分江達有之、又三郎差出

又三郎ゟ受取

今朝又三郎儀東公用人武笠祐左衛門

差遣し、去ル十八日播州瑠璃寺

達書受取

来

○御目付春日左太郎、玉造共同様 御定番町奉行送出ル、 引續 同退散い 申 置 、たし

水干落候二付翌十六日同駅致出立 渡川難相成同駅ニ致逗留、 藤枝駅迄相越候處、 可致着坂旨申入置候處、 大井川出水ニ付 去十五日駿州 然ル 處

上

無滞候得者来ル廿五日可致着坂申越ス

閏正月廿二日 御定番両人

惣廻状

同 廿 三 日

森誠 上谷上村外弐ヶ 服 部 歓 村新開場見分相 蔵 義 摂 揃 八部

七ッ時過帰ル

御朱印之儀ニ付談有之候段失念いたし候

申 聞

前畧

青山

下野守道中無滞候得者明後廿

四 日 昨日築山江到来候よし、 出役之もの慎申付置候一条、 今日写廻し来ル

江戸表丑弐番御用状到来 ○おたの壱封○おゐち壱封

久須美父子壱封

庄次郎壱封入旧臘支配勘定江

出役替書物方被仰渡候吹聴

○御沙汰書

○同役年始状

同 廿五 日 快晴

御城代青山下野守殿、 朝五ッ時比網嶌

着船之よし、 四ッ半時過中屋敷江着

被致候趣

朝五ッ半時過築山入来、昼飯後同道

御城代中屋敷江罷越、 着坂御歓申置

九ッ時過帰宅

九ッ半時過出宅、

樋方為見分罷越ス、

懸両-人

召連ル ○樋屋市次郎切組京橋木場

但伏替

| 摂州東成郡北酉嶋新田嶋頭 神崎川通築山茂左衛門御代官所

用水圦樋長六間屬三尺伏替

取調直し候積、 右見分之上極印打渡、木口不宜分有之 一体調方不束之廉

及沙汰、 明日書面を以申立候積

有之、市次郎役所江呼出、心得方不束之段

○吹田や藤助切組之分

摂州東成郡赤川村 淀川通築山茂左衛門御代官所 淀川 通 (青山下野守殿御役知摂州東成郡) 上辻村 (×下村)

外

Ŧi. ケ村立會

上口三尺五寸

用水圦樋長廿壱間半 下口弐尺七寸 高 弐尺三寸

上口三尺八寸

用水圦樋長拾八間 下口三尺

高 弐尺四寸

但伏替

杭木拾四本 長四間半

右夫々見分、

極印打渡藤助分者至極

仕立方宜:付其段及沙汰

右相済、夕七ッ半時過帰宅

同廿六日 雨

播州船越村瑠璃寺朝五 ツ 時過着坂

いたし候よし届ケ出 ル

右瑠璃寺着坂いたし居候段、 御城代

用人江文通二而申遣、

返書差越ス

文通到来

御自分支配所寺領

御 朱印

閏正月廿六日

御定番両名

右三付、 為御受夜六ッ半時比、 丹後守殿張番所江罷出

番之もの申聞候ニ付扣居候處、 丹後守殿江

今夜者御門明居候よしニ而扣居候様いたし度旨

申聞候旨番人申聞候ニ付、 夜五ッ時過帰宅

右之通相済候處、 猶又御定番方

方文通

御城代江可罷出旨申来ル、 先之書面者

明日刻限早メ相成候ニ付明朝六ッ半時比

引替返却之儀用人ゟ申越、 引替遣 ス

同廿七日 雨

朝六ッ時過御城入、 御城代上屋敷江罷出 ル

六ッ半時過下野守殿着被致、 無程

地役築山も罷越ス、 御定番町奉行被参、 夫々逢、 用人山室弥兵衛江 五ッ時過ゟ

逢、 左之通書物差出 ス

出火之節手附手代其外差出候義

壱通

申上候書付

右暮六ッ時比到来、 御受書差出ス

ル

纏其外合印

追手御門鑑札三枚

壱通

壱包

壱通

壱通

出火之節追手江不相詰義二付 野服之儀二付申上候書付

申上候書付

頼遣ス〇五ッ半時比下野守殿 同御逢有之 右尼崎又右衛門江相渡用人江可相渡旨

是者築山連名もの也

築山一同罷出ル〇但馬守殿御逢有之

○本多大膳ニも初而逢○四ッ時比下野守殿

御立

御朱印御渡有之

右手續中礼いたし着座、 席江出ル、 下野守殿

瑠璃寺

○御朱印如此 着座、 難有仕合之旨申述、三方之侭持退座

之侭自身ニ持元之席江戻り、三方差置 御朱印相渡旨被仰渡有之、進ミ出、三方

月並出札出之間 角朱印三方 下野孕殿 但馬孕殿 4-丹後字殿 4 着座復坐共 Δ 000 家来 0 1 94 9 四中礼 家来 40 0 4

御朱印拝見致ス

播州宍栗郡船越村

右又右衛門江申 談 箱借用入ル、 此箱者今般

下野守殿

御黒印を入候箱之よし、 錠前附外箱黒塗也○山口作助召連罷出居 内箱嶌桐

同人麻上下ニ而始終自分之先江立為持ル ッ半時過退散、 立返り初而御逢済之御礼申置

)御定番弐軒共珎重廻申置、 九ッ時過帰宅

〇今日

取込居候よしニ而後而用人服部源左衛門 御朱印一 同添書付御渡可有之處

罷出不及候事

自分江相渡ス、受取如左 寺社之輩

御朱印頂戴之為御礼江戸江

為差出候、 御朱印相渡ス、添書付も相渡ス、受書 一体受書之儀無之先例之よし

瑠璃寺義

町奉行申聞候得共、

不拘先格取之置

御朱印相渡候上者帯居候儀ニ付、帰り之節者

開門いたし置出門為致ル、 取次門番とも

送候訳『者無之候事〇瑠璃寺一旦

下宿之上、玄関迄礼二出 ル

八ッ半時比又々御城入、 御城代江罷出

瑠璃寺

御朱印渡済之義御届、 口上を以用人

御朱印之箱、 服部権左衛門江逢申置 同 人江 返上 相渡

○甚蔵壱封

江戸表江丑弐番御用状、

七日限ニ而差立ル

ス

○大貫壱封 ○岸本様壱封

瑠璃寺八ッ時比呼出

X

青山 箱中屋敷江差出 下野守殿江御城入、 ス 歓状并干鯛

同廿八日 晴

朝中: 村勘兵衛罷越、 今朝築山兵庫

灘目邊江廻船改与して出立いたし候ニ付御届書取調

右御届書為差出、 持参致候二付受取 御城入致ス

○例書壱通

○築山御届書

壱通

右御城代用人服部源左衛門江出 ス、 両

町奉行罷越逢

右玉造者松井勘右衛門、京橋者川上 ○右同断御届書 壱通ツ、

猛次郎江出ス、 ○玉造者昨日別段逢有之上、 四ッ半時過帰宅 礼申述ル

少々不快之よし

播州宍粟郡船越村瑠璃寺儀 是迄奉行所江諸願申立候節支配

之儀二付、已来添翰受可申立旨 添翰無之罷出候よし之處、不相当

昼後出船、 為申渡、受書出ス 堤方見分与して罷越ス

淀川通

築山茂左衛門御代官所

一堤欠所繕長四拾弐間 代地場

三番 一同長五拾

三間

四番 一同長七拾五間

Ŧi. 番

.長八拾壱間

合弐百五拾壱間

同

淀川通

四番迄 壱番ゟ

堤欠所長四拾弐間

一五同番

同長拾間

同 那

右同断

湊屋新田

右出来栄見分致ス、壱番之場所今般 合三百三間 二口

合五拾弐間

自普請相願見分承届早々可取懸旨

申渡

右同断

中津川通

同郡

四貫嶋村

堤欠所繕自普請願

六軒屋新田

同断

干鯛一箱被相贈候

今朝御届書差出候事、 幸蔵を以

勘兵衛江申遣ス

尼崎又右衛門ゟ文通、 如左申来ル

御城代精進日十八日廿二日之旨

御城代使者口上書

御城入大慶存候、依之相祝 拙者儀、今般首尾好致

目録之通令進入之候

同 计九日 晴

野田村

49

同 断

右夫々見分、承届取懸申渡

右相済、夜六ッ半時比帰宅

但、成小路村見分可致處、

刻限延二付

明日罷越候積

御城代ゟ使者、定例之通銀三枚

同晦日

曇

大保十二年二

石屋村平右衛門江懸預銀出入、摂州兎原郡御影村清五郎合

吟味下

早朝青山下野守殿江贈物、為御礼罷越

願之通、

直ニ承届

ル

申置

両人召連ル

朝五ッ半時比出宅、

堤方廻村、

如左懸り

○摂州西成郡成小路村

一堤腹付

右出来栄見分

)同州東成郡毛間村赤川村

右相済、夕七ッ時比帰宅

御普請仕立方見分

御城代用人ゟ文通、明晦日ゟ追手御門

地之通行有之段申越ス

一御城代用人江返書遣ス

御蔵懸、来月月番ニ付築山ゟ引渡ス

平野やゟ当月分納物、誠一ゟ受取

二月朔日 半晴

一朝六ッ半時比御城入出禮

○御城代両御定番とも御逢有之

右相済五ッ半時過帰宅

して罷越候ニ付先觸出ス明日武庫郡鳴尾村新開場見分与

同二日 半晴

一明ヶ六ッ時前出立、武庫郡鳴尾村地先

林泰蔵・山口作助召連ル、朝四ッ時前着新開場見分与して罷越ス、森誠一・

取調七ッ時前相済、いさゐ別記ニ有之廻り分見いたし堤法高其外川巾も夫々

小休いたし同村ゟ乗船ニ而帰ル、傳法願人尼ヶ崎領同郡濱新田百姓平左衛門宅ニ而

沙魚場ゟ上陸、夜六ッ半時過帰郷」

但、誠一・作助者灘筋村々新開場と無場合上陸、夜六ッ半時過帰宅

先方江廻達いたし候由夜二入築山合御城代廻状写到来、本紙為見分差遣、今晩鳴尾村泊之積

御勝不被遊旨被仰下候、此段申達候以上大御所様御不例被成御坐候處

二月三日 青下野守

築山・自分・比留間・池田・永田

山本

同

四

H

晴

朝五ッ時過出宅、昨夜廻状之趣ニ付為

罷越、何れも申置直ニ帰宅 御機嫌何、御城代両御定番玄関江

但服紗麻

一宮部孫八郎ゟ誠一・又三郎江内状、一難波御蔵納渡有之、出役須田胎三郎

岸本慎三儀、去月晦日京都表江罷

越

元岸本家相勤候牧野嘉蔵事当時

尾州家中牧川傳右衛

門与.

申もの江相頼

半右衛門方ニ止宿罷在候よし申来ル石見守用達柳馬場錦小路上ル町尾崎官家奉公いたし度段候旨申聞、片桐

同五日 半晴昼後雨

一朝四ッ時比築山ゟ御城代御廻状写差越一難波御蔵大豆納有之八蔵出役

自分承付者定例之通いたし御蔵奉行江

廻達いたし候よし

大御所様御不例御養生不

被

薨御奉絶言語候 為叶、去月晦日辰下刻被遊

公方様 候旨被仰下候、 無之段普請鳴物停止之儀、 御事候得共御機嫌被為替御儀 二月五日 右大将様御愁傷之 此段申達候以上

可相觸

築山 ・竹垣・ 比留間

池田

青下野守

御城代

台御呼出有

之用人

ら文通、
築山

永田

Ш

本

廻船改罷越留守之よしを以自分方江

前畧

差越ス

然者御達被申候儀御座候間、 只今御壱人

御 出被成候様私共ゟ可申上旨下野守被申付候

下畧

二月五日

用人四人

築山 自分両名宛

右御受自分一名を以足軽使ニ而差立

×ルス

築山留守中之旨申遣ス

四ッ半時比出宅、 祖父江罷越居外地役 御城代江罷出ル、 同逐々ニ罷越ス、 地役鈴木 用人

山室弥兵衛面会

大御所様被為遊

薨御候段奉承知奉絶言語

公方様

右大将様御機嫌奉伺候旨申述

且御呼出□付罷出候段も申述ル○用

御渡受取之、御蔵奉行江者自分共ら可

坪井小左衛門を以御書付写御書取壱通被成

大御所様薨御二付諸事穏便二

相達旨是又被仰聞候よし小左衛門申

崩 ル

いたし、今五日

ら普請鳴物停止候

に付

二月五日

火之元入念候様可被致候

大御所様薨御ニ付

松平加賀守溜詰御譜代大名高家

諸番頭諸物頭諸役人御番衆迄 雁之間詰、 御奏者番菊之間縁頰詰

右御三七日過月代剃 国持大名并庶流外様大名交替 司 申

不残

右御二七日過月代剃可申

寄合表高家寄合小普請之面

軽キ者共迄

御目見已下之者共坊主同心已下

右御一七日過月代剃可申候 但、

陪臣者月代剃候儀構無之候

西丸附之面々者

御目見已上者五十日過

御目見已下者三十日過月代剃可申候

但、 御一七日過西丸附御直参之面々髭剃

陪臣者月代剃可申候

右之通可被相觸候

閏正月晦

右相済両御定番江罷出、 用人ニ逢

御機嫌伺申置、

七ッ時比帰宅

談話致ス

但、

京橋ニ而築山ニ逢、

坐敷二而

御蔵奉行江築山連名二而御書付御書取 相達ス、 比留間

ら返事来

ル

手附手代出役先播州地役人支配處村々江

刻付廻状を以今五日ゟ鳴物普請停止之旨

相觸 ル

手附手代共(×今日ゟ)今明日月代剃候儀

差留ル

但、手代者身分差別も有之、 同様之事ニも

無之哉ニ候得共、 鈴木町ニ而も見習迄

同様申渡候積二付見習迄一統七日月代

差留候積、 御当日ゟ之日積七日也

同六日 半晴

八部郡神戸村平次郎変死

Ш 口作助差遣 ス

摂州八部郡東尻池村

薨御二付御書付其外到来 大御所様

引合ニ付吟味中、

三郎左衛門・ゑい者村預

右村内百姓久右衛門其外之もの共吟味筋

先帰村申付

江戸表合当月朔日附番外御用状 久左衛門外四人者他参留申付、

到来、 六日限を以差立日限迄到来致ス

年寄

三郎左衛門

同人女房

ゑ る

年寄

久左衛門

治兵衛

嘉右衛門

百姓

五兵衛

佐左衛門

追而 **薨御之段者先達而相達候得共宿次**

到来前後二相成候間、

此段申達候已上

御破損奉行
ら廻
状到来
之よし
築山
ら

圭次郎を以差越ス

前畧

然者

ル

御陰中 伺

.機嫌之儀今日御城代江拙

御

罷越相伺候處、

河野五郎左衛門を以地役

○諸向年始状御沙汰書到来

同七日 半晴

御城代廻状到来候よし築山 「ゟ来ル

御同篇之旨被仰下候、 大御所樣御不例被成御坐候處

此段申達候已上

一月六日 青下野守

築山・自分・比留間・池田・永田 Щ

本

罷出候間、

右刻御

座敷ニ而各様

御出

統二 御 座 敷ニ 相 揃 伺

御 機 嫌 候様被 仰渡 依之明八 日 几 - ツ時

可申候、 下畧

月七日 榊 原 太郎右衛門

役限筆頭 宛

右同断人馬賃銭割増 御 書付 前 断

同様 可相心得旨申 渡 三郷續村

7々呼

出

町

方觸書写為書取

到 来

三郷續村 々江為取 締、 八蔵江栄蔵

差添遣ス、 今日者昼計之積

同八日

半

晴

朝五 ツ 半時過御城代江罷出ル、 服紗麻

地役 同罷: 越居、 加番番頭 É 何 n

九ッ 服紗麻ニ 時比出礼席ニおゐて一役限御逢 而 罷越ス、 用 人服部源左衛門ニ

逢

申述 有之、 ル 御陰中常 御 機嫌被為替候儀無之段被 御機嫌奉伺候段

仰聞候、 無程退散○玉造用人松井

勘左衛門ニ逢、

御機嫌伺与して罷出候段

申述 ル、 此節風邪気之由ニ而御逢無之

御逢無之、九ッ時過帰宅

○京橋用人戸田吾八郎ニ逢同様申

述

江戸表江番外御用 状出 ス

築山ゟ文通、 新見伊賀守殿贈物三百一 疋

壱包差越ス、当春金百両手限御貸附

今夜三郷續取締歓蔵

貸渡候挨拶之よし金井より

届来候

同 九日 晴 初午

初午二付休日停止中二付稲荷祭礼も

相延, 摂州武庫郡鳴尾村地 神酒備餅計為相 先字丸嶌新 備 候

開

之儀ニ付、

右村役人并願人尼崎領百

已来之堤方早々可取拂旨申渡 平左衛門呼出、 新開之儀者難被及御沙汰

受證文取之

難波御蔵渡米有之、 出役作

同十日 半晴

朝五 ッ時過東成郡北平野町弐丁目

出火有之、無程村役人共罷出、左之名前

之もの召連訴出 ル

北平野町弐丁目

姫路や勘左衛門借屋

大和や

八太郎

右之もの鍛冶職渡世いたし今朝五ッ時 比

俵江火移煙立候二付、 職業いたし居候處、 過而側ニ有之炭 近村々合も逐々

人足共駆付候義之旨申立ル

右二付山口作助為見分差遣ス

有之之よし、村役人共申立ル

右火元之もの方江堀伊賀守見廻り

昼後北平野町江為取締林泰蔵

差遣、八ッ時比ゟ自分も罷越、 又三郎

胎三郎作助召連ル、火元之もの宅見分

いたし候處、

聊屋根裏江火気移候様こ

相見候得共為差義も無之、弐丁目会所ニ而 一寸休足致し、八ッ半時過帰宅

火元八太郎儀、 停止中右及始末候段

不埒二付慎申付、 村預申渡

摂州八部郡神戸村

年寄

五郎三郎

弥兵衛

茂

吉次郎

同村平次郎変死いたし罷在候一件ニ付

右之もの儀五郎三郎宅ニおゐて

申付 五郎三 ル |郎者村預、 弥兵衛外弐人者他参留

同州兎原郡

東青木村

七郎兵衛

酒造行事

庄屋 市郎兵衛

利

八

行違候書面を以申立ニ付、逐而及吟味 右七郎兵衛儀、 味醂酒造願之儀事実 候迄

七郎兵衛・ 市郎兵衛者村預、 利八者他参留

申付

ル

同十一

日

晴

無記事

御霊屋御造立二不及

此度東叡山

浚明院様 大猷院様 御霊屋 厳有院様 御相殿

御霊牌御安置

御宝塔之儀者

仰出候事

御代々之御格之通御造立可有之旨

被

前畧

御城代ゟ御呼出ニ付拙者罷出候處

山室弥兵衛を以別紙御書付壱通

被成御認、

各様被致御通達候様被仰渡候

二月十日

榊 原太郎右衛門

金井・ 祖父江 ・築山 ・比留間 坂本

上田

同十二日

小板和 三郎儀、 晴 播州御廻米積立相済

(×一小板和三郎儀)	*	○諸向年始状	○平井禎次郎壱封	○時雨謾頭	○勝壱封	○ムキミ○小鏡	○おたの壱封	即日幸蔵江為持遣ス	○築山江之壱封	浅草海苔	○先生兄弟壱封ツ、	○六郎左衛門壱封	内	○久須美壱封	但、御廻米帰帆便	一江戸表ゟ正月廿五日附御用状到来	今夕七ッ時過帰着致ス、逢
○酒造平均造之儀	○御朱印一条啓助取計振之儀	○下知不相済内樋屋△渡銀之受取方之儀	○停止中堤方御普請仕立伺之儀	一徳山石見守方江罷越ス、逢	乗船、九ッ半時過帰宅	右納ニ付築山も罷出ル、久宝寺橋迄一同	四斗壱升三合	此俵千俵 四斗壱升四合	一米四百石 廻し 四斗壱升三合	子備後岩田鍬三郎納	万之助	一難波御蔵納有之罷越ス、当番兵三郎・	同十三日 半晴少し雨		今朝呼出差免ス	一昨十日朝ヶ過致し候ニ付慎申付置候處	一東成郡北平野町八太郎儀

右申談

ス

地役廻状到来、築山ゟ圭次郎を以差越ス

前畧

御陰中伺今日御城代江罷出、坪井小左衛門を以

御機嫌之儀、弐度目・三度目幾日頃

罷出可申哉之段御内慮相伺候處先格

節句等ニ相伺候様相見候間、此度も御見合有之候處、兎角御礼日又者

別紙之通ニ而可宜旨、尤刻限も例之

仰聞候、其旨各様江も御通達申、一出刻限ゟ五ッ時前迄ニ而可然旨被

同

罷出候様可仕旨申上置候、下畧

上田·金井·祖父江·築山·比留間二月十二日 榊原太郎右衛門

坂本

御着坂、直三御城入相済候御歓者猶以御城代御嫡子御息女昨十一日

一日限

同十八 日 八 日

三月三日

二月十二日来廻状之分

摘要

嫡子鐘之助并娘共従江戸表昨日青山下野守先達而相願被置候通

着坂、直二御城入相済候、

此段可

中人

二月十二日 二月十二日

惣廻状

両御定番

申合候已上御陰中明キ罷出候様候積、

同役

同 干 应 Н 晴

須 Ħ 胎 三郎 儀 付横屋村与左 衛

誠一 ・又三郎江内々申立 一候趣誠 申聞 三付

夜中当人内糺致

右胎三郎儀、 存寄有之他稼申付、 明 \exists 中

引拂江戸表江出立可致旨、 誠一 宅ニ而

又三郎為立會為申渡ス

同 十五 日 晴

朝六ッ半時出宅御城入、 御城代江罷出 ル

地役 同 御逢有之、 例之席ニおゐ

御機嫌相伺候處被為替候御儀不被為有段

被仰聞候○玉造江罷出、 同逢有之

同所ニ而者双方共無言ニ而御時宜 たし候計之事之よし、 用人申聞候

風邪之よし

趣ニ付、其通ニ致ス○京橋逢無之

御 城代二而河野 五郎左衛門江面会いたし候ニ付

> 当丑 |御普請目論見伺之儀相下ケ被成 候

有無相尋候處、 御中陰二而者差支

其段帰り縣

内取計を以御中陰已前之姿ニ相成候得者

候間、

差支無之旨申聞. 一候に付い

徳山石見守宅江罷越、 可申聞旨存候

稲葉内膳正中屋敷江罷出候よしニ而

出違ニ相成不逢、 用 人江申置

右相済九ッ時前帰宅

徳山ゟ文通、 今明日之内呼 主来 ル 返書遣ス

夕刻徳山江罷越、 逢

○御城代御普請伺御 下知之儀二付今日

内膳正宅ニおゐて山室弥兵衛ゟ談有之

○右御入用銀受取方之儀、 御下知之有無こ 候よし之處、行違之儀も相聞候に付、夫々始末申聞置

不拘、 奉行裏印可致候間、 御金奉行

金井伊太夫江罷越、 差支之有無承り合可申 右御入用受取方 上聞旨· 申 聞

之儀申談 ス

申談ス

築山江罷越、 おゐて角力興行之義ニ付引會之儀 徳山ゟ談有之候、支配所ニ

右相済、 夜五ッ時過帰宅

須田胎三郎儀、 今日出立致ス

同十六日 銀六拾九貫五百弐匁四分九厘三毛 晴

銀百貫目 納札弐枚

納札拾枚

是者去子十二月廿八日納之分今日引分

納相成候分

銀百貫目 是者前同断消印之分 納札壱枚

上納いたし、山木数馬

ら納札合

拾三枚 右去子御物成本途小物成其外之分

相渡受取、出役山 [口作助

摘要

堤方御入用御受取之儀、定式之分者

候得者いつニ而も差支無之、別段御断等ニ者 置御證文故、 町奉行裏印さへ有之

及不申

右返書遣ス

昼後徳山江罷越

○御金奉行ニおゐて差支無之旨申聞

裏印之儀、申談置

○築山参り合一同逢

○去冬目論見帳差出方之儀、 日記書抜

為相見、 申聞置

御城代江罷越、 ○河野五郎左衛門沤断之儀申聞置 河野五郎左衛門江逢

右相済七ッ時比帰宅

目論見伺之儀断之儀申談ス

兎原郡新在家村地内二而紀州 熊野文太与申もの行倒相果候段

訴出ニ付為検使、 服部歓蔵差遣、 今暁

出立致ス

同十七 $\bar{\mathsf{H}}$ 雨

朝五ッ半時比出宅、 八軒屋ゟ乗船、安治川沖ニおゐて 廻船改与して

見分、懸両人召連ル

文蔵三年造歓栄丸至四百三拾石

摂州東明柴屋又左衛門船沖船

頭

五年造久徳丸手三百三拾石

大坂廣嶋屋喜助船沖船頭茂兵衛

右年寄大坂屋新左衛門当病代兼

御用達廣嶋や平四郎罷出 **惣代丈七下改見分相済、** ル 極印打渡ス 夕七ッ時比

備 前 国小嶌郡

服部歓蔵罷

帰

ル

帰宅

吹上村無宿

十五日摂州兎原郡岩屋村ニ而 右之もの儀、 所々ニ而盗 13 たし、

昨

金五郎

及乱法候由二而、 同村番非人小頭

文四郎差押、 歓蔵在出先江差出

溜預格入牢申付ル 候ニ付同人召連帰候ニ付、 逐而及吟味候積

同十八日 曇

無記事

同十九日

半晴

朝

五ッ時過出宅

罷越ス、 難波御蔵渡米有之、 出役山田啓助

加番渡

米百弐拾五石

此俵弐百四拾俵 日

右池田庄太夫・永田主水手ニ而渡方相済

九ツ 久保寺橋≒而上陸○堀伊賀守方江 時過退散 御蔵奉行一同乗船

相越ス、逢、 ○酒造平均造之儀申談置 暫く談話

○青木村七郎兵衛類焼人≒手当

可為致哉之事

右談置、 夕七ッ時前帰宅

同 十日 晴

東成郡天王寺村源助 重吉義、 去ル

十七日同村藤右衛門与口論およひ、

同 人へ

為疵負候一件熟談いたし、吟味下願ニ付 聊之儀二付願之通

下ケ遣段、 申渡 疵所見届候上、

築山入来逢、 七ッ時過ゟ夜四 [ツ時迄

圭次郎を以差越ス

摘要

今日御城代江罷 出 山室弥兵衛を以

五日宿次到来ニ付右ゟ御三七 月代剃候儀御内慮相伺候處、

当月

之積ニ而来ル廿六日一 統剃候様

被 仰渡候間、 此段御承知御同役様江も可

被成御通達候

二月廿日

榊原太郎右衛門

地役筆頭 宛

同 计 H 晴

昼八ッ半時比御城代用人ゟ築山両名ニ而 文通有之候處、 築山者船見分罷出不在

ニ付自分方江廻し来ル、 両人之内只今

公用人山室弥兵衛を以御書取壱通

可罷出旨申越候二付、

即刻出宅罷出候處

相達旨同人申聞 ル

御渡有之、

御蔵奉行江者自分共台可

同 廿二 日 晴

其意候 普請昨廿日ゟ御免ニ付可被得

罷越逢、 右受取直□退散○徳山石見守方江 普請御免之儀只今御城代ゟ

丑二月廿一

日

二付而者先般伺書差出置、 此節御城代江 御達有之候處、

堤方御普請仕立方之儀

承候處、御免之儀御達有之候上者更二 何中之よし二付為念取懸方之儀

夕七ッ時過帰宅 子細無之、早々取懸候様石見守申聞

ル

御城代御書取者即刻御蔵奉行江 相廻し、返書来ル、築山江者写いたし遣ス

支配所村々江普請御免之儀、 即日

堤方御普請村々江も同様相觸ル

相觸ル

江戸丑三番御用状到来

金弐両弐分入

金井・築山江文通、手製之すし遣ス

何れも受取来ル

同廿三日 風雨

杉浦又三郎・山口作助灘目筋村々

清酒為改差遣ス、 朝出立

手附手代用人書役見習侍足軽

中間一 同手当給扶持相渡ス

但、

諸入用受取已前二者候得共節句

前差向候ニ付勘弁を以繰替相渡ス

摂州八部郡

百姓

東尻池村

元次郎 久右衛門

○甚蔵ゟ壱封

到来

作兵衛

徳左衛門

庄右衛門忰

辰次郎

卯兵衛忰

大次郎

甚三郎

右之もの共吟味中入牢申付置候處

薨御候二付、〈逐冊及沙汰候迄〉出牢之上村預申付ル

大御所様被為遊

脇濱村

同州兎原郡

同郡筒井

預銀滞出入二付押込申付置處

前同断ニ付押込差免ス

与十郎

右之もの儀、

移り二煎餅

同廿五日 差立ル 江戸表江丑三番御用状八日限を以 曇昼後晴

朝五ッ半時過出宅、 ○新開場一 件取調遣ス 東成郡毛間村

赤川村御普請所見分夫々及

差圖、 毛間村者過半出来元来

相渡候段、 村役人并上辻村惣代

困窮村之儀:付七分通御入用銀

夕七ッ時比帰宅

市兵衛江申渡、

明日為受取可罷出旨も

門前迄金井罷越、 自分出懸ニ付申置

罷帰候よし

同 廿四日 曇夕ゟ夜中雨

摂州二ッ茶屋村利左衛門ゟ同村儀作江

懸預銀滞出入済口承届: 儀作

押込差免ス

同 日十六日 明朝出立、 晴 兵庫表廻船改可罷越義

夜中又三郎·作助酒造改相済 圭次郎江為持遣ス

罷帰 ル

同廿七日 晴

朝明ケ六ッ時出立、兵庫表廻船改 〈并新開場見分兼〉(×与

昼食〇昼八ッ半時過兵庫着、 して)罷越ス〇西宮宿本陣 支度

いたし七ッ時過 江罷越、

船改致ス、左之通

○淡州志築浦直乗船頭利吉

四年造伊勢丸八百四石余積

出羽国江戸廻船

)右同断徳之丞三年造伊勢吉丸

○大坂廣嶋や喜助船沖船頭米蔵 九百九拾八石ヨ積右同断

四年造亀豊丸千五百九拾壱石積

越後国江戸廻船

右年寄大坂や新左衛門惣代丈七下改

之上見分、 極印打渡ス

但、樽廻船直乗船頭市之助船見分

いたし候得共、淦之道有之哉ニ而如 何二

見受候ニ付刎ル

右見分相済、夜二入本陣江着、 止宿

一今日船改ニ付廻船方之もの共左之通

罷出ル

○苫や久兵衛○廣嶋や平四郎

○大坂や新左衛門○丈七○下代要助

右下代之外者何れも逢 ○嘉納や次作代作助

召連候もの、 廻船方八木与兵衛・桑山圭次郎

○足軽栄蔵、 中間三人

○地方林泰蔵・

松浦八蔵○侍貞助・

市太郎

同 计八日 朝六ッ半時比兵庫津出立○東 曇夜二入雨 雷気

○廻り分検○兵庫 津 :地境 尻池村新開場江罷越

○新開場中江家普請いたし候段 木打合、

杭

尤両村役人為立會候

右相済、八ッ時過出立〇兵庫津屋 相糺ス〇(空白

敷

罷越ス○神戸村新開願場所見分 新開場見分○服部歓蔵神戸村迄

可及沙汰旨、申渡置○脇之濱村海面 脇之濱村境川筋ニ付得与取調之上

之様子及見○大石村ニ而誠一ニ逢

及見○夕七ッ時過御影村嘉納 同村酒造人木屋市左衛門酒造蔵 Ö

治作方江着泊逢、 忰作助ニも逢 味林

之儀二付不束之取計候段、 又三郎申 崩

○新在家村酒造人甚左衛門

味林者酒造行司村役 付逐而及沙汰迄村預申付、 人江相 預、 右清 夫々

證文申付ル○東尻池村新開場内

建家相願、

承届

ル

御用達平四

ル

逢○最寄村 々機嫌聞 出

同 廿九1 H 曇

朝 五ッ時過御影村出立〇住吉村ニ而

圭次郎者相返ス○住吉村御林跡新

開場字 二ヶ所見分、 引受人吉田

居村ニ而小休〇石屋村石工罷出、 喜平次村役人共案内致ス、 見分相済 石燈籠

正月十九日焼失之場所見分〇同村濱手 一本潘鷺壱本・申付ル○東西青木村

新開場残地見分〇芦屋村濱手新

開場見分、

惣代横屋村与左衛門云々

申 立 承

六ッ半時過帰坂 ○西宮小休○神崎邊ニ而烑灯○夜

金井台文通、庭中之花一見ニ罷越候様

申来ル、留守中也

去ル廿七日御城代御廻状到来之よし

築山

台来

ル

御出棺、 東叡山江

大御所様御遺躰去廿日午下刻

御 八柱、 酉中 刻

御葬送、 御法會并御作法等無

滞相済候旨被仰下候、 此段申達候、 已上

自分共御蔵奉行仮役共

一月廿七日

青下野守

○玉造 松井勘右衛門

○京橋 戸田喜八郎

右相済、

昼前帰宅、

町奉行両人者手代出之

同二日 曇

無記事

同三日 晴

役所休日

朝六ッ半時御城入、 御城代江罷出

地役一 同罷出、 例席ニおゐて下野守殿

御逢有之、

御機嫌奉伺候段申述候處

京橋共逢有之、 被為替候御儀不被為有段被申聞候、 先般之通相済

玉造

四ッ時過帰宅

脇坂中務大輔殿病気之處

養生不相叶、 去月廿四日卒去之旨

三月朔 H 晴

池田庄太夫入来逢

○御城代 服 部源左衛門 兵庫表廻船見分相済候御届如左差出

ス

町奉行両人参り合面会

申来候、 此段申達候、已上 青下野守

三月三日

御代官御蔵奉行

不苦、 右之趣支配所一 鳴物三日停止之旨 躰相觸ル、 尤普請

四 江戸表

を御貸附御用状去月廿四日出 H 晴

到来

江戸表江番外御用状、 小田諸入用手形書損之儀 七日限を以差立ル

○おゐち・おたのより壱封ツ、到来

か付談置候趣申来ル

前畧

調見候處、 小田氏御受取もの書損之儀、 御断書ニ而仕上い

中之御書損故之儀ニ御座候、 別段従江戸表何も不申越候、 下畧

三月朔日之落

右返書并兵庫玉椿遣

ス

御城代廻状築山ゟ来

大御所様御法事於東叡山

去月廿二日御執行之御事候旨

已上

被仰下候、 此段申達候、

三月朔日

青下野守

御代官御蔵奉行

追而

大御臺様御事奉称

廣大院様与候旨、 為心得被仰下候、

申達候、已上

同 (×月二) 日之落

築山手代増井原蔵去月廿 江戸ゟ帰坂いたし候よしニ而罷越ス Н

逢遣ス、土産雨傘一・茶箱一ツ到来

同六日

晴

Ш

 \Box

作助

検使相済帰着

○関ゟ書状無之、海苔弐帖 到来、 寿光波釜敷 (ヵ)二日光菁椒 原蔵届ル

箱

同五日

雨夕晴

当二月渡諸入用金受取、

出役啓助

小田又七郎賴之諸入用金受取手形

兎原郡東青木村酒造人七郎兵衛儀 味淋造之儀ニ付不埒之願いたし候ニ付

小前惣代勇次郎外弐人両村年寄 村預申付置候處、心得違之届を以

吟味筋二付願書差出候段心得違二付 平七外壱人より願書差出候得共、 素ゟ

其段申諭、 書面下遣ス

但、 相願候段者畢竟、 右願書之内七郎兵衛儀味淋造 当正 月中

東成郡上辻村堤圦樋御普請

中

溜池二女変死人有之段訴出、

為検使

小板和三郎差遣、

昼後出立

摂州八部郡花熊・神戸・中宮村立會

為差立候

書損之儀ニ付直書添、

貞次郎江相

替道願惣代東奉行江差出候處、

明六日ゟ

替道通路申渡建札相渡ル

気之毒ニ存、救筋をもいたし度存心 及出火多分家数類焼いたし候段

のよし認メ有之儀ニ付御咎之通 難

同七日 雨

存込罷在候上者、 当中村預中ニ而

八部郡白川村地内二変死人有之 之儀小板和三郎在出先江申付遣ス 死躰怪敷見受候段訴出二付、 検使

申立筋二付親類共合申立候儀者 不苦候間早々可申立、 且 類焼

家之内借家并自分家作いたし候

申渡ス 分者調訳、 早々年寄共ゟ可申立旨

江戸表番外御用状差立ル

○おかち江壱封

色紙之菓子四枚

○おたの江壱封

金拾両

金弐百疋おきくより遣ス

X

同八日 尼崎又右衛門ゟ文通 晴

大御所様

薨御二付来十三日ゟ

御霊屋、一七日之間 十九日迄於天王寺

> 御法事執行有之候、 天明度之御先例ニ御座候、 二而御城代様始御参詣御座候、 右之節御先例 下畧 尤

猶々、 御城代様ニ者来ル十五 H

四ッ時之御出宅ニ而御参詣之積

御座候

御目付急御代り、 内藤左近

様

来十一日御城入之積御座候

東成郡天王寺村百姓新七水死訴出 検使、松浦八蔵遣ス、夜ニ入帰ル

為

同九日 朝晴雨○亥ノ上刻地

播州村々去子御物成米之内、江戸

九百五拾八俵ヨ欠米共、 御廻米四百七拾九石四斗九升壱合此俵 同州網干湊ニ

千拾九石五斗ヨ、 おゐて積受、小堀主税去子江戸御廻米 此俵弐千拾九俵

欠米共、

同州高砂湊ニおゐて積合

坂本孫四郎改受候處、 当月三日志州安乗浦二入津、 上乗両人之内 浦役人

百姓吉右衛門儀不罷在、 右者病気ニ付

自分支配所播州赤穂郡山野里村

高砂湊ニ而上陸いたし、 主税支配所

上乗之もの引受候よしと申立候得共、

差支

申置候よし、 候趣を以浦役人ゟ多羅尾久右衛門方江 同人役所合昨夜中

懸合越候二付山野里村江急呼出差紙

昨夜差立久右衛門方江者承知之旨、 返書

中宮村立会場変死人、検使相済

八部郡白川村并同郡花熊

神戸

為差遣候

小 |板和三郎夜ニ入帰着

同十日 朝六ッ過ゟ雷雨 夕晴

大御 所様

薨御二付〈天王寺ニおゐて〉来ル十三日ゟ御法事執行

摂州八部郡神戸村外弐ヶ村立会、 いたし候ニ付取締筋之儀、天王寺村江申渡 溜池二 前

兵庫津人別之もの水死いたし候一件書上 右村々役人共一同小板和三郎を以差出候處

徳山石見守直ニ受取、 死骸引渡方之儀者

組之ものゟ可申渡旨同人申達候よし、

罷帰申聞

ル

同十一日 晴

樋屋市次郎届淀川天満橋定杭今卯 ノ上刻水丈六尺

出水ニ付淀川東縁江山口作助差遣し

堤通り守口宿迄罷越候處、 無別条ニ付

引返し罷帰候旨夕刻帰着、 築山

合

者

西縁江内田弾助差出候よし

摂州東成郡天王寺村百姓新助義

同村非人音吉女房たけ与及密通候よし之

風聞有之、夫音吉たけ江為疵負候

猶糺之上願之通下ケ遣し、 右者全く風聞迄之儀ニ而 同吟味下相願 新助たけ出牢 "三付

音吉村預差免ス

岸本慎三儀、 京都表ニおゐて当月

堂上藤波家雑掌二住込、高橋左近与 相名乗罷在候段、 世話いたし候尾州殿家来

誠一迄申越候ニ付、左之通同人ゟ今日飛脚ニメ 牧川傳右衛門
ら申越着服、 其外入用二付差越候様

○扇五本

○金弐両○上下并衣類品々○手拭二

差遣ス

右遣ス、外ニ金五百疋・ 男带壱筋世話 相成候

為挨拶、 伝右衛門江誠 **ゟ為相送候**

同十二日

東成郡東高津村捨子為検使、 服部

歓蔵遣ス、 即日帰ル

晴

夕七ッ時比台金井江罷越逢、 夫ゟ築山江罷越

夜四ッ半時過帰宅

同十三日 曇

今日

ら東成郡

天王

寺村

おゐて

御法事執行有之ニ付昼前之内別段

見廻り出役壱人ツ、申付、 作助

同十四 日 曇

鬼原郡東青木村七郎兵衛出火

一付

類焼人共相續方之儀二付組惣代横屋村

庄屋与左衛門・東青木村年太八・

親類

御影村百姓庄兵衛呼出し及利害

申立旨受書為差出ル 同帰村之上取 い調来ル、 廿五日迄否可

圭次郎持参地役廻状

× 同

今日御城代江罷出

明

十五

日罷出

I 候義

坪井小左衛門を以相 伺候處

御陰中三度伺

御機嫌相済候得共、 1 通

御機嫌 同罷出候様、 各様江御通 達

可 申旨被仰聞 候、 下

堤方御普請金相:

渡ス

金五拾両壱分弐朱

西之村・土居村

一月十四 日 石 渡彦太夫

筆頭宛

尚以 刻限之儀者此間 中 ·罷出 候刻限

相 揃 候 積 御座 候

同 十五 H 雨

朝六ッ半時比出宅、 逐々罷出 ル 下野守殿足痛之よしニ而御 御城代江罷出候、 地役 逢 同

無之、 服部源左衛門を以

御機嫌被為

替候御儀無之段被仰聞

候、

玉 造

用人粥川小十郎 京橋用人戸田喜八郎

御逢無之段申聞 ル 四ッ時 ?過帰宅

御城代今日天王寺参詣 可 有之處延引

相 成 明後十七日 (五ッ半時之供揃ニ而) 晴雨共参詣之旨申、

尼崎又右衛門ゟ申 一来ル

右ニ付明日拝礼之儀築山江相談遣ス、 来ル

十八日之積申越ス

十六 H 晴

福四郎乗之儀御廻米可積候間、 摂州八部郡神戸 ,村五郎兵衛船安兵衛 廻船方ニおゐて

引合候處、 樽船行司共合相糺候處、 細川越中守手船之よし 全く心得

申立、

違之旨相詫、 御廻米可積受旨申立

候よしニ者候得共、

右体紛敷申分いたし候儀

地方江行司住田や七三郎呼出相糺 右之仕第申立候ニ付此上当人呼出 可 候 及 處

沙汰處、 勘弁を以不及沙汰候間、 已来急度

右神戸村五郎兵衛船樽廻船外之分壱艘 可相心得旨継添受書申付、 帰村申 付 ル

右者 同村善四郎船壱艘之儀も同様之次第ニ而 樽船行司取扱ニ 無之候間 船主両 人

呼出、 差紙差遣ス

Ш

口作助出役申付ル

同 十七七 百

雨

御城代天王寺江為拝礼被相越

候に

付

古金引替方之儀相糺候書付弐百

涌

嘉納や治作罷越ス、 書取相添、 徳山石見守江出ス 不逢

○住吉村新開場之儀、

仙之丞を以

申聞 ル

同十八日 晴

朝五 ッ 時 茁 宅、 築山江誘引合セ同道いたし

天王寺

大御所様 金百疋献備拝礼致ス、 御霊屋江為拝礼罷出 天王寺村会所に ル

帰り懸金井江立寄逢、 おゐて休足、 出役山田啓助出迎罷在候○ 九ッ半時過帰

但 自分熨斗目麻、 侍壱人羽織、 供廻り

平帯之通

西成郡御幣嶌村北鳥嶋新田

八ッ半時出宅、 用水圦樋今昼後伏込候義、 為見廻罷越ス、 届出 懸両人召連ル 候こ 付

夜六ッ半時過帰宅

往懸者歩行、 北鳥嶋ゟ船ニ而帰

ル

今朝保露草油絞方之儀為、 内問合

吉田勝右衛門方江誠 遣ス

同十九 \mathbb{H} 晴

東成郡上辻村圦樋伏込ニ付懸り両人

為見廻遣ス、 毛間村御普請所見廻之儀も

申付遣ス

支之儀、 飛脚や申立ル

道中六日限之處、

○嘉納屋次作儀廻船御

用 達被

○右ニ付御廻船方之廉組頭ゟ築山両名 仰付候段被仰渡書

差出

ス

書状壱封

○久須美先生ゟ壱封

○河野七三郎ゟ壱封

泰平年表壱冊入

X

昼後出宅、堀伊賀上方江罷越ス

○保露草油絞方之儀、申談候處

之儀ニ付絞方之儀者試絞ニ而も定例油絞方之儀者一般町奉行所取扱

之旨相答候○堺町童子之書弐枚遣ス之通、奥書を以差出候様申聞候ニ付承知

○七ッ時比帰宅

· 为正序是 12、 田一党 17 子三、八部郡神戸村善次郎代次作罷出

之段申立候者、全く心得違之段詫書為五郎乗船之儀、細川越中守手船

一嘉納屋次作儀申渡義有之間、明廿日

同廿日 晴

役所江呼出、

又三郎を以為相渡候

但、

圭次郎ゟ用意之儀、

内意申聞ル

四ッ時麻上下着用可罷出旨之直印書付

朝六ッ半時過出宅、築山江罷越逢〇次作

嘉納や次作罷出ニ付左之通申渡身分之儀内談いたす、四ッ時過帰宅

申渡

摂州兎原郡

御影村

百姓

嘉納屋次作

御達之趣申渡

右者水越前守殿江伺之上、

御勘定奉行衆

仰付候其方儀、

廻船御用達被

丑三月

同廿一日 晴

別段逢遣、格別歓之儀ニ付自分ゟ麻右申渡受書取之、申渡書者直ニ当人江遣ス

上下地一反末廣五本遣ス

一兎原郡打出村五養育罷在候捨子一右之趣町奉行五申達ス

病死いたし候段、昨日訴出候付為検使

山口作助遣ス

地役廻状築山ゟ来ル

明廿一日

御中陰明キ恐悦申上候儀、過日御城代江

拙者相伺置候處、昨日御同所江同役

御逢被成候間一同罷出候様、尤各様江も太郎右衛門罷出候節、服部源左衛門を以

右之趣御通達可申旨被仰渡候、下畧

三月廿日 石渡彦太夫

地役其外筆頭宛

地役一同罷出ル、於例席一同御逢朝六ッ半時過御城入、御城代江罷出ル、

有之、筆頭柳原太郎右衛門ゟ

御中陰明キ恐悦之旨申述ル、会

有之、御退座

但、御城代平服、此方共一同服紗麻

本文

御中陰明キ恐悦之旨申述候段

先格之よし三候得共、不相当三相聞

矢張御機嫌何ニ而可然歟然とも

自分共改而申述候義ニも無之

若別段心得候處、被相尋候事等

有之者、御機嫌伺之積相答候心得

○御目付内藤左近着歓申述ル○玉造・京橋共同様御逢有之

○御城代ニ而先般御嫡子着歓之儀

其段申述、取次Ξ手札相渡ス御中陰中Ξ付見合居候處、今日明Ξ付

外

同

廿

辺 H

曇

豊嶋郡洲倒至村圦樋伏込、 ^{(到)(正)}

為見廻

右相済、 兀 ッ半時過帰宅

同 .世二日

西成郡海老江村圦樋伏込為見廻

懸り両人遣ス

池田江文通、 銀道具七品相返ス、 返書来ル

同

中嶋新田圦樋伏込ニ付幸蔵可差遣候處

不差遣候、 築山異存有之、 刻限も相延候ニ付今日者 候

趣も有之、云々

堀伊賀守ゟ文通、 絹地弐枚差越、 堺表之

童子江書頼差越ス、 且書画四枚為送ル

返書遣ス

廿三日 雨

○長崎御用支配勘定牧武助・銅座詰 柳道太郎儀、 今朝着二付船場江啓助

遣し、着之上為歓、 両人江作助遣

○右長崎御普請役木村栄助 辻嘉右衛門江も口上申述候よし 銅座詰

○兎原郡東明村善左衛門外廿人願

保露草油之儀、

西奉行江差出罷出

候

處

逐而及沙汰候迄帰村申付候よし、 届 田 ル

同 廿五 \mathbb{H} 晴

武庫郡鳴尾村行倒死人、 為検使

及不申旨築山申越候得共、 幸蔵可差遣處、 小樋之儀ニ付差遣候ニ者 自分ニおゐて者

を以利八郎差遣ス、 差遣候方可然存候二付自分方一手之心得 八ッ時過出立、 五ッ時前帰

ル

次作忰作助礼に出ル

廿三日之落

八蔵遣ス

同 一十六日 晴

罷 越

逢

池田参り合面会〇柳道太郎

着歓罷越候處、 両人手札差置○築山江罷越逢、 不在二付申置○御普請役 夜

九ッ時過帰宅、 **圦樋伏込ニ付堤方出役**

之儀ニ付談判致ス 築山罷越候よし之處

左之通御書付相渡、 於東叡山、 御法事無滞相済 用人山室弥兵衛のよし

去八日

御結願翌九日

公方様御参詣、 御廟所江 同 東叡

十二日

Ш

勅使 准 后使 女院使 宣命使参堂 東宮使

家齊公御院號

文恭院殿正一 位御 贈位

同十三日

右大将様被遊

御参詣候旨被仰下候、 此段申達候、 以上

三月廿六日

鳴物之儀所作仕候もの共計

去廿一日ゟ差免候間 可被得其意候

三月廿六日

右築山ゟ廻状ニ而到来、 猶又御城代ゟ

廻状出ル、 御破損奉行合も廻状来ル

鳴物之儀、 支配所江廻状出ス

同廿七日 晴

服紗 昨日御城代ゟ御達有之候趣、 麻二而御城代江罷越、 両御定番 為御受

御金奉行· 江も承知い 御蔵奉行ニ面会致ス たし候旨申述 ル 何レも申置

一江戸表江丑四番御用状六日限を以差立ル

播州赤穂郡

山野里村

理兵衛忰

丈之助

桑原瀬兵衛罷越、逢

右之もの吟味筋有之、

宿預申付ル

廿六日之落

○兎原郡東青木村七郎兵衛儀、当正月中

全国可告号、見貢司寸刊三両門トナした、出火いたし候節、類焼人とも三今度為救

金百両差出、合弐百両を以救方主法有之度旨金百両差出、親類同村利右衛門外廿人ゟも

願書差出、追而可及沙汰旨申渡、一同帰村申付置

同廿八日 晴夕曇夜雨

六嶌清次郎今日着いたし候ニ付当分一泰蔵口入木村惣左衛門・書役清左衛門忰

· 可戈那九条寸入通犬入[礼回]) 之内相雇役所詰申付候段、申渡

一西成郡九条村圦樋伏込見廻

見分、利八郎差遣、早朝出立、夜二入其外最寄村々自普請願場所為

帰ル

柳道太郎入来逢、江戸表ゟ之土産物

到来

一高田八左衛門明日出立之よし罷越

逢○浦野宗之助江之壱封頼遣ス

新九郎儀、先達而病死いたし候よし

相聞、同人者金座ニ而相■いたし候、好有之

ヶ付悔申遣、香奠金百疋遣ス

龍太郎難波新地邊
の四天

王寺江遊行、供省吾・貞輔召連

ル

同廿八日 大雨夕晴

差出ス、築山之分圭次郎を以昨日頼越候ニ付一朝五ッ時過御城入、夏足袋御届書

権右衛門 同 出ス、 京橋戸田吾八郎江出ス○徳山 御城代山室弥兵衛·玉造餌取

石見守江相越、 此節不快之よしニ付

相尋ル、武笠祐左衛門江面会、当分之儀ニ而

逐々快気之よし、 四ッ時過帰宅

江戸表台丑五番御用状到来、 六日限

便

○おたのゟ壱封○和田勝兵衛壱封

役所少し早引ニ致ス

御紋日ニ付役所之もの其外一

同祝儀遣

ス

高田八左衛門江為見送、 八蔵遣ス、 今夜五ッ時

乗船之よし

同 計日 半晴

昼九ッ時比出宅、 堤方見分ニ出ル、 懸両人

○東成郡毛間村堤腹付三ヶ所 (票)

召連ル

仕立直し之分何分相應ニ出来候ニ付

毛間村役人江申渡

出来栄見分済之段、

上辻村市兵衛

○同郡赤川村樋ノ下杭出し見分

済、

見廻り致ス

右相済、

庄屋重助宅ニ而小休、

中野村

桜の宮額堂ニ而小休、 夕七ッ半時過帰宅

兎原郡東明村善左衛門外弐人

草油試絞之儀聞届有之候段、 西奉行江呼出有之、 先日願置候保露 届出 ル

来月御蔵月番二付築山手代内田

米倉丹後殿廻状写築山ゟ差越 弾助罷越、 引渡相済

摘要

遠藤但馬守実方兄戸田采女正

致死去候、 依之半減之忌服受 病気之處、

養生不相叶、

去十九日

可申處、忌日数相立候二付今一日

相渡

ス

同二日

晴

致遠慮候

三月晦 H

惣廻状

米倉丹後守

本願寺門跡使僧

永福寺

右当四月ゟ九月迄改派押頼来ル

(×同

御城入出礼○御城代

御逢有之〇玉造風邪二付御逢無之

几

赤川村土方御普請金

東成郡毛間村

几 月朔 日 半晴

朝六ッ半時出宅、

昨日為知有之候、 実方兄死去被致候悔

取次之もの江申置○京橋逢有之

ツ時過帰宅

二日之落

○御城代廻状写築山台来ル

朝五ッ時過出宅、 丑五番御用状八日限を以差立ル 難波御蔵江罷

越

米百五拾石七斗八升七合

右加番銅座詰支配勘定御普請役

大森源五右衛門·玉造与力浅羽鋳之助 渡米仮役山本万之助・御城代家来

立寄、 罷出ル、 燈籠 九ッ半時比退散○長堀石や江 覧致ス〇江戸や〇井筒や

同三日 快晴

大家也○八ッ時過帰宅之内江戸や者○八ッ時過帰宅

昼九ッ時比ゟ御母様・龍太郎御連

天保山江被為入、 八軒や

合御乗船、 又三郎母

夜八ッ時比典薬町出火、 千代・八蔵・市二郎被召連候、 無程鎮 夜五 ル 一ツ半時 2御帰

n

上意

堀 田備中守殿、去月廿三日於

御 前 御態々以

御本丸ニ而 可 柏 勤旨、 間 部 下総守殿

御諚 井上河内守殿御態々以

右大将様江被為附候段、 被 仰 下候

三月二日

青

下野守

自分共御蔵奉行· 宛

同 四 日 快晴

朝六ッ半時出宅、 廻村、鯰江幸蔵不快ニ付利八郎

河州表江堤方御用二付

壱人召連ル、 自分切棒籠両 懸 荷

合羽籠壱荷持参○河州志貴 国府村江四ッ半時比罷越ス、 字京地

堤

置候處、 水刎杭出長拾間之積、 当時之姿ニ而者水瀬相変り 先般目論見

> 義ニ付、 同所之内五間ツ、弐ヶ所ニいたし候方可然 今日弐ヶ所ニ相改、 丁張致ス、 右三付

杭木都合四本不足之分并鼻杭

壱本ツ、弐ヶ所分者村入用を以差遣候様

承伏致ス○道明寺☆参詣

天満宮開帳申込拝ス、当寺者河州 及利害、

志貴郡ニ而尼寺也、 都合五ヶ房有之

尼九人ニ而住職何レ茂公家衆之女ニ而

相續、 老者中山大納言之女、二老者唐橋

住職いたし候よし、 御朱印高百七拾 大納言之女ニ而、

其余何レも (×公)

相應之身柄ゟ

四石二斗、拝領地新田高弐拾三石七斗

其外宜家造也所々一覧○国府村庄屋 弐升壱合六勺有之よし、 房中本堂

宅昼食弁当○築留堤通

圦樋伏込場所見分○夜六ッ半時比帰宅

見分、高井田村新五坂樋見分○太田村

神事祭礼ニ付鳴物之儀、 東奉行所江問合 同六日

晴

浅岡助之丞江為引合置候處、 今日呼出

相成候處、右者差構無之旨、 有之、右神事祭礼之儀二付御城代江伺 御下知有之よし

有之、不用場所も有之區々ニ付、 且市中内茶屋町等二而鳴物用候場所 是又差構

不及段、惣年寄江申渡候よし、 助之丞ゟ

為心得申聞候よし、 出役八蔵

同五日 晴

御母様昼後ゟ難波邊江御通行、 龍太郎

御同道、 夜二入御帰.

堀伊賀守合築山連名ニ而達、 石見守妾昨夜出産女子出生、今日ゟ 徳山

産穢之旨申越ス、 写築山ゟ差越ス

昼前金井入来逢、 桑山修理御貸附

之儀、 神尾山城守台頼越候趣、 内談有之

> 鳴物之儀、 所作ニいたし候もの共先般

御免相成候二付而者、 候与も不苦旨、三郷續村々江為申渡候事 茶や等ニ而鳴物用

但、 心得申聞候二付本文之通申渡 東奉行所二而朝岡助之丞為

池田

ら文通、

等壱面銀道

具七品

差越ス、受取遣ス

同七日 晴

池田ゟ文通、 天王寺舞楽之事申来

受取遣ス

到来

同八日

半晴昼後

江戸番外御用状去月廿六日出二而

○御影石之儀

ご付

〈去月廿四日〉

吉田二

一郎平次内談之趣

申 来 ン 御相談書壱冊添、 の岸本様ゟ壱封、

差越候よし

嘉納や次作江立替之儀、相談書差越ス一築山ゟ廻船方運賃金之内千両

同九日 晴晴雲立有之

賃金千両程嘉納や次作江立替昨日築山ゟ相談書差越、廻船方運

返り下ヶ札致し為差遣候

之儀申渡候儀申越、

申越候趣こ

而可然旨

領分上瓦林村江懸、川除差障出入武庫郡鳴尾村今津村ゟ尼ヶ崎

熟談相整候旨申立候付、

直ニ承

取調之上可及沙汰旨申渡、帰村申付ル

兎原郡東青木村酒造人七郎兵衛

酒造行事市郎兵衛

庄

屋利

八儀

七郎兵衛焼亡懸残米味淋造相願

事実不相当之石数取調申立段

村預申付置候處、相詫ニ付宥免を以紛敷相聞候ニ付、七郎兵衛・市郎兵衛者

差免、利八義他参留も差免ス

同十日 曇

ホ寸主室欠郎太夫・欠年卆年功一兎原郡御影村直乗市次郎船之儀

一ト通及沙汰、詫之趣承届、帰村申ヶ付庄屋次郎太夫・次作忰作助召出

付ル

承届ル

東青木村七郎兵衛味淋造改而相

同十一日 雨

之儀:付住吉村喜平次呼出(×承)候處神宝方吉田二郎平次ゟ談有之候、御影石

今日罷出ニ付直ニ逢、いさゐ申談遣ス

堺奉行江手代呼出有之、

小板

和三

一郎江

一件之趣ニ付河州高井田・森河内村役人申付、今朝出立罷越ス、築留二番樋

壱人ツ、為召連候

同十 应 H 晴

興行有之、

歓蔵・清次郎差遣ス

東成郡天王寺村毘沙門境内富

○甚蔵ゟ壱封差越ス

預銀出入六十日限済方申

同十三日

雨

東成郡天王寺村吉兵衛ゟ同町卯八江

付

ル

 $\stackrel{\textstyle \sim}{\times}$

欠所之儀二付為及内談置候

江戸表ゟ番外御用状到来

○平岡又次郎ゟ直書壱封并大坪本左衛門

賞元之懸合状差越ス

本左衛門儀申越ス

○岡本忠二郎ゟ壱封、

河州築留二番樋水論 件ニ付

小板和三郎今朝堺表江遣ス、 外

八部郡神戸村・兎原郡脇濱村地論 帰村 神付ル 無記事

同十二日

晴黄昏ゟ暫時

雷 雨

東奉行所江杉浦又三郎差遣、

浅顫

助之丞江面会為致、

東高津村日

寛 岡

同十五日 晴

東高津村半右衛門ゟ北平野町忠左衛門江

預ケ銀滞出入日延之上不相済段

不埒二付押込申付 ル

嘉納や次作罷越ス逢、 運送賃銀取調申付ル、 御影 来ル廿一 石樽

日 船

迄二可差出積 n

当地丑六番御用状、 六日限を以差立ル

〇吉田二郎平次江壱封、 并御影石調書物遣ス

同十六日 晴

緩 住吉村喜平次呼出逢候上、 々一 同集、 今日評義之積

為見分、 誠一差遣候處、今夜二入帰着

同十七日 晴

御祭礼ニ

一付休日

同十八日 晴

朝五 ッ時過出宅、 難波御蔵江罷越ス

米千三百三拾八俵 納廻し五斗三升九合

子佐渡

出役山

田啓助

一米拾俵 沢手見分之分

右兵三郎·万之助手二而納相済、 立會

御城代御蔵目付 東与力田中

左馬五郎罷越ス〇久保寺橋御蔵奉行 同船ニ而八ッ時前着船○築山江相越

逢 夕七ッ半時過帰宅

尼崎又右衛門ゟ文通、明後廿日

御城代天王寺御参詣之旨、 申来 ル

来ル廿二日出立、 灘筋荒地取下場見分

> 同十九日 半晴夕ゟ雨

細川長門守今般参府ニ付支配所 通行世話ニ相成候由を以、太刀一振

銀五枚相贈ル、 兵庫津本陣

持参候よし

摂州武庫郡

鳴尾村

相手(×半左衛門) 善太郎

手鎖村預

同村

願人 半左衛門

他参留

同村

同村

村

預

善兵衛

武兵衛

宿預差免

右一卜通吟味之上夫々申渡

87

申達ス

難波御蔵納渡有之、出役山口作助 船改有之、 築山罷越ス

摂州兎原郡

住吉村

人 次郎兵衛

願

魚崎村

同郡

三郎左衛門

同郡

賣懸滞

出入

相手

東明村 ٢ 新兵衛

同

. 郡青木村

同

願 Ĺ 同村 ─ 新左衛門

預銀滞出入

甚太郎

右六十日済方申渡

御参詣、 尼崎又右衛門ゟ文通、 道筋之儀申来ル 御城代明日天王寺

> 同廿二日 晴

朝六ッ時過出立、 荒地見分与して罷越ス、手代杉浦又三郎 灘筋村々新開場并

池田市太郎足軽 林泰蔵・見習松浦八蔵・侍三谷貞助 ―栄蔵召連ル

都而省畧いたし具足なし、 此節逐々農業繁多之時節二付 駕籠

往復共通し長持なし、本馬壱疋 人足四人者天王寺村之もの雇切ニいたし 同二十日 半晴時 々

朝五 ッ時過出宅、 東成郡 野田村

小休○徳山石見守江罷越、 圦樋出来栄見分いたす、大長寺ニ而 留守ニ付申

置

四ッ時過帰宅

昼後堀江罷越ス逢、 暇乞致ス

○沖浚洲之儀ニ付築山江傳言申聞ル

右夕刻帰宅

雨

百姓

ニ致ス、四ッ時過場所ニ至ル○鳴尾村地内 通行見分者帰途之積〇今津村

濱方庄屋源左衛門方二而昼食弁当

○西宮見分(×○)戎之宮ニ而小休(×参詣

致ス○打出村見分○芦屋村見分 ○深江村見分○東青木村・青木村

庄屋利八儀案内いたし方不束之儀 見分、此両村者耕地打交一同二見分

有之ニ付場所ニおゐて、及沙汰○七ッ時過

東青木村(× 宅)ニ着泊

青木村泊より留守宅江遣ス、且失念之衣類 △深江村ニ而漁猟一覧、小魚数種を買

之事為申遣候、直書なし

東青木村七郎兵衛外三人差出金之儀

類焼人共泊江呼出、左之通申渡

申渡

摂州兎原郡 東青木村

金弐両ツ、

藤 七 代親類

弥三兵衛

七郎右衛門

由兵衛

兵 助

代親類

利左衛門

松三郎

や لح す

弥兵衛 亀三郎 代親類

文右衛門

勘右衛門

代忰

同郡青木村 代親類 同 <u></u> 上 三 郎 庄兵衛 清三郎 代忰 寅 き 源太郎 太郎兵衛 義左衛門 太郎右衛門 善兵衛 治郎兵衛 与兵衛 次郎吉 ょ ち 吉 金五両三分ツ、 代親類 代親類 代忰 茂八 重兵衛 佐平次 久兵衛 三五郎 繁三郎 与三兵衛 新左衛門 嘉兵衛 若右衛門 五左衛門 平三郎

代親類 代親類 茂兵衛後家 久左衛門後家 伊兵衛 常三郎 徳次郎 柏 代親類 代親類 重兵衛 < くま と 甚兵衛 権三郎 国三郎 一郎兵衛 ま 5 栄

今般七郎兵衛台金百両、同人親類 素
ら困窮之處、別而及難義ニ付 七郎兵衛宅

右及出火、類焼いたし 其方共儀当正月中東青木村 金壱両壱分 非人番 代親類 文五郎 栄三郎 久次郎 半 伊 文三郎 由三郎 亀 長 寅 彦 勇次郎 七 蔵 松

相願入二付取調之上、受証文之通銘々江 同村利右衛門外弐人ゟ金百両上納 いたし、 其方共救方之仕法有之度段 御影村

右東青木村

渡遣ス

百姓 七郎兵衛

横屋村

庄屋

与左衛門

年寄

清兵衛

同人親類 同村

同

利右衛門

御影村 利助代兼

東青木村

庄兵衛

平 七

青木村

右之通申渡間、 其旨存へし

同証文申付、金子下渡ス

夜八ッ時過引ル

同廿三日 朝五ッ時比青木村出立〇西青木村 晴夜二入雨

○石屋村○東明村歳一見梁間六間 ○御影村 築山廻船方二立寄候よし村役人申聞ル ○横屋村○魚崎村○住吉村

五千石仕舞也〇新在家村(×〇)弁当桁行三拾六間〇新在家村(×〇)弁当

太

八

同

○大石村○岩屋村○脇濱村○小野新 $\stackrel{\cdot}{\boxplus}$

臥ル 遣ス、自分方江も勘兵衛差越ス逢○夜八ッ時過 罷越候處、同所泊差支、神戸村江罷越泊、 又三郎

○一ツ茶屋村○築山廻船改与して兵庫江

计四日

同

朝六(×五) ○奥平野○荒田○石井○烏原 ッ半時前出立〇小野〇中宮〇花熊

○夢野○兵庫○字いつくしま江

品畑地江取建候二付及沙汰〇本陣 衣笠又兵衛宅ニ而弁当○東西尻池

○駒ヶ林 (× 小休致ス) 宅ニ而○東須磨

○**西須磨**懇越一望夕刻百姓作十郎

着泊

西須磨地内月見山江登りて

△同濱ニ而猟魚を得る 月見之松枝を得る景色佳景也

大坂ゟ便有之、泰蔵養父林又太夫

同廿五日 雨朝大風 雨

罷越ス

相願ニ付承届、

夜九ッ半時過当所出立

泰蔵義、

早

々京都表江罷越度

朝 板宿村迄差懸候處、 Ħ ッ時比西須磨出立○東須磨ゟ 烈風雨ニ而途中

見合居、夫ゟ板宿村庄や儀左衛門宅江罷 差支候程二付大手村地内神社之境内 二而 越

暫く見合候處、 風鎮候ニ付弁当後九ッ 時 前

出立○大手○西代○板宿○口妙法寺 ○奥妙法寺○車○白川村見分夕

七ッ時過同村百姓佐左衛門宅江着泊 ○妙法寺村ゟ山路嶮岨也、 妙法

地内妙法寺与云堂宮有、 毘沙門天を

祀る、 三幅對之画幅有、 参詣、 寺中重宝之よし仏画 小休所江住僧

病死之旨申来候由、 届書出ス、 且.

持参一覧致ス、唐画ニ而見事成もの也

○大坂表江飛脚帰便、宅状

壱封、泰蔵代作助可差越旨

又三郎ゟ誠一江為申遣ル、昨夜中

相渡置

同廿六日 曇

朝五ッ時比白川村出立〈〇小河村見分庄屋伊兵衛宅弁当此時四ッ半時

宅状到来、并蒲鉾二・雲丹壱箱差越ス世時八ッ半時比也 八ッ半時過着いたし逢 の泰蔵代山口作助

比也〉○坂本村○東下村○中村

誠一ゟ又三郎江書状差越一覧○今日之泊

居宅広く普請も宜、山田組第一之家居

之よし、左も有へし

△坂本村小左衛門宅小休、

庭前桜樹之下こ

化石有て得る

下谷上村庄屋平左衛門江申付、同人を△明日者有馬湯場江相廻候積ニ付

先江遣ス

同廿七日 晴

一朝六ッ時過中村出立○原野村見分

天国之釼及一見、宅之側□弁財天之 △同村之内栗花落利左衛門宅□立寄

水涌出ず

宮あり、

社前栗花落井有、

未タ

○下谷上村見分

△同村百姓九郎左衛門宅一見、此家

大同二年造立之よし申伝候趣

中之物与思わる、九郎左衛門娘いつ者宅之内一間古躰ニ見立、実ニ大同

京家江奉公いたし居

当時御中老相勤居候よし、早々拝」有姫君様関東御下向之節、被召連

農家之女奥向相勤候事、一奇与いふへし之品内々相贈候趣ニ而見セ候、かく山村之

此家千年家与呼ふ、庭前之楓例之通

取る

○上谷上村見分、同村常光寺弁当

五十丁道一里七丁与いふ、唐戸村ニ至る
△見分済候上、有馬江罷越ス県分済候邊々

温泉寺坊中別当権現坊ニ泊ル有馬郡湯山町ニ至る、常嘉山

此村上谷上与之郡境なり○夕七ッ時比

御所之坊ニ而休足、自分者両度入ルタ七ッ時比ゟ入湯ニ参る、一ノ湯之側

此方之もの一同入湯致セル、湯場省戸之ち、「仲天」 目分。 同児力

之圖其余如左

○浴室製札

其町温泉有之諸人入込候處

之男女 注對し法外之義 近来心得違之もの有之入湯

若此上心得違之族有之候ハヽ有之候趣粗相聞不埒之至ニ候

可令沙汰もの也

子八月 小堀主税

捕置早々可訴出吟味之上

○浴室中△印之入口ニ

尊号を唱へ大切二浴す心を静め薬師の

一入湯中の心得委しきへし

人尓尋法の如くして

入へし

都而乱成義相慎不及申騒ヶ敷入方

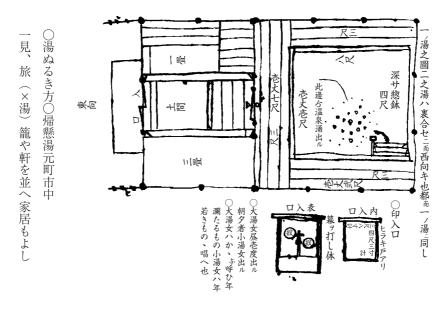
覚

養生專一之事

一幕料 銀壱枚

合幕料 銀弐両 一廻り壱人前

以上



同廿八

(日 晴

一朝六ッ半時過権現坊出立、町役人江 案内為致、当所鼓ヶ瀧一覧ニ罷越 山路八九丁ニして至ル、龍之前ニ櫻樹 数種有候處ニ至ル、開花之比者壮観 なるへし、夫ゟ壱丁余ニして鼓ヶ でるへし、夫ゟ壱丁余ニして鼓ヶ でるへし、夫ゟ壱丁余ニして鼓ヶ でるへし、夫ゟ壱丁余ニして対ケ である、大岩嶮峻ニして中ニ瀧 れっ、岩を挟ミて二流ニ成る、大 凡壱丈弐三尺巾弐三尺なるへし

間ニ多く生ス、採候て暫く通境帰途 ふへし、土人タンポ与云草岩の

有馬湯山丁之市中外ゟ乗輿 ○上谷上村常光寺ニ而弁当、免之上

増米吟味致ス〇熊内村山路之内

岩有形巖奇也、布引之瀧一覧 布引之瀧ゟ上之方立岩与唱ル

休足、瀧見之茶店松の葉を採ル

同所山頭之碑有

たち絶ぬ絹にしあれと旅人の

まつ来て見や布曳の瀧 賀茂季鷹

涼しさや島へかたふく夕日かけ

○生田村見分、取下場所不分候儀有之、村役人 ×傘 引 坊

宅
江
着
泊
、
此
も
の
医
業
を
い
た
し
候
も
の
之
よ
し 相糺ス〇熊内村二入、夕七ッ半時過百姓次郎平

昨年普請いたし候由ニ而未タ新宅住居殊之外

宜し、 髪月代入湯いたす

同廿九日 晴

朝五ッ時過熊内村出立〇中尾村

○筒井村○味泥村○稗田村

○鍛冶屋村○畑原村○篠原村

○田林新田皆畑木立之場所○河原村 ○水車新田受負人和三郎方昼食

切出し場字カウシン山見分石稼之もの ○徳井村○石屋村○住吉村﨑州石

凡廿四五丁ニして場所ニ至ル〇住吉村 吉兵衛伝左衛門――稼場及見居村ゟ

吉田喜平次方江夕七ッ時過着泊、

-江も逢、喜平次江為土産

奈良人形一箱高砂之人形遣ス

○東明村善左衛門引受願場所、

徳井東明

立會、

地所新開願之場所見分

いたす

五月朔 日 雨

朝四 ツ 時 過吉田喜平次宅出立〇

同

人預罷在候貯穀囲蔵見分致ス

田中村〇中野村〇芦屋村道順

百姓代治兵衛宅○守具村候二付同村昼食往還筋○守具村

当村見分今日泊之積二候處、)越木岩村○越水村○上ヶ原新田 荒地取下等も

途々及見置○鳴尾村庄屋藤右衛門宅

○今日見分、 村々渡米吟味致ス 無之、旁遠見ニいたし、西ノ字耕地ゟ

朝五ッ半時比鳴尾村泊出立、

武庫川筋見分、

濱手西新田立會

畑方手入いたし、 且. |鳴尾本村地先之

不埒二付、村役人共并(×鳴) 新開願 Á

同二日 曇昼後雨

同村地先

字丸嶌新開場見分いたし候處

方江水行水送手入いたし候様ニ相見

同五 H 晴

受ル、 役所之もの 廻村中二付出礼不致在宿 統 用人侍端午之礼

同六日 晴

兎原郡御影村之もの尼ヶ 崎領

濱新田平左衛門ニ及沙汰、 逐而沙汰

弁当、 可致旨申渡、 同所八ッ半時比出立〇十三川迄 受書申付ル、 百姓 宅

為出迎、 成小路村二而烑灯、 服部歓蔵 夜六ッ半時過帰宅 大坂や貞次郎罷出

ル

同三日 曇

終日在宿

同四 \mathbf{H} 晴

在宿

大坂代官

八部郡東須磨村宿送病人相果候 為検使、 郡家村ニおゐて水死一件訴出 今朝山 口作助 遣

訴 検使前同人江申付、 御用先江申 遣 ス

同七日 曇

武庫郡今津村久次郎ゟ同村善次郎

外壱人江懸候金子滞出入、 押込申付ル

今朝五ッ時出立、八ッ時帰宅、又三郎

同八日

雨

四天王寺ニおゐて

○一東成郡木屋新田・新喜多新田 本庄村·森村荒地取下場為見分

昼食致ス

歓蔵召連ル、 本庄村庄屋藤左衛門宅

新田ゟ乗船ニ而帰ル

同九日

御法事執行二付天王寺村出役、 歓蔵遣ス 執行いたし候旨、 文恭院様御百ヶ日御法事九日ゟ十一 東奉行所江手代 日迄

呼出申達ス

東成郡大今里村 ·若江郡

高井田村荒地取下場為見分、今朝

五ッ時前出立、 七ッ半時過帰宅、又三郎

清次郎召連ル

○高井田村昼食

○〈永井左門知行〉若江郡若江村地内山 口伊豆守之

碑一覧、 別ニ圖有

同断

○同郡 村木村長門守之墓 覧

三拾丁尔小堀主税支配所、 右御用序ニ付一見致ス、高井田より凡

菱屋

十一

H

曇

同

同十日 晴

荒地取下場見分相済、 差出ス、 朝朝五 一ツ半時 昨九 出宅 日帰坂御 届

○京橋用人 ○玉造用人 戸 粥 Ш 小十

○御城代用人

山

室弥兵衛

右差出、 ○御目付両人共不在ニ付不差出 四ッ時過帰宅

摂州東成郡河州若江郡村々

廻村之節、手始之村者為出迎、

村役人共

右帰宅之儀、

両丁奉行江者出役を以書付出

ス

御役宅迄罷出候得共、已来不及罷出

村境江出迎案内可致旨、 用達定次郎江

為申渡、 同 人
ら
村
々
江
可
申
達
候
積
、 受書取之

天王寺出役松浦 江戸表丑七番御用状到来

> 天王寺出役山 田啓助

文恭院様御百ヶ日ニ付為御機 廻勤、 朝五ッ半時出

嫌

伺

○御城代○両御定番

右廻勤玄関ニ而申置○御城内ニ而

)御目付両人共不在ニ付不罷越

約ス○東大番頭屋敷内組与力

築山ニ面会、

天王寺拝礼同道之儀

桑原瀬平方江立寄、着替いたし

天王寺江罷越

玉造口門外二而築山二逢、

同道いたし

御霊屋拝礼致ス○天王寺村会所ニ而

休足、昼時二相成候二付昼飯申付、

上下共

支度致ス○帰途谷町妙法寺之松

覧、八ッ時過帰宅

昨十日之分

昼後出宅乗船、 東成郡上辻村

懸両人召連ル、上辻村者皆出来いたし赤川村圦樋為出来栄見分、罷越ス

有之不束ニ付夫々及沙汰、逐而見分相済、赤川村者出来残候も廉も

明日可罷出旨、申渡置

皆出来之上見分之積、

組合村々

百

同十二日 曇時々雨

同郡森村田畑之儀、此節之雨天ニ而東成郡南小平町力松帰住申付ル

出水いたし、耕地一円水冠相成候ニ付

届書、見分之儀願出二付歓蔵差遣

夕刻帰ル

同十三日 雨

一森誠一・林泰蔵・服部歓蔵『「言」」

松浦

八蔵義検地ニ付近々召連候段、申渡

東成郡本庄村水冠届出ル

一同郡中道村同断

一大和川水丈壱丈弐尺之注進有之

大和橋江向啓助差遣ス

天満橋定杭七尺之注進、淀川

東縁江山口作助、十三間川江松浦

八蔵遣ス

一右二付申合之通、出役可出候間、築山

留守居之もの江懸りゟ為申遣候

一服部歓蔵給金四両弐人扶持

作助次席之旨、書取を以申渡ス

同十四日 雨

一天満橋定杭今暁八尺五寸辰

刻九尺之注進有之二付、

即

刻

為水防出立、林泰蔵·森省吾召連

淀川東縁江罷越ス、赤川村昼食

守口宿ゟ八番村迄罷越渡船、三大道村へ

西縁通見分惣躰大丈夫之場所も

着船、

夫々申付置、 庄屋八左衛門罷出ニ付丈夫ニ手当可致旨 不相見處、毛間村堤之儀、 ヶ所相見候ニ付名柄村江毛間村役人呼出 夕七ッ半時過帰宅、 所々メリ八

啓助・八蔵・作助与も帰 ル

天満定杭八尺五寸也

出立 届東奉行江出役を以差出

ス

同 十五! 朝六ッ H 時過東成郡山小橋寺院 朝 雨 曇

出火

朝五ッ半時出立、 利八郎召連東成郡

欠損候二付取繕之儀、 毛馬村堤欠所為見分相越、 村役人共江申付 百四ヶ所

手当為致候、 随時骨折相働居候二付

人足凡拾人銘々罷出、 杭木打土俵を以

年寄忠兵衛宅二而休足昼食 自分ゟ為手当人足共江金弐百疋遣ス

> 大和はし筋江向、 方之儀、 申渡〇八ッ時過帰宅 今朝清次郎差遣

○赤川村役人呼出、

圦樋之場所仕立

和三郎堺表江出立、 築留樋出

之儀ニ付諸向寄合之積

兎原郡河原村百姓伊右衛門銀 六拾貫目差出方之儀、 御下. -知之趣

来月五日上納之積

同郡御影村福枩・卯之松立戻帰 住

申渡

同十六日 今般出水防方与して一 晴夜二入雨

昨十四日出立

)御城代 服部源左衛門

昨十五日帰着之旨届書左之通出

○御目付両人とも不在

○玉造 ○京橋 戸 田 ×庄[≖] 松井勘右衛門 (カ)八郎

右相仕舞、 徳山江立寄候處、 留守ニ付

武笠祐左衛門ニ 之儀も為心得申聞置、 逢 申置、 四ッ半時比帰宅 毛 <間 村欠所

毛馬村八左衛門・上辻村市兵衛罷出

三付

手鎖宿預 武庫郡鳴尾村 堤欠所取繕之儀、

夫々及利害

善太郎

預

善兵衛 半左衛門

右之もの共儀不束之儀有之、善太郎者

裏書返上等閑罷在二付咎申付置處

夫々差免ス

尼崎又右衛門ゟ文通、御城代来ル十九日

長興寺村御焔硝蔵見分、 両川口巡見延引、 来ル廿三日 吹田 邊

巡見之旨、 申来 ル

松平越中守使者御預所 世話ニ相成候よしを以金三百疋 難波

相贈

ル

同十七日 晴少して

朝六ッ半時過出宅、 堤方在出懸り

利八郎壱人召連ル○河州志紀郡

国府村水刎杭出出来栄〇庄屋宅 ○築留堤腹付自普請所出来形

○同新白坂樋自普請○利八郎計

○同州同郡太田村圦樋出来栄

懸り之もの遣し為見候積、 ○堤土方仕立方不宜□付直し申付、 圦樋之分者 逐而

見分致し置

小休、 ○摂州東成郡岡村茶店ニ而 同村人家之裏二岡 山与云山

有り、 領分也、 一ニ御勝山与云、 小高キ山ニ而大坂之役 大久保加賀守

御林松木数樹有、凡五反九畝分 秀忠君御本陣成与云、 当時

有之よし村役人申聞ル、 山 頭之

松葉を得る

右相済七ッ半時過帰宅

東成郡森村外四ヶ村出水見分 八蔵遣ス

和三郎堺ゟ今日帰

ル

同十八日 晴

武庫郡今津村金公事六十日

同郡守具村同断、 済方申渡

押込申渡

去子年分竹縄藁代初納之分

八部郡兵庫津台西須磨村江懸人乗 御破損方江相納、受取手形取之置候

船差障出入糺中之處、近日出立三付 日 一帰村申渡、 須磨村ニおゐて人乗

b の共宿預免、 難成旨申渡、 村預申付ル 證文取之、 西須磨村之

> 当地八番御用状、 六日限を以差立ル

加賀守殿江壱封、 納戸之ものニ添、 手紙 而差立ル

證文之小柄證文与も進上致

御役儀歓与して程■作光守

矢部左近将監江壱封

同断白浪肩衣地五ツ分箱ニ入、

相贈ル

同 < 廿⁺ 日 雨又曇

朝五 ッ時過出宅、 東成郡出水見分并堤方兼

罷越ス、 地方兼利八郎・作助召連ル

水畝も干落○野江村排地多分 ○鴫野村ホホカルバ「☆えょし○新喜多新田

小休 〇赤川村見分組合村々も出ル市左衛門宅〇赤川村字大門上圦樋出来栄

直二申渡 ○船中弁当

右相済、

九ッ半時比帰宅

築山今日昼前罷帰候よし

明後日自分出立之處、 廻船交代ニ付而者、留守中ニ相 六月朔日堤 成

誠 存寄有無之儀、 遣ス、 存寄差支無之旨、 築山江懸合与して 返辞申越

ベス

计目 晴

摂州 村々為検地、 明日出立いたし候ニ付

御届与 して朝五ッ時過出宅、 兀 ツ 時 過

帰宅

○御城代

服部源左衛門

○玉造 松井勘右衛門

○京橋 今蔵熊蔵

○御目付なし

築山江文通、幸蔵江渡遣ス

天王寺村変死人検使啓助遣

即

日帰ル

同 廿 \exists 晴

為摂州灘目筋村 明六ッ時出立、 2々新田 具足駕籠鑓長柄 検地、

> 草履長持壱棹両懸一 荷召連候

もの共森誠 林泰蔵 服 部歓 蔵

松浦

八蔵・

侍三谷貞助

池田市三郎

足軽栄蔵 同代辰五郎 中 間 万蔵

源助

市 助

・大坂や貞次郎例之通十三迄

送ル○神崎尼ヶ崎通行、 昼四ッ半時比

宮部孫八郎義、 西宮町本陣松村義左衛門方江着泊 二條納相済、 昨夜中

帰坂、 今朝出立懸逢

池田庄太夫江御本丸拝見、 同伴之約速

いたし置候處、 今日出立二付断文通、 今日遣候様

昼九ッ半時過本陣立出、 仙之丞江渡置

猶明朝見分之積、 新開場見分難分廉等も有之 夕刻本陣江帰

ル

濱方地先

同 #=

日

晴

朝六ッ半時過本陣出立、 新開場 為致候

見分、濱先之方物置納屋冥加銀上納い たし

過迄ニ相済、 居候場所大縄廻り分見致ス、 濱久保町惣会所迄引取、 兀 「ツ半時 昼食所

衣類取調ル○新開場之儀、 地境之申立

比会所引拂、 紛敷相聞候二付今日改方者見合、 本陣江帰ル〇右新開 七ッ時

東之旨、 場地境之儀、 書面差出候得者、 全く役人共申立方不 猶取調候積

昼食所ニおゐて大坂江御用状出ス

龍太郎江宛壱封遣ス

夜九ッ時過寝る

廿三日

晴暑気強し

西宮濱方新開場地境之儀、

役人共取調方不束ニ付地引直し方之儀

申立候ニ付不東之段者差免、 取調直

申付ニ付、 今朝者本陣二罷在、 地引直し方

> 奥ゟ

壱封、 又三郎ゟ壱封差越ス

鳴尾村并丸嶌新開場願人平左衛門

三而

罷出ニ付、 糺方誠一江申付 ル

濱方新開場地引直し方出 来

いたし候ニ付夕七ッ時本陣出 立

罷 越

取調方致ス、暮合場所引拂、 六ッ半時比

本陣江罷越泊

同 廿四 H 半晴

朝明六ッ 時本陣出立、 新 開

場江

相越ス、 壱番ゟ廿壱番迄検地相

暫く休足致ス○黄昏迄場所ニ罷在

○久保町地内千足や善左衛門所持材木市寄場ニ而昼食

暮六ッ時過本陣△相越泊○鳴尾村

○平林貞之助御普請役新

并平左衛門詫書差出差免候段為申渡候

甚之丞今日兵庫泊、 明日当所泊

今日者快気致ス

之旨、 昨夜中自分少々腹痛水瀉い 本陣申立 ル

たし候處

同 廿五 日 晴

朝七ッ半時比本陣出立、 たす、昼食迄ニ過半相済、 場所検 昼食所

地

昨日之材木市寄場昼後暫く休足 ッ時比
の取懸、 七ッ時比迄ニ不残

相済、 打出村江到着、 西宮出立○夕七ッ半時過 直二場所取懸、暮合迄

夜六ッ半時比年寄清右衛門宅江

着泊〇住吉村喜平次罷越逢、 九 ツ時過寝 ル 夜

同 廿六 \exists 晴

朝 五 ッ 時 比 打出 村出 立 場 所検地相 済

地

所不足二付当取調方之儀

願

人并

村役人江申渡、 ッ時比場所引拂○神戸村会所 帰候迄二取調置、 申立候積

升当暫く休足〇自分素麺其外調物

八ッ時比出立、 夜五ッ時比上谷上村江

着 向宗常光寺江泊、 夜八ッ時 此

寝ル○横屋村与左衛門居間沤呼逢

同廿七日 晴

朝六ッ半時比起ル〇上谷上・下谷上

平野村立会場字香ノ谷新開場為

検地、 朝五ッ時出立〇願人并村役人共江

峻嶺ニ而上り又下り廿余町ニして 取締方申渡〇路次都而山間又者

拾町計ニして香ノ谷新開場ニ至ル 往還なり、 字田城沢ニ至ル、兵庫合丹波江之 夫
ら
左
之
方
江
又
山
間
を
行

一人之農民住居致し、 ッ 半時比着、 Ш 間僻地農家僅二壱軒 其余四軒者

四

屋中!

蝙蝠飛廻りて鼠又多し

避る与いふ迄也、暑気如炎難堪、且補理、自分之休足所ニ設僅ニ炎天を形計之有之場所之側ニ薦張之小屋を

○壱番ゟ五拾三番迄相済、昼食暫く

冒して四ッ半時過ゟ検地ニ取懸ル小サキ虻夥しく出煩し○炎暑を

休足〇九ッ半時過ゟ取懸、

五拾四番ゟ

泊上谷上村ゟ者凡三拾丁計之山路を九拾番迄相済、黄昏ニ至ル○昨夜之

隔て往復煩労、且者村方諸雑費も

相懸候儀ニ付一夜野宿いたし候心得

二而

当所江泊之積相極メル、一軒之家者

いたし居候よし、此小屋五一同泊、実ニ弁蔵并伊三郎与申もの両人ニ而住居

取寄、其中ニ敷ものいたし這入居牛馬之小屋之如し、上谷村ゟ蚊帳を

終夜鼠之如く聲屋中二有

飼置候よし翌朝一覧惣身黒く相尋候處、此比黒鳥与申もの之子を得

蝙蝠之如キものなり、又夜中度

田野ニ而★★聲を発して猪鹿

田野を荒よし〇此地之百姓男女

を逐ふ、しかせさるれ者稲を食ひて

拾三人内子供三人なり○今日者終日

山野を歩行、炎暑を冒して

苦身煩労、且汗衣を絞る与いへとも

風呂もなし、足を洗しま、ニ而

今日ニ有与いふへし、夜中小屋中ニ而休む、自分当御役廻村中之辛苦

調物いたし、夜八ッ半時比なるへし寝ル

一朝五ッ時比小屋中ニ而弁当、同廿八日 半晴途中少し雨

小屋を出、場所取懸九拾壱番ゟ百九拾

夫ゟ

検地相済○新開場之もの共江一人宛 昼食者仮小屋ニ而食し、夕七ッ半過不残 番迄外落地之分共二百筆計成ル

織田山城守領分

丹州氷上郡

太田村

伊三郎

四十五

同人女房

里 ょ

四十四

ふて

同人娘

十五.

丹羽若狭守領分

播州多可郡

門柳村

忠右衛門

四十三

三十九

109

手当遣ス、左ニ記ス

新田ニ罷在候もの名前 青山下野守領分丹波

多喜郡大山上村

六次郎忰

久鬼長門守領分摂州 (五) 三十一

有馬郡 内神村

平右衛門

三十八

ミよ

同人女房

二十七

〆拾三人

同人忰

由

松

Š VΦ 同人娘

九ツ

摂州多可郡 作畑村

脇坂中務大輔御領所

蔵

里

三十

摂州有馬郡廣風村

三十七

民

九鬼長門守領分

文 蔵

> 同廿九日 晴少し曇

東尻池村新開場江着、 同所油屋

伊三郎番小屋江泊、

昼食致ス○八ッ

朝五ッ半時比上谷上村出立、昼★ッ時比

之境目等相糺ス 半時比

台場所見分、 兵庫并新開場 右之もの共立為手当、男女とも金壱分ツ、

引拂之節人足ニ出、翌廿九日朝 但、弁蔵者留守ニ而昼後罷帰

東尻池村二而為暇乞、一同罷出二付

弁蔵江者其節金壱分遣ス

泊ル ○暮六ッ時比上谷上村常光寺ニ帰

小供者金弐朱ツ、差遣、歓納之義申渡ス

表紙

+

至同年十二月廿九日 従天保十二丑年六月朔日

記

H

同二日

晴

朝五ッ時過台大縄反別廻り分見取、

立戻、休足〇昼八ッ時過ゟ取懸り

初番ゟ拾八番迄相済、

九ッ時比昼食所江

濱手之方池田之改杭二不拘、 拾九番ゟ三十番迄不残相済

打出ス

六月朔日

晴夕刻少し雨

朝五ッ半時比ゟ東尻池村新開

除地之分見分廻り分見致ス、九ッ時過迄ニ

夕七ッ半時過皆済、 泊江帰ル

大草太郎左衛門儀、

先般出府いたし

帰国、今晚兵庫着泊二付為使者

服部歓蔵遣ス

罷越見分、 支配中相除たる之由ニ付夕刻台 大潮之容子及見、暮六ッ時

過迄濱手ニ罷在、六ッ半時前泊江帰ル

○地不足之分者全く濱先ニ有之候義

一付同所におゐて改受度旨、願人村役人連印

を以申立ル

東尻池村兵庫津濱手地境ニ

濱見分方江大縄之場所有之候處、 弐町歩ヨ之分不足二付相糺候處、 相済〇新開場合反別廿七町歩之處

元来 池田

出立○同新田濱手之方分間再朝六ッ半時過東尻池新田小屋

同三日

晴

一日南北凡拾三間 一日南北凡拾三間 一本松与云あり、今日も一覧

樹ノ圍凡壱丈三尺五寸

高サ凡四丈四寸

御崎之中ニして、此濱を遠矢之本間重氏遠矢之趾有、此邊者和田本郡重氏遠矢之趾有、此邊者和田五本枩あり、海手之方江七八間隔りて

濱与云御崎之中ニして、此濱を遠矢之

本間重氏遠射之趾 東面す

7共一同

平兵衛別荘のよし昼食暫く 壱番ゟ八番迄相済○(× 町)米や

兵庫迄罷越逢、同所ゟ帰ス○昼後休足、七ッ時比同所出立○嘉納や次作

九番拾番之場所検地相済

神戸村六兵衛出稼酒造家之よし暮六ッ時比脇濱村泊江着、此家

間数も相應ニ有之、家作宜

同四日 晴

寄地引いたし、神戸村ニおゐて脇濱新開場之儀、生田川縁江過分ニ

差障有之哉之趣、申立候二付為下改

今朝誠一差遣、取調之上申分無之趣二付

刻限も延候ニ付早々昼飯申付、昨夜泊罷越、検地致ス、四ッ半時相済、逐々

若林嘉毛太与申もの宅昼休昼食 之處ニ而支度致ス○篠原村百姓

興定与云もの之居城也与いふ、前面○摂州名所図画ニ者、此地荒熊武蔵守

之躰也、後園ニ無仁蜜柑之樹あり

海濱を望ミ、

後者山ニ而地形よし、

城跡

古木ニ者あらず、図画ニ云所之大樹者枯し也えりむ。

土人も不知

峻岨之場所也、住吉村江直ニ罷越○同村新開場検地何之山手ニしても

○八幡村八幡江参詣、社内大松樹有

過住吉村吉田喜平次方≒着泊左右≒分れ、高サ難量○夜六ッ時

○堀伊賀守義被為

(×同)認メ為餞別、梅酒・柳蔭酒二陶

差遣候、今夜中拵、明朝差立候積岩屋之産敏馬之(×浦)花与云茶

右ニ付留守宅江壱封遣ス、御用状一同誠

相渡ス

同五日 晴

一朝五ッ半時比住吉村出立〇横屋村

水車場新田検地○住吉村同断

願場所大縄之地所見分○魚崎村

○同村検地之場所相済、東青木村 『 /* 百姓喜太郎宅(×弁)昼食、此時七ッ半時比

酒造人松田や一字泊江暮六ッ時比着

(×○同村新開場検地相済) ○魚崎村休ニ御用状到来、宅状来ル

同六日

晴

濱先新開場検地、 朝六ッ半時比出立、 芦屋村江四 東青木・青木村 ッ半時比

着昼食、 大坂玉造町藤兵衛小作い 暫く休足、 八ツ 時過 たし

居候住居之よし、

6

同村内検地取懸候處、

廉有之、旦地引不宜取調中 地所難為

○昼八ッ時過大坂ゟ御用状来、 追々遅刻、 暮二及候間当村江泊 宅状并

野羽織壱ツ到来

同七日 晴

朝六ッ 時過検地取懸、 四ッ時比迄こ

不残相済〇打出村濱先地引場

四ッ半時過着、 之分検地致ス、 百姓家ニ而 (× 四) 同村昼食所江 $\widehat{\times}$ 宅

休足、八ッ時出立○今津村境場見分

申立ニ付、追々取調候積○夕七ッ半時 右場所者西宮ニおゐて差障有之趣

> 過今津村江着、 百姓

宅泊

○打出村休中 同村欠所もの為見分

服部歓蔵遣ス

○今津村泊ニおゐて芦屋村

御影村孫兵衛地境之義申渡 新開之場所玉造丁藤兵衛

證文申付ル

同 八日 晴

朝六ッ半時比今津村出立〇鳴尾村

濱新田立會、 丸嶌新開場見分

家 地形取調ル〇昼食東鳴尾百姓 宅) ニ而休足〇八ッ時比ゟ取懸

×

几 安治川筋合谷町濱迄罷越、 ツ 時比帰着

夜

夕七ッ半時過相済○同村ゟ乗船

同 九日 晴

今日者休足いたし、 召連候もの共も休日申付 明後日御届出候積

同十日 晴

在宿

御城代廻状、

太田備後守殿就病氣願之通

被仰出候段申来候、下畧

御役被遊

御免候旨、去ル三日

六月十日 青下野守

自分共御蔵奉行宛

同十一 日

晴

御城入致ス、 昨十日帰着之積

○玉造 松井勘左衛門 田吾八郎

○京橋

戸

朝六ッ半時過出宅、 帰着御届として

○御城代

坪井小左衛門

同十二日 晴 呼寄逢

誠一和三郎儀、 御貸付懸兼廻船方増掛申 誠一 者地方兼和三 付 ル 一郎者

圭次郎義立帰出府之儀' 承届之旨、 誠一江申渡 兼而願有之ニ付

同十三日 無記事 晴

右之通差出、銘々暑中見舞も申

両人とも留守≒付不参○徳山≒立寄 ○両番頭江暑中見舞申置○御目付者

暑中見舞申置、五ッ半時比帰宅 武笠祐左衛門二逢、 昨日帰着之事并

築山江文通、今朝御届之儀申遣、二ッ茶や 製之素麺壱箱遣ス○堤方廻し★

遣ス

八木与兵衛今日ゟ出勤、

同十 右相済九ッ半時比帰宅 同十五日 八ッ時過出宅○京橋用 難波御蔵納有之、 御蔵納相済 大貫次左衛門分 夜五ッ時比帰宅 ★逢、築山江相廻候積之處、 右廻し不宜切石弐石六斗相納候積を以 町方与力立會 乗船ニ而罷越、 金井江参り合居候間 相尋之挨拶手札差置〇金井江罷 米弐百九拾弐俵 山日 ○御蔵奉行并手代共江為土産、 晴 睛夕刻雷鳴 池田庄太夫玉造 朝六ッ半時出宅 別段不罷越候 人両人江暑中 同 人義 越 菓子遣ス 同十八日 同十七日 同十六日 無記事 無記事 圭次郎義今朝出立 今晩七ッ時罷越候由 祭二付歓蔵・ 江戸表丑九番御用状来ル ○紀州蔵屋敷江罷越 曇 晴 曇 晴 八蔵・

昨十六日東成郡天王寺村毘沙門

足軽四人遣候處

同十九日 無記事

同 無記 廿日

晴

司 江戸 廿 、表江丑九番御用状八日限を以 H 晴

差立ル

廻船方丑拾番御用状六日限を以差立ル

同

廿二日

八部郡神戸村ニおゐて疵受人有之

孫八郎差遣、七ッ時過出立

同廿五日 曇

天神祭礼休 \mathbb{H}

築山娘縁組整候為歓、 提重壱組鰹節

同 计六日

晴

同

计四

日

晴

大貫次左衛門御代官所

出羽国去子御

付取

沖船

頭伊十郎乗、

浦

江戸御廻米船

大坂顕屋清三郎船 長州吉母

同

廿三日

晴

同 廿七日 晴

117

手代分吟味之上、船頭水主炊上乗 沖合ニおゐて及沈船、 寺西蔵太之

とも都合廿弐人并一件諸書物

吟味之上御用達共代并船宿江預申付 足軽差添引渡候二付為受取、 }

通

證文取之

壱箱遣ス

朝六ッ半時出宅、 ○廻船方丑拾番御用 難波御蔵江罷越 状 到来

庄太夫・与力田中左馬五郎罷越ス

毛利伊勢守御預所納有之、

池

孫八郎神戸村ゟ罷帰候處、 九ッ半時過帰宅、 往返とも 明石 船

足軽之もの引合ニ付徳山石見守之 件差出、 夜五ッ時比遣し、 四ッ時: 比帰

ル

船場迄歓蔵遣ス 築山之娘京都江今夕出立ニ付八軒や

同廿八日 晴

生玉祭礼休 Ħ

朝住吉村喜平次罷越、 逢

左吉事松井主税与申もの罷: 越、

押小 路

造酒正家来之よし、 歓蔵江應對

申付ル、

云々

(落丁)

同 廿 日 昨夜廻状到来候よしニ而、 晴

築山

6

例之通写差越ス

之儀有之候間、 六七日之支度ニ而 以廻状申合、遠藤但馬守御用

為御知如此候、

可致参府旨奉書到来候、

右

以上

地役其外惣宛

七月十九日 米倉丹後守

加納や次作勤方之儀ニ付夫々 申渡、受書取之、別段逢談致ス

彦兵衛・川崎や米三郎方ニ而相渡ニ付 御廻銅弐万五千斤ツ、道頓堀冨 屋

座懸柳道太郎其外罷出、 渡方

銅

懸両人差出ス、

御蔵奉行池田庄太夫

相済候よし、 罷帰り申聞、 明廿 日於

築山罷越居、

申置○坂本鉉之助方こ

安治川口、積立之積

今般被為 召侯段承知之旨、申述八ッ時比出宅、遠藤但馬守殿江罷越

為暇乞罷越逢、妻ニも初而逢

下野守殿家老丹羽某罷越、

初而

逢、坂本縁者之よし〇本多

致ス、夕七ッ半時過帰宅

為作方江初而罷越逢、

炮術稽古

二付不束之始末有之候一件、猶直々御影村樽船行事代人差出方

及沙汰、行事善四郎宿預ケ

代人甚兵衛手鎖宿預差免ス

融通方月行事呼出、玉造頼之

金談、誠一・又三郎ゟ為申達ル

誠一・又三郎ゟ為引合ル

平野や市郎兵衛金談之儀ニ付

築山ゟ書通、融通方金談之儀申越ス

及返書

白紙・廿一~廿三日欠)

同廿四日 半晴

一朝六ッ時過出宅、遠藤但馬守殿江

暇乞罷越ス、自分共并地役一統

為

御逢有之、産穢中ニ付表ニおゐて者

御逢無之、中奥与可申哉之座敷

5 市暇乞、壱人ツ、御逢有之、四ッ半時比

帰宅

今朝誠一儀、粥川小十郎之方江差遣

平野や市郎兵衛方ニ而金四百両

但馬守殿領分之もの江貸渡候趣、

治定

之儀申通ル、右ニ付云々申談、

罷帰候由

申聞ル

龍太郎釼術稽古いたし遣ス

清次郎出

ス

夜中築山ゟ使

同 廿五 遠藤但馬守殿、 日 半晴

ニ付為見立、 朝六ッ時灯燈ニ而出宅 今朝 御門明 出立之よし

玉造張番所江罷越ス、地役共一 同

鈴木次左衛門誘引同道いたし、

六ッ

時 過

罷出居、 池田庄太夫壱人不罷出

六ッ時過但馬守殿出立、御門前

三而懸

御目、 丹後守殿江珍重之旨申置、 御暇乞申述ル、夫ゟ御城代并 玉造

留守宅江出立済、 歓申置、 朝

五ッ時比帰宅

但染帷子麻着用

江戸表江番外御用状差立ル

○甚蔵江壱封

但馬守殿通行ニ付野江村江六嶌 ○五条御貸附諸入用之儀申遣ス

石渡廻状ニ而丹後守殿娘豊後守殿

養子本多伊勢守江縁組

并但馬守殿今日出立相済候よし之 願之通被 仰付候旨、

丹後守殿廻状とも到来ニ付

差越ス、受取遣ス

同廿六日 雨冷気

丹波守殿廻状、 今朝歓蔵を以返上

八ッ半時比台本多為助入来、

炮術

稽古致ス

築山ゟ文通、 山田啓助儀、 支配所觸之義申越ス 願之通暇乞遣、今日引拂

候ニ付逢遣ス

同 一世七日 晴

大塚勇次郎儀、 引越候二付給扶持之儀、 役所見習申付、 申渡ス 今日ゟ

坂本江留守見舞使遣し、 饅頭壱重

遣ス

米倉丹後守殿江娘縁組歓与して罷越、 申置

司 一十八日 半晴

無記

同 日十九日 雨

本多為助罷越、 桑原瀬兵衛罷越、 炮術稽古致 逢

築山江文通、

八月朔

日

曇

六ッ時過出宅、

八朔出礼として

御城入致ス〇下野守殿例之通逢有之

○丹後守殿同断○加番四軒暇乞

朝六ッ時過役所之もの其外礼受ル

觸書案返ス

自分始今日火前初而致ス、 利八郎・与八郎・作助・八蔵・歓蔵・省吾召連ル 何レも三発ツ、

自分者初発二発とも角中、

三発者右之

振舞、

申置○大番頭弐軒同断○玉造者

留守宅江罷越、 八朔之礼申置

右相済、 四ッ時過帰宅

炮術道具類三原や江申 付 ル

比留間

方文通、 勇二郎之礼申越ス、 葡萄

到来、 返書遣ス

同二日 晴

役所向之儀ニ付和三郎江内談致ス

八ッ時比ゟ為炮術稽古、 玉造組与力

角場江出席、 本多為助父子罷越

坂本邦之助も出席、

龍太郎同道、

又三郎

上江外レ〇初而出席ニ付饅頭差出、

同

内談有之

宮部孫八郎儀二付

×

同五日 同四日 同三日 泰蔵今日京都ゟ罷帰候處、 增井原蔵入来逢、 触書出ス 勧農勤倹之義ニ付支配所村々江 二発ツ、致ス、自分者二発とも角中 のよしニ而届書出ス 曇 曇

雨

当丑御取箇懸申儀、 七ッ時比出宅、 玉造稽古場江出 圭二郎江渡ス 席

坂本邦之助も罷越ス、自分・作助 本多為助者留守二付忰政之助出席 歓蔵

黄昏帰宅

朝明六ッ時過出宅、 五ッ時過帰宅

同六日

晴

伯父病死

八ッ半時過本多為助入来、 炮術

稽古致ス、七ッ半過帰ル

山本万之助暇乞入来 服部歓蔵儀癇症ニ而今夕他出いたし行衛

不相知旨、

夜中作助内々申聞

ル

同七日 江戸表江丑拾弐番御用状差立ル 晴

道中六日限 ○新開 件

仮役山木数馬・山本万之助○ 鹿之助

○右□付御取ケ方組頭□弐封遣ス

暇乞入来申置

八ッ半時比出宅、 山本万之助・永田主水

炮術稽古致ス、

自分四発之内弐中

玉造角場江出

席

大坂や貞次郎母入来、 何レも通逢 山 木数馬 鹿之助江為暇乞、 奥ニ而逢 罷越ス

同八日 半晴

朝六ッ 几 中 ·時出· 五ッ時少し過帰宅 宅、 玉造角場出席 Ħ. 発

理兵衛江検見ニ付廻村いたし候節 西宮町紅野平左衛門・山野里村

岩田鍬三郎支配石州銀 無益之入用不相懸様、 心得方申渡 山附地役人

阿部専之助義、 佐渡国去子御廻米

積受候大坂嶋屋次兵衛船沖 兵四郎乗、当七月十日岩田 鍬 船 三郎 頭

支配所石州大浦湊鏡ケ崎ニおゐて 及破船候ニ付吟味之一件差出 二而

吟味之上船宿并御用達下代迄例之通 召連罷出 ニ付札評席受取ル、 一ト通

> 預申 付 ル

検見懸手当左之通遣 ス

五百疋

又三郎

三百疋

泰蔵

壱両

作助 孫八郎

三百疋

三百疋

X

三百疋

和三郎

右者廻船方骨折相勤候ニ付手当として遣ス

同 九日 朝六ッ時出宅、 曇時々雨

父子・邦之助も出席、 玉造角場出席、 炮術稽古致ス 本多

四発三中、 五ッ時退散

致ス、鉉之助妻出

野服

五ッ時過坂本台直々河州高井田村

孫八郎・作助召連ル、 早稲検見として罷越ス、又三郎 坪刈之上庄屋

平左衛門宅ニ而春法致し相済

八ッ時過帰宅

弁当、

同村合舟ニ而八軒や迄罷越

御金奉行仮役神谷伊織罷越候由

同 ≥九+ 日 雨

御蔵奉行仮役

入来申置

去々亥北国船

難船之趣申来ル

同十一 日 晴

朝六ッ時 六発四中、 出 五ッ時過帰宅 宅、 玉造角場出 席

権左衛門乗難船公事申付

昼後出宅、 $\stackrel{\frown}{\circ}$ 御金奉行仮役 (×如左罷越ス)

同十二日 半晴

朝六ッ時出宅、 玉造江炮術稽古出席

六発二中、 本多為助出席、 五時

退散○坂本江立寄、

着替致ス、麻上下

出立、 着用○御城入いたし、明十三日検見 御届書左之通出ス

)御城代 山室弥兵衛

○玉造

○京橋

川上猛次郎

○御目付代 松井勘右衛門 人

御城入之歓申置○築山江罷越逢 右相仕舞、 加番四軒番頭弐軒着坂

 $\stackrel{\frown}{\circ}$ 包

着坂歓申述ル○柳道太郎

通逢〇築山留守ニ付侍江申置

○比留間通逢○七ッ時比帰宅

本多為助罷越、 素タメ稽古致ス、

夜

昼後退散、 九ッ半時過帰宅

同十三日 半晴

朝六ッ時過出立、 ○
今津村早稲中等之出来虫付之分有之○庄屋九左衛門宅
の中華村四ッ半比着、直二検見坪刈致ス、作方 検見廻村如左

)西宮 特縄同様之場所多し

二而春法後昼食弁当

打出村型相済、浜方者少反別ニ付見望調ス打出村型稲方宜し、山手之方計ニ而坪 百姓佐太郎宅泊、西宮当村とも春法 虫付等無之、夕七ッ半時比相済、同村

夜九ッ時過御用済也 ○今日及見之村々綿作者何れも宜し

同十 应 日 半 晴

朝 Ħ. ツ 時 比打出村出立○西成郡■

九ッ時過罷越、 茶店ニ而弁当○唐物町ニ

相 七ッ時比帰宅 廻り、 馬具や安兵衛方之武器

> 同十五日 曇八ッ時過ゟ雨

八幡祭礼二付役所半引二致ス 右ニ付稲荷社頭八幡山ニおゐて祭礼

和勝院罷越祈祷致ス、 自分・龍太郎拝礼

いたす

北国買積船三艘御手当渡申渡

江戸表

方

丑

拾

四

番
御

用

状

到

来

九ッ時過出宅、 龍太郎初而火前小筒拾五中六中 玉造角場江出席、 自分十四発皆中

手代共敷物等出ス、 稽古場江筵拾弐枚并自分薄縁壱枚 黄昏帰宅

同十六日

雨

坂本邦之助江文通、 鉉之助江之書状

壱封遣ス

本多為助

ら素試稽古断之儀、 申 越ス

同十七日 雨

朝五 東成郡木野村昨年ニ勝ル ッ時過出宅、 早稲検見廻村

同 .那本庄村 同断

○若江郡森河内村同町昨年ニ勝ル 同郡大今里村同断水場之耕地も

右相済、

森

河内村ゟ舟ニ而七ッ半時比帰

ル

朝龍太郎炮術稽古ニ参ル 又三郎・ 孫八郎 ・作助召連ル

江戸表江番外六日限りを以差立ル 和三郎廻船方懸申付ル

○岸本辰之丞様江壱封

X

同 一八日 朝六ッ時出宅、 晴 玉造出席、 龍太郎同道

吉辰ニ付廻船方御 用 始致ス、 御 川達

五ッ半時過帰宅

廣嶋や平四郎・次作忰嘉納や作助

佶左衛門・ 下代弥助・ 物代辰助江取締向申 要助・次兵衛・改方冨田

8

例之通酒飯振舞

柳道太郎入来逢、 江 戸 御 逈 銅

人足賃之儀、

談有之

同 日十九日 晴

朝六ッ時過出宅、 * タ五ッ半時過迄稽古、 玉造出席拾五 坂本ニ而着替いたし

帰宅

徳山江罷越逢、

暇乞申述ル、

四ッ半時比

大坂屋新左衛門呼出 刻罷越、 北国買積

船之儀、

申談遣

ス

御城代ゟ廻状、 比留間江順達 酒井右京亮御定番被 遠藤 仴 **|馬守殿** 仰付候旨申来ル · 若年寄

同 世 \mathbf{H} 曇

夕刻遠藤但馬守殿中屋敷江罷越 御役替歓申述ル、 松井勘右衛門江

逢

引居候よしニ付申置、 金談之儀も申述ル、 松井与七郎者不快 勘右衛門江も申置

七ッ半時過帰宅

入門金三百疋遣し、 自分も逢

加川一

郎罷越、

龍太郎おかよ手習

廿一 H 風雨

朝六ッ半時過出立、 廻村、又三郎・孫八郎・作助・八蔵・侍貞助 摂播州村々為検見

市太郎召連ル〇今津村昼食弁当

与八郎儀、 ○夕七ッ時過住吉村百姓善左衛門 出役先合此處迄罷越居逢

宅江着泊〇今日者終日烈風雨ニ而

供立具足壱人持背負こいたし、乗物 夜ニ入尚不止、 川々出水致ス〇今般

> 鑓草履両懸弐荷明荷壱荷ニ致ス 太刀者跡付江入持〇十三迄大坂や貞次郎

并人足方等送候:付宅状壱封貞次郎

渡遣ス

○嘉納や次作罷越逢心得方申達候義ニ付 及差圖、きゃ○吉田喜平次罷越逢書付出ス、きゃ○吉田喜平次罷越逢

○鉄炮素試二十遍

同 廿二日 快晴

朝六ッ時過住吉村出立修詣明神江

昼食○源氏松一覧○忠度之塚参詣 ○兵庫廻ル ○ 所 ケ 林 村 寺院

村中田家之中江有小碑也

○源光寺門前芭蕉之塚有○

○西須磨村絅敷天神江参詣、田中ニ

村上帝之社往還之右ニ有拝ス、 社前大枩有

土人片枝之枩与云、南之方計枝葉茂り北方

受ケなし○一ノ谷・二ノ谷・三ノ谷各松を得

庄屋助一郎宅小休、当時者先年 朝六ッ半時比姫路出立○飾西 同

廿

应

日

快晴

○敦盛墓之建場ニ而休足、 藁麦を食ス

○明石空江泊
○明石空江泊
○明石空江泊

)素試五遍

同廿三日

晴

朝正六ッ時出立、 麗二而天気宜、昼前五拾丁計歩行 今日者快晴風もなく

○加古川宿此時四ッ半時過也 全食)姫路例之通途中江使者出ル

○泊≒当所町奉行之よし、 為使者差越、又三郎逢候よし申聞 小野田七郎兵衛 ル

○姫路革細工板や金兵衛呼寄調ル

○中間常吉病気ニ付明日大坂表江差返ニ付

宅状認メル

土地ニ而御旧恩も有之よしニ付庄屋 岸本父君鈴木町御在勤之節、 御支配被遊候

呼出 逢遣ス〇林田 庫屋有役人途中江出ル

出ル、 柄柄ニ而町年寄相唱ル、役人途中江上下ニ而村 飯済漸九ッ時比也○須賀村心方

立寄見廻致ス、地役人并用達共逢

○用達旭や忠八郎宅江泊、

夕七ッ時比着

○播州惣代共泊江罷出ニ付今般倹約

之御趣意并廻村之節、 無益之失費

不致様云々申渡、 名前左之通

宍粟郡

同郡

三拾六ケ村惣代 千町村庄屋

廿壱ヶ村惣代 下三河村同

河呂村同 嘉兵衛

下野村同 金兵衛

西河内村同

十蔵

親之助

下河野村同

茂兵衛

儀蔵

和

X

東安積村同 太郎

八 ヶ村惣代 同郡

皆河村同

又左衛門

X

起返免直吟味

夜九ッ半時過比 (×夜) 御用済

○須賀○皆河○中野○上野○三谷

同 廿五 日 晴

朝六ッ半時比出立〇三谷村荒地見分

× 字 新開場見分大縄反別廻り分間致ス

庄屋平兵衛宅弁当

○須賀村 泊江立戻支度、 無程出立

○伊和村卯十郎宅ニ而泊、夕七ッ半時過着 ○三谷村平兵衛昼食所ニおゐて

> 同人江鉄砲為打見ル、 弐匁五分筒之由

二発致ス

○須賀村山方入札有之、今晩入札之もの共

罷越候積二付作助を残し置、

明日跡ゟ

廻村、 先江罷越候積

△須賀村伊保川縁ニ而 耕 地宜、

村柄も宜方

なるへし

△三谷村須賀ニ准 į 村中 -山方御留

番所壱ケ所有り

△伊和村三谷ニ勝ル、 耕地もよし

同廿六日 半晴

朝六ッ半時比伊和村出立○生栖村 山手之方者手分、作助・八蔵遣ス○村柄不宜 場所取調方之儀、不束ニ付調直し申付ル 荒地取下場見分、 川縁取下場者何れも宜

山手ニ而未開発多し○村柄不宜 ○西深村前村ニ同し、荒地者多分 | 四深村生栖之川向村なり、取下場川縁

○福知村手谷筋江入込人家田畑有り

宅状并誠一ゟ之書状持参一覧

山手之方者手分、孫八郎・八蔵遣ス〇村柄前村ニ

一暁七ッ時比御用済

同廿七日 晴

見分、タセッ半時過相済○耕地宜村柄相應之方朝五ッ半時比出立○三方町村残之分者帰懸朝五ッ半時比出立○三方町村行懸場所見分

○公文村之内小原新開願場所得と地馴 ○公文村少上新同断耕地三方町二人會 (×相済) ○公文村少上町同断耕地三方町二人會

可成之方也、此處ニ而弁当
「一人」と、「一人」と、「一人」と、「一人」と、「一人」と、「一人」と、「一人」と、「一人」と、「一人」と、「一人」と、「一人」と、「一人」と、「一人」と、「一人」と、「一人」と、

○夕七ッ半時過見分済、今日も福野村

田路七兵衛方江泊

夕七ッ半時比当泊≒着(×着泊)致ス○中間源助廿五日夕出立之よしニffi

留守無異之旨承り、安意

同廿八日 晴

検見取懸、無難之出来、村柄不宜方の九ッ時比着満願寺ニ而弁当直ニ 安賀 朝六ツ半 時過福野村出立○安賀

○東西有賀新古検之差別有之
が取べ、試)様しこ者不相成、出来方宜し、打込(×試)様しこ者不相成、出来方宜し、打込(×試)様

村

泊、庄屋清兵衛宅\I着泊 ≪夕七ッ半時比検見相済、安賀\I

同廿九日雨

明六、ツ半時比出立今朝者雨天、且引原者村二付人夫其外為厭、乗物荷物者沿江直ニ遣し定助を差添候積、自分者孫八郎之連ニ遣し定助を差添候積、自分者孫八郎之乗駕籠江乗罷越○皆木農家ニ而を法、此村出来形宜、安賀ニ勝ル、村柄者不宜○引原江之山路々あしく、其上雨第

130

村柄尤あしく、

坪刈致ス○庄屋

頗り二降 〇月原 出来方者宜、山村

宅春法、 弁当○村役人共江御年貢助方

取締之趣申渡○斎木村百姓

等を経て斎木江着、 宅泊、 嶮岨、有賀二而日暮二到ル、途中明枩 夜六ッ時比着致スの見有質 途中道あしく

数本燈ス

口 晦 H 晴

朝六ッ半時過出立、 境字ハカ阪峠越、 八ッ半時過岩野辺ニ至ル 斎木林・岩野辺村

昨年合も宜し○見取之場所字二ノ宮下 ○岩野辺|特杯中等耕地宜し

御高入之儀及沙汰〇千草町岩野辺ニも 勝ル、見取場同断村柄悪しく、 因州街道也

○黒土岩野辺ニ同し○室村黒土ニ

劣ル村柄悪し〇西山室ニ類ス

○千草町江夕七ッ時過着、 千草や

清右衛門方江泊、家古く不宜住居也 因州街道也

> 九月朔 Н

> > 晴

朝六ッ半時出立〇船越検見耕地

瑠璃寺領入會也、人家も入會不宜方

○河崎類ス ○上三河なし

不宜、村柄も同し 庄屋 宅弁当〇下三河機見

○下野類ス、耕地

劣ル○漆野類ス○夕七ッ時比

下三河着、庄屋金兵衛宅江泊

此家裏手之方山江登、 鉄炮為打

作助・八蔵両三発ツ、致ス○

(×夜)

暁七ッ時

比御用済

同二日 晴

朝 Ħ. ッ時比下三河出立〇 中三河ゟ

庵村様見耕上之中等村柄○平福 御預所之よし村役人出ル〇佐用 作州吉野郡三渕村通行、 龍野

郡

新 通行懸年寄新右衛門宅ニ而 ○正 吉村分

○平福ゟ大坂迄三十六里也

たん冊 平福者駅場二而町方之風有 平福亥手ニ当ル○村柄三ヶ村とも悪し 平地之方ニ而入會、此外之耕地宜し 多分起返候迚、 失亡之民も逐々帰住致し、 世話いたし候處、此節迄ニ逐々立直 山手之方ニ而入會、平福正吉町分者先ツ 打込検見相願、承届ル○友延正吉本町分者 相續方并荒地起返之儀、 様躰聞罷越ス、 ○赤穂郡苔縄村三浦誼作為 ○平福年寄新右衛門方泊、 たのみなき金子の軍も此秋は 友延〇平福出来方同様之よしを以 春法致ス 君か恵ミになひく八束穂 竹垣の君乃御侍者のミもとに奉る 昨年来佐用郡金子村 自詠一首を贈 宗誼 ル

朝出立懸〇三浦誼作〇山本庄右衛門 両村耕地續ニ付打込検見相願承届ル 宅江着泊ル、夕刻春法致ス○大畠末包 勝ル、村柄も不宜○夕七ッ時過庄屋作右衛門 庄屋——宅弁当後春法 相應ニ相成候もの之よし 村柄宜方庄屋猪佐久之宅宜身元逐々 両人昨年逢候二付逢度旨、 呼出逢○当駅年寄新右衛門・太郎右衛門 有之もの也○苔縄村久左衛門○右三人縁頬ニ 小作之田地多分有之二付明年台起返 ○末包ゟ大坂迄三十六里○両村とも手餘 村柄者悪しく十分之出来也 金子村相續方二付出金在之、 播州赤穂郡大■村之百姓也、 ○朝五ッ時過出立○宗行歳見耕地 ○西河内 耕地殊之外宜し、村柄者不宜○西河内右両村ニ勝ル、十分之出来方)末 包 三村ニ劣ル、出来方者昨年ニも 快晴日中者暑し 〇大畠 ○仁方原しこ 願出逢 奇特之行 誼作と同しく

132

村役人共江及沙汰置

同 三 日 晴

朝五ッ 之場所有之、村柄悪しく 何レも棚田也、地味者宜し、所々不作 時前出立〇植木谷様見耕地

棚田也、)田和 時間を 田田 同断植木谷ニ類ス、山手ニ而何レも 村柄悪しく庄屋利右衛門宅弁当

多分出来、出来方も宜しく御為筋ニも 相減し、田畑多分之不仕付ニ成可及亡所 相成候事二而大悦之事也 躰ニ付逐々世話いたし、当年者起返田畑)金子 昨年初而罷越候處、人別格別

村高百八拾三石八斗余

此反別拾七町四反五畝歩ヨ

内

田高百三拾弐石四斗ヨ 此反別八町九反六畝ョ

高拾弐石壱斗ヨ 内

此反別弐町壱畝歩ヨ

去子年作附之分

高七拾弐石八斗三升ヨ

当丑起返作附之分

此反別四町八反七畝歩ヨ

X

外高反別荒地

畑高五拾壱石四斗ヨ 此反別八町四反八畝歩ヨ

内

高拾弐石九斗ヨ

去子并当丑作付之分

此反別壱町七反五畝(×壱)歩ヨ

X

外高反別荒地之分

右之通起返相成、 人別とも逐々増也、 巨細

茲二略ス

人家耕地とも入會、村柄者不宜方也○ 大二劣ル、小笠豊松丸領分入交之村ニ而 之地也、居村合北ニ当場所山手江懸て者地味 ○平尾隔て平地場廣ニ而多く上等○中尾同耕地居村台西北ニ当り小川を ○ 才 元 金子ニ劣ル、中等之上也 ○ 才 元 同耕地平地多く地位者却而

今日場所江出、夕刻為暇乞罷越ニ付両人共 相済〇此宅手狭ニ而至而不宜家居なり ○金子村見分二付三浦誼作・山本庄右衛門

—宅江泊春法、今日ニ而播州検見

○夜八ッ時半比御用済

手元江呼出逢

同五日 昨夜ゟ雨、八ッ時過ゟ晴

仁方村猪佐久・濱村喜右衛門・田和村利右衛門朝五ッ時過出立○出立懸末包村作右衛門・

骨折世話いたし候段、營置○下櫛田呼出、金子村相續方田畑荒所起返方之儀

罷出逢○当村耕地打開キ、地味も宜しく大風雨也○庄屋─宅弁当三浦誼作余之場所者山手之方ニ而遠見○見分中余之場所者山手之方ニ而遠見○見分中の反歩分之場所處々起返有之、其余四反分荒地収下場見分千草川縁両岸とも凡四町

一覧、左ニ掲く
一覧、左ニ掲く
一覧、左ニ掲く
一覧、左ニ掲く

書紙 書紙 表装紙ラ用

同六日 晴

栄次儀、去子年中村内之もの共困窮□一朝五ッ時過出立○出立懸金子村百姓

迫、多分失亡いたし候折柄、右栄次者居残

農業出精いたし候ものニ付為手当金

弐分差遣、右之趣直ニ申渡差添、

庄屋利右衛門

罷出ル○河野原千草川縁之村也、上組下組

内組分いたし、村役人も別ニ相成有之趣ニ候得共

取扱方者一村之積ニ致ス 〇赤松 村 遠見ニいたし

姫路八里、赤穂四里、龍野四里、大坂江卅三里七ッ時過着、年寄 宅江泊○当所ら打開候場所ニ而宜處也、村柄者不宜方、夕打開候場所ニの重處也、村柄者不宜方、夕井・川筋堤築立長三十丁有と云

示松圓心居住之地なりと云々、一寺を存ス

○河野原村中圓心堂と云有、往古

寺中一字之草堂有、

中者赤松圓心の

134

椀

五寸三分

金タミ

坐像位牌有 右之方ニ律師則祐之像有、 位牌を置、 木像を置候、法衣帯釼之坐像也、 表〇寶林寺殿正四位上則祐自天明善律師霊 表〇法雲寺殿正四位則村月潭圓心入道 裏冊一月廿九日死 施主赤城前川志 應安四辛亥天赤城三男之御事 應安四辛亥年十一月廿九日観應元庚寅年正月十三日 赤松山宝林寺与号 施主前川新右衛門 法衣帯釼の 像前

左之方僧法之像弐坐有、 不知〇什物之由左之品堂中二有之 何方之物なりや

アライ朱 五分 黑漆二而桐二薄之模樣有之內朱無地古代之 糸底内黒漆

○夜八ッ半時比寝

同七日

晴





朝五ッ半時比出立〇与井新千草川縁二而

畑方山手多し〇年礼東新地原ニ少し比して至て劣ル〇年礼東耕地原ニ少し 場所村柄とも宜○原耕地村柄とも宜しく

来金道在銘

石州(カ) 鎗

凡壱尺五寸計

取下之場所山手多ニ而木畑荒多し 田方も水場ニ而大ニ劣ル西国往還巾

角太夫方江泊、夕七ッ半時過着 場所見分致候處、申分無相違相見ル○庄屋 年来荒地ニ相成、居村弁納いたし候段、 一大多し、反別凡四反分ヨ之場所 、歎出 三付

○与井村田畝之中(×字)一

あ 〈土人一本恋与云〉松樹之本ニ薬師堂を安ス、 ŋ, 枝葉繁茂して奇枩なり

樹根者塀を

造ル、 此松地上江根を不顕(×土中ゟ)、 地上只

みきのミを見ル、

一奇なり与申傳候よし

与井新之境界千草川堤上二地蔵堂有 年暦凡六百年計与成るト云〇与井

与井之地蔵ト云○一本松ニ葉を得る

同八日 雨昼比ゟ晴ル

朝五)揖西郡小犬丸村此村二木境二而則赤穂 ツ 半時比出 一出立遅く相成ル

領主

ら料理

申付置

候由

二

而差出

ス
、

支度

致

ス 龍 |野着(×泊)休、弁当持参之處先例之由 |予(×朝)昼九ッ時比本陣那波や権三郎方江

> 先例を以領主ゟ塩鮎並酒一樽之料 ○三浦伴右衛門与申者使者ニ罷越**、** 今日小休ニ付

金五百疋相贈ル、 先例之儀ニ付受用、 且料理

○町奉行郡奉行兼帯之よし武久太右衛門と 申付置候趣を申述ル、 不逢挨拶申遣

罷出ル○龍野之城者南面して山腹ニ有

申もの罷越逢○九ッ半時過出立、

處々江家来

町之中凡十町計西東町入口 三門

如きもの有 相應成場所なり、 町を東江 出

直ニ龍野川有船渡し○数村を経て

夜六ッ半時比姫路本陣 $\widehat{\times}$ 宅 江 泊

之儀二付罷越候義者断○大坂ゟ宅状六日附 ○途中江町奉行罷出、 泊江来候由ニ付夜中

而

来ル、 越

仙之丞ゟも一封差越ス○夜九ッ半時過寝 ル

○暁七ッ時比町内ニ出火有之、 無程鎮火之よし

同 九日 半晴

藤兵衛と申もの罷出居、談話致ス○此湊ゟ ○高砂○高砂湊○海口帆前番所と云有 もの)

眺望す、如左

○暫く休足、右之海上之事藤兵衛ニ聞、同人海松与申ものを贈ル、海石五ツを得ル申ものを贈ル、海石五ツを得ル

同 干

日

晴

同十日 得る〇此井台少し東之方同往還、 下居清水と云井有、 朝明ヶ六ッ時出立 書物差越候様、 舞子濱茶店(× 石之形」「如此、蔦茂りて水溜ル、 少し登る小サキ坂也、一二畑田の清水と申候よし 和泉式部之塔有り○明石を経て)兵、庫、泊角力興行いたし居候ニ付為見合、大)兵、庫、泊夕七ッ時過着〇今日ゟ当所ニおゐて 今朝二木出立致ス ○孫八郎者一日早く兵庫≒着之積申付 快晴 御用状差立ル、宅状壱封遣ス 下居坂者東之方江 往還、 宅)ニ而小休、 野口之西坂本村中 北之方田畝 大坂江 端二

> 地子方名主北風丈助并惣代共江始末相尋ル 濱先ニおゐて興行致候よし、相聞候ニ付 巻右衛門相撲有之 (×よし相聞候ニ付)、 作助為見分遣ス〇昨日ゟ三日之間押尾川 見分立枯木拾本有之よし申立ニ付 新田当年者別而宜〇字會下山御林 三五ッ時過出立〇兵庫昨年ニ(×劣ル)勝ル、 北宮内町 嶌

壱封、

昨日飛脚江渡、

御用状共今日夜又三郎ニ渡ス

○八日之落

○尼ヶ崎領 ○作助罷越、 $\stackrel{\frown}{\times}$ 御林木之儀申聞 村地内) 楠公墓地二而春法 ル〇春法後弁当

昼食所江書付差出ス、猶泊江可罷出旨、

為申渡ル

○脇濱 乗車ニ類ス

○岩屋一躰ニ薄し
出来宜候得共

○河原 同断岩屋ニ 類ス

○夕七ッ時過岩屋村百姓濱村や清兵衛宅≒泊

蔦の葉を

相唱酒造油造等之儀ニ付其筋之もの 此家手廣く家作も宜し、参会所与

集会いたし候よし、在方ニ者不應家作ニ而

昼

食

逐々可取調事〇兵庫津地子方役人罷出 相撲之儀、 別段書付出ス○其余村々出候儀者

定例之通

○脇濱村途中江昨夜差立候飛 脚

罷帰 相撲一 件書物到来○宅状来ル、 奥中

平安々意

○岩屋泊江御用状到来、 遠藤御貸附之儀

申越ス○宅状来 覧、 平安々意

朝五 ツ 時比出立○横屋㈱堆見分

勝ル

深江

同断

蔵

同十二日

半晴四ッ時比ゟ雨無程半

晴

後家宅二而春法 西宮着本陣江泊 ○打出前同 善断

刀利天上寺江参詣、 ○今朝岩屋村出立、 岩屋村台十八丁ニして 同村地内摩耶

山腰高キ所ニ而海面を望ム、風景よし 絵馬堂と云在家之茶店有、休足

夫より十八丁ニして仁王門ニ到ル、 此 間

其處ニ而休足スル場所之唱 一二三之休与唱候處、三ヶ所有参詣之もの 「へ也、 仁王門ゟ

石階を登る、 両邊寺院有、 都而六坊

頂上〈中央〉ニ本堂(×左之方)有、南面ス、 + 面観音を

> 坊主由縁を説く、右之方ニ多宝塔有 東面ス、 摩耶夫人を安置ス、各開帳

海面を望て遠近之国々眺望尤

南面ニ鐘楼額堂有、

南面ス、此所

よし、 大坂之御城東南之間ニ望ム

晴天候得者日者明らかに見ユルよし

今日者登山半台雨降出、 遠望朦

として不明、 灘目之在々者眼下ニ

望ス与(×し)いえとも遠景を欠く

惜しむへし、再行を期して止ム

山頭之松楓を得る、 暫く眺望

下山(×額)絵馬堂之茶店二而休足

是
ら山を下りて乗興、 此時少し晴て再風光を開 住吉村ニ到 有

)深江 前同 断 ○打出卯新田者

弁当、 九ッ時比也〈是ゟ已下再記ニ付可消分〉

○横屋樹

安置ス、左之方ニ又一字之堂有

頼遣ス、

春法、横屋深江当村とも一同改致ス別ニ坪刈致ス、同村善蔵後家方ニ而休

○西宮夜六ッ時過着、 本陣江泊

十三日 雨昼後収

朝五 先般検見いたし候、早稲方者虫付多く ツ時過雨中出立〇西宮除見

出来劣候處晩稲者宜し〇今津

西の宮同様早稲方虫者西之宮ニ勝 ル

弁当取春法○尼崎神崎を経て

晩稲も昨年ゟ宜し○庄屋仁左衛門方ニ而

夕七ッ半時過無滞帰宅致ス

同十四

日

晴

同十五日

比留間

ら文通、 曇 今日名代罷出候處、

書取

被相渡候よし申越ス

天王寺舞楽有之二付龍太郎遣ス、 邦之助江も申遣、 同人自分方ニ罷越、 坂本

同ニ遣ス

夜二入帰ル

同十六日 曇

昨日被相贈候御城代書取地役廻状二而到来

のよし、 築山ゟ差越ス、 諸役所入用減之儀

ヶ付達書也

同十七日 曇

榎並勘左衛門江申付候十匁玉筒出来納

ル

同

十八

 \exists

快晴

朝 池 田庄太夫入来逢

朝五ッ時比出宅、検見廻村○天王寺村

140

達書持参、 可罷出旨申来ルニ付、比留間江名代之儀 承知之旨申越ス 右者自分連名二而明日壱人 築山手代内田弾助入来、(×今日)青山下野守殿

○昼食聖天別当海照山圓正寺也 綿稲作とも昨年ニ勝ル○会所ニ而舂法 (×夕)

庄屋者不残壱人病気ニ而不出、年寄百姓代共 ○村役人無益之人数罷出ニ付申合、為相減

帰宅 十二人也〇茶臼山御林見分〇夕七ッ時 但又三郎・孫八郎・作助召連ル

○帰懸天王寺村中浮瀬江立寄

休足、古代之盃数種一覧、 座敷向

及見、 当時後家持之よし照と申もの 、よし

案内いたし盃等為見ル

築山今日帰ル、与兵衛ニ口上申遣 山口作助手代二取立金弐両加給、 今朝 ス

江戸表江丑拾四番御用状八日限差立

○おゐち江壱封

○岸本様ニ壱封

出立懸申渡

同十九日 晴

単談■は、早々○夜四ツ時過帰宅 夕刻出宅○金井隆守二付妻二○築山

同廿日 雨

無記事

同廿一 日 曇

築山ゟ文通、 北 国買積船取調物其外

差越ス、及返書

林泰蔵義、当丑御廻米之儀二付摂州 八部郡之分為取調差遣ス、昼後出立

与八郎今夜二入帰坂

同廿二日 晴

ス

1 たし、 返上致1

朝六ッ時出宅、

玉造炮術出席

築山台来ル、元メ台受取

弐挺筒様致ス、 稽古済、 榎並勘左衛門作十匁筒并小筒 九ッ時過帰宅

江戸表
ら
丑
拾
六
番
御
用
状
到
来 道中六日限

○河野様壱封来ル

○奥州古屋宿村人殺

件申越

.世三日

晴

同

明六ッ時出立乗船、 淀川筋来丑

国役御普請為目論見罷越、

懸両 人連 ル

○永井飛騨守領分摂州嶌上郡

柱本村

○同領同郡三嶌江村 ○堤役并使者罷出

逢

木屋村

○永井肥前守領分河州茨田

○使者罷出逢

○飛騨守領分摂州嶌下郡

右相済、夜六ッ時過帰宅 上之村・中之村・下之村

坂本邦之助江文通、鉉之助書状返ス

銀七拾五貫目

右当丑御年貢初納、 御金蔵納致ス、

学之丞当番受取候よし、 出役六嶌清次郎 高尾

同廿四 日 時 々雨

朝六ッ半時前ゟ玉造江出席

○坂本江立寄、

妻ニ逢、

鉉之助

当月十二日御役扶持被下候旨吹聴

有之、四ッ半時比帰宅

金井廻状之趣、築山留守ゟ申越 坂本鉉之助義、去ル十二日別段

被下置、 尚非常御手当向 之訳を以御役扶持七人扶持

相心得旨、於躑躅之間、

土

大炊頭殿被仰渡候趣、 為知来ル

同 廿五 日 雨昼後晴 出宅、

朝六ッ半時

玉造出席致ス

三十発好八中龍太郎廿発致

四 ツ 半時比帰宅

福十郎乗船、 七ッ半時過届出 今夕川口江乗込候段 候ニ 付 明朝改之積

為申渡候

同 .世六日 快晴

朝六ッ半時谷丁濱ゟ出船、 船改致ス、東明柴や又左衛門船力蔵乗 Ш 沖ニおゐて

壱艘自分兵庫二番送状即刻相渡 右ニ付船中ニ而与八郎江向御用状遣

夕七ッ半時過帰宅

築山ゟ文通、 次作 作助申立候書面 江 冊

相談相添差越ス

同 日七日

無記事

廿八 朝 Ħ. ッ半時出宅、 H 雨昼後半 検見○河州

同

高井田〇森河内昼食春法とも致ス

右相仕舞、 本多駒之助江御貸附金三百両 夜六ッ半時帰宅

相渡ス

九月十八日出六日限江 戸番:

御 I 用 状 到 来

同 计九日 時 '々雨半 晴

野江村分春法

一本庄前同断支配人重助宅弁当一本庄 出来宜、 朝 Ħ. ッ時過出宅、 昨年二同し○新喜田 検見○野 江 新田 村

断 躰ニ薄地也○大今里村

前

同

水地却而宜、 此 邊

昨年二出来方勝ル、

村々之内此村殊ニ勝ル○本庄ニ立戻

庄 屋藤左衛門方春法○夜六ッ時過帰宅

十月朔日 晴夕小

朝六ッ時出立、

堤方目論見与して罷越ス

神崎湿江守家来堤役両人足軽等○西成郡 歩行○西成郡加嶌○川辺郡

蒲 !田○田安殿家来罷出ル○同郡増嶌

○東成郡毛馬○舟ニ而夜六ッ時過帰宅

○神崎迄歩行、夫ゟ乗船

○増嶌村ゟ帰途、 西成郡北中嶌

崇禅寺江参詣、

郡山家士報仇

之事跡江聞什物 覧を遠城某

兄弟之墓江詣、 寺中楓葉を得る

寺門之前松林を望ム

召連ル ○鯰江幸蔵代柏木音七郎罷越

本多為之助ゟ贈物有之

同二日 晴

朝六ッ時出宅、 玉造ニおゐて炮術稽 舌 直

検見廻村、 いたす、 龍太郎同道、 如左〇森村分者昨年ニ同し 五ッ時退散、

○鴫野前同断庄屋九兵衛宅春法

○中道前同断○木野小橋ニ而春法

○黄昏帰宅、 今日ニ而検見皆済

築山も今日帰坂之よし

同三日 晴

在宿 中村勘兵衛罷越逢断、 和三郎為引合候

同 应 H 快晴

朝六ッ 懸両人召連ル○東明柴や又左衛門船 、時過谷丁濱ゟ乗船、 廻船改罷越

帰宅

沖船 江戸兵庫送状即刻渡ス、夕七ッ時過 頭力蔵千五百弐拾五石積自分

○天保山江立寄燈籠

覧

同五日 無記 事 晴

同六日 晴

同七日 晴

無宿

吹上村

罷越、

川口沖ニおゐて見分、

摂州鳴尾

銀蔵事

金五郎

重敲

右之もの義、 船中ニおゐて名住所不存もの

手合ニ加り廻り筒賽博奕いたし、其上

御仕置済之上、逐拂銭弐百文差遣 ○検使八蔵・省吾差遣天王寺ニおゐて 不法候ニ付御仕置申付ル

摂州岩屋村武兵衛方二而酒狂之上立騒、

及

嶌林与八郎兵庫積立相済、 罷帰ル

本欠合米千四百

○壱番(×船)次作船安太郎

右十月朔日兵庫正出帆

○弐番柴や又左衛門船力蔵乗

右同月六日同所正出帆

本欠合米千三百

同八日 半晴夕雨

朝六ッ時過出宅、 谷町濱台乗船々改

直乗船頭半九郎築山二番船

送状渡ス、懸り両人并堤方懸両人も

同召連ル、改相済傳法川口ニおゐて

145

帰ス○西成郡百嶌新田 九ッ時頃弁当、 川船ニ乗替、 1圦樋并 廻船方懸者

川除願場所三ヶ所見分、 不残目論見之積

夕七ッ時過谷町濱合帰宅

同 ≥十九 日 雨

昨八日帰坂之積御届書御城代用人

河野五郎左衛門京橋用

出 ¥ 玉造者着前御目付両人とも留守

弁当玉造稽古場江罷越、 八寸三拾発皆中、 龍太郎も本多ら 炮術稽古

水野若狭守今朝昨夜船二而着 同道、七ッ時過迄稽古、 夕刻帰宅

亀や喜兵衛休所江使者仙之丞、 八軒や江

夜分御取箇調致ス、又三郎計呼出ス

手代、天王寺江手代出ス

同十日

与八 、郎世話 晴 而柔術之師山本

季之助呼寄、 柔術 覧致ス

同十一 日 晴

朝五ッ時前出宅、 難波御蔵立會与して

罷越ス、 池田庄太夫・石川又四郎同人共初而逢

米五百俵

右地役共御切米之分

右相済、 御蔵奉行自船二而帰途、 夕七ッ時頃

帰宅

龍太郎玉造炮術稽古ニ参ル、 十軒 屋敷

而遠間打之よし

同十二日 晴

水野若狭守江山 着いたし候ニ付為歓、 日作 助 差遣、 干 鯛 箱遣 去ル 九 ス H

築山夕刻台入来、九ッ時帰 ル

○廻船方廻し物持参

同十三日 晴

戸川播磨守今日着二付為歓、

勇次郎差遣ス、

卯木武十郎江も同断

卯木武十郎入来申置

石川太助江も申置

昼後同人方江罷越、

留守ニ付申置

石川太助入来申置

同十四 日 晴

之儀、 昼後出宅、 申談置○玉造江罷越、 徳山江罷越逢○炮術角場

炮

稽古致ス、 黄昏帰宅

十五 日

朝六ッ半時 出宅、 同 晴

○京橋定例之通出礼 御城入

> ニ付礼受断之旨、)御城代者今日住吉天王寺邊巡見

申越候旨ニ而昨日廻状築山台来ル

右相済、 五ッ半時頃帰宅

夕刻卯木武十郎今晚乗船二而 出立 11 たし候由

入来逢、六ッ時過帰 ル

徳山江文通、 来嶌上書写遣ス

同十六日 晴昼後少し雨又晴

船改有之、 懸両人遣ス

神戸村四郎太夫・二ッ茶屋村八郎右衛門

呼出、 申付ル、 今日罷出二付北国買積船雇附方之儀 且八郎右衛門江者御影村万次郎外弐人

風聞糺申付ル

同十七 \mathbf{H} 晴

徳山ゟ文通 鉄砲角場取立候二付根本

より問合候、

振合書面写差越、

返書遣ス

朝四ッ時過
る玉造江出席、 稽古致ス、 初而壱枚火前致ス、 龍太郎同道 九ッ半時過帰宅

○御廻銅吹屋庭ニおゐて送人足賃

柳道太郎入来逢

差出方之儀二付先般懸合書遣置候處

別段申立候よしニ而、 銅座江差出候二付 懸合之趣を以吹屋共ゟ戌年之通差出

為心得持参、且懸合書者返し物ニい たし

 $\stackrel{\frown}{\times}$

度旨申聞、

書面持参二付受取置

同十八日

晴

与八郎 清次郎抱入申渡

龍太郎

今日入門為致稽古相始メル、 省吾・ 圭輔も

入門致ス、自分も見分致ス

同十九日 柔術之師山本末之丞罷越、 半晴夕刻大雨雷気

> 同 廿日 半晴

無記

同 廿一 日 晴

昼後出宅、 徳山石見守方江罷越、愛之助二

逢

此間炮術稽古場取建之儀二付術書

差越呉候様、 挨拶申置○玉造角場江

初而二発致ス、 黄昏帰宅

出席、

龍太郎同道、

稽古致ス、三拾目筒

同廿二日 晴

今晚昨夜夜舟二而坂本鉉之助帰坂

之よしニ付為出迎、 八蔵遣ス

昼後帰ル

四ッ時過坂本入来、

今暁帰坂ニ

一付罷越

八ッ半時過出宅○柳道太郎留守ニ付 門番可申置○築山江罷越、 坂本参り合

同逢○樽廻船取計方之儀并樽船

行事申上書、此程中ゟ一覧、存寄無之行事申上書、此程中ゟ一覧、存寄無之

同廿三日 晴

差遣置候角場取建之儀、左右朝岡今日石見守方江又三郎遣し、先達而

町方糺候處差支之儀無之、今日

助之丞江為及問合候處、

右者此間中分

御城代江申上書差出、右二而相済候間、

明日

角前稽古之儀奉行所ニおゐて差支無之旨直ニ相達候旨、自分御役宅内ニおゐて

助之丞申聞候よし

御預所同断銀三拾貫目、今日上納相済御代官所当丑御年貢銀百貫目、当分

一今日ゟ角場目論見致ス受取手形清次郎持参

同廿四日 晴

一昼後出宅、坂本江着為歓、罷越ス、留守ニ而

角前致ス、龍太郎も同道、邦之助も出席

妻ニ逢○為助罷越居、

同稽古場江

越

夕刻退散○坂本帰り有之ニ付立寄逢

黄昏帰宅

一今日ゟ角場取建ニ懸ル

一東尻池村一件落着申渡

同廿五日 晴

見込申上書、組頭立之文通、清書差越一築山ゟ文通、樽廻船取計伺并行事共

調印之上返書一同遣

ス

日附

御用

状、

六旦

限

延着到来

摂河州村々当丑御取箇仮免状相渡○指物馬印之儀、組頭廻状急申越

懸り又三郎・泰蔵・

孫八郎・作助・八蔵

看為歓、罷越

席江出ル

一山本末之丞不快ニ而弟子罷越、龍太郎

柔術稽古致ス、本多路之助并今橋

見物ニ来ル

池田庄太夫入来逢、同道ニ而出門

一鉄炮角前稽古いたし候御届書

右昼後持参、御城代者坪井小左衛門、京橋

川上猛次郎江差出ス

同廿六日 曇

添田一郎次御代官所出羽国去子御年貢

江戸御廻米積受候大坂讃岐や

積所出帆、同廿七日於沖合難船能州

兵太郎船沖船頭伊八乗当二月十二日

見分吟味之上再積立八月十三日出帆福浦湊入津、最寄多羅久右衛門手代

不残海中捨、乗組之内三人溺死猶又隱州沖合ニおゐて及沈船、御米

銀山役人見習河島長一郎見分吟味

有之候一件、

岩田鍬三郎手代平松金四郎

長一郎今日乗組不残召連罷出二付例之通

受取、一ト通吟味之上、船宿并御用達代江

預申付ル〇長一郎江者別段逢

(廿七日分欠ヵ)

同廿八日 曇

朝六ッ時過出宅、堤方廻村歩行ニ而

利八郎召連、谷丁ニ而築山ニ落合、同人者

幸蔵召連同道ニ而神崎江罷越ス

長廿五間ツ、三ヶ所ニ目論見替致ス神崎川渡場之上川除水刎杭出

遠江守家来堤役両人罷出逢、宿内

ニ而弁当、夕七ッ半時過帰宅

同廿九日 曇夕雨

船改有之、懸両人遣ス 朝六ッ半時頃台玉造江出席、 御城代廻状、 四ッ時過帰宅 出席〇坂本江立寄留守、 十文目筒百放百中致ス、 当月九日ゟ今日迄逐々八寸角■ 御忌服二而残日数昨廿八日迄 御忌被為受候段被仰下候、 公方様定式之 公方様御機嫌被為替御儀無之旨 不被相叶、 圓臺院宮御所方之處、御養生 十月廿九日 自分共御蔵奉行宛 去九日薨去絶言語候 妻ニ逢 為助・邦之助 稽古致ス 此段申達候、 青 下野守

八日迄同二日 晴風一立會御貸付御用状幸便二一立會御貸付御用状幸便二一立會御貸付御用状幸便二一立會御貸付御用状幸便二

今(×朝)日昼(×出)立ニ而罷越ス で通案廻し来ル一覧、明日地方便ニ而差立ル 積之よし故小印いたし、夕刻為持返ス 一嶋林与八郎儀、播州積立并御年貢取立兼 の場合で通、廻米方懸り江廻船方之儀ニ付

以上

同晦

Ĭ

曇

林泰蔵儀、

兵庫津積立出役申付、

今朝

+

月朔日

晴

朝六ッ半時出宅、

出礼、

御城代并京橋共

御逢有之、五ッ半時過帰宅

佐用

赤穂郡

一而差立

ル

同三日 曇

一阿部遠江守今日夕刻八軒や濱江着船

直ニ御役宅江御着之よし、船場ニ清二郎遣ス

遅く着二付明日罷越候積

中村勘兵衛誠一

方二入来候よし、

当丑

仮免状相渡候處、村々願筋申立、百姓共

罷越候趣云々承ル、右ニ付挨拶旁夕刻

当地江罷出候よし之風聞有之、

為打合

誠一・勘兵衛方江遣ス

右二付横屋村与左衛門如何之風聞有之

昨夜呼出し遣、今夕罷出ル

阿四日 曇

朝阿部遠江守江昨日着坂いたし候ニ付

為歓罷越、用人江逢、申置留守之よし

同人方江着為歓干鯛一折又三郎罷越候序

使者兼遣ス

同五日之分

一当丑御取箇帳八日限を以差立ル「三一スク

同四日之分

一増山正作二條表江遣ス、今日出立

同断

一明日酒井右京亮殿着、御城入有之二付

築山ゟ到来

明朝

五ッ時可罷出旨御城代ゟ申来ル、

廻状

同五日 晴

朝五ッ時御城入、熨斗目麻地役一同

用人案内いたし書院IT罷出ル 罷出居、九ッ時過迄相待罷在候処

如左

退散○立帰りニ而 ○丹波守殿江も同断申置○酒井殿 御 機嫌之恐悦申置

初而被逢候旨被申聞

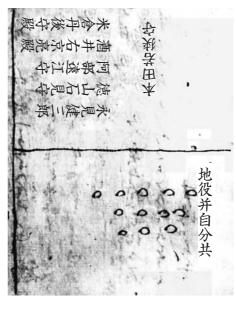
候退座、

申之退座、 若狭守申達、

御定番両人居残、

右京殿

御破損奉行恐悦二奉存候旨



右之通列席

公方様

右大将様益御機嫌克被遊御座候、

恐悦之旨

同六日 曇夕雨

朝五 御城入御破損小屋二而地役一 ッ 時 過

同落合

武川蜂助江 御城入相済候二付為歓 酒井右京亮殿四 面 会歓申 ッ 時 述 過 同罷 御 札差

越、

出 用 X ス

○御 城代并丹後守殿江珍重廻いたす

昼前帰宅

御機嫌之恐悦并暇乞申 惣会所本田若狭守旅宿江罷: 越

○丹羽近江守家来加藤権次ニ 逢

今般若狭守方江借受之儀罷越候

近江守傳言申聞 ル

右相仕廻七ッ時頃帰宅 加藤権次罷越候よし、 近江守書状

壱封持参いたす

下屋敷江罷越着之歓申置○天満

罷出申立 夜五ッ時過天王寺村庄屋与左衛門 一ル者、 当丑御取箇相増候二付

為相續銀五拾貫目拝借いたし度段

小前之もの村役人江申立、其段可願出旨願

取調、 庄屋五郎兵衛不参いたし難差出、 昨五日門前亀や喜兵衛方迄罷出候処 夕刻

帰村いたし途中江小前之もの共 右願書差出方有無可承心得之由

右之趣申聞候處、 多人数罷出居、 右願書差出方之儀承候 同引取立別候後 間

及乱法候よし相聞候ニ付、 小前之もの共大勢五郎兵衛方江罷越 役人共一 同

罷越候處、最早不残引取候得共右

五郎兵衛宅見分之儀相願候段申立

藤三郎・ ○右□付天王寺村□向又三郎 夜五ッ時過差遣 ·清次郎

○築山江文通、 天王寺村之一条一 } 通

申遣ス

Ш \Box 沖江為船改懸両人遣ス、 西之宮ニ

罷 越 泊候よし申越ス

同 七日 晴

今朝又三郎 藤三郎罷帰ル

天王寺村百姓

新右衛門

喜兵衛

武兵衛

弥左衛門

召捕来ル、 右之もの共乱法およひ候由 一ト通吟味之上、 相聞 入牢申 候 付 付 ル

○清次郎者残置会処ニ罷在候段

又三郎申聞 ル

夕刻台天王寺村江為取締、 夜五ッ時過帰ル、 八蔵者外東成村々江 誠 遣

夜廻り為致候

難波御蔵納今日ゟ相始ル、 出役孫八郎

一侍遠藤善次引越ス

同八日 晴

一又三郎早朝ゟ天王寺村エ遣し乱法

件穿鑿方申付ル、

入牢人共も

牢屋ニおゐて吟味為致ル、作助儀

又三郎方江遣し、清次郎与引替ル

同九日 曇時々雨

最初天王寺村内之よし相聞ニ朝六ッ時過市中―寺町出火

付

自分出馬 利八郎・孫八郎・八蔵

清次郎·藤三郎·省吾

仙之丞・市太郎・善次召連ル場処ニ

罷越候処、

市中二付出火之場処二者不罷越

徳山石見守最寄寺院二相詰罷在候付

の元三字寸丘と2歳二配越、面会致ス

○天王寺村近火之儀□付為取締

九ッ時過帰宅

一中村勘兵衛罷越逢

談済候趣者間違候よし申来、返書遣ス徳山ゟ文通、他参留之もの吟味之儀ニ付

八ッ時過ゟ御城入致ス

○御城代 御結納済之恐悦

○京橋 同断

〇玉造 同断并奥方着歓

贈り物之礼

右相仕舞、

八ッ半時頃帰宅

同十日 晴

無記事

同十一日 晴

一船改有之、築山罷越ス

一天王寺村百姓勘七、奉行処ニ而呼出

江 出 ト通吟味之上、 ス 戸表江丑拾八番御用状六日限ニ而 〇右一件御届も出 ○御殿詰両人御取箇方三人江向 書状天王寺村一件之事申遣ス 但、 八日附ニ而申遣ス 溜預申付候よし ス

同十二日 晴

天王寺村一件入牢人共呼出有之ニ付

帰牢申付 ル

兵庫積立相済、 泰蔵夜中帰ル

夜中五郎兵衛忰堅二郎内訴

いたす

同十三日 晴

夜中五郎兵衛忰堅次郎、 築山入来逢、 七ッ時過合夜九ッ時過帰 又三郎宅へ罷越 ル

色々相糺ス、

八ッ時過迄懸ル

無記事

同十五日 晴

朝六ッ時過御城入 ○御城代御逢有之

○玉造同断御城入之歓も申述ル

○京橋同断

右相済、 池田庄太夫入来逢、 四ッ時過帰宅 筝持参

濱地冥加銀為引渡、 組之もの其外入来、 夫々先格之通取計 阿部遠江守

丑年濱地冥加銀

右受取手形為取替致ス

銀弐百拾七〆八百三拾九匁三分弐り四毛

同十四日 晴

同

同十六日 晴

廻船方御用状出ス

増井源蔵

下代共

鈴木町出役

右先格之通逢、町人共江御銀渡ス

惣年寄 増田信七郎

東同心

吉井勘輔

伊勢村新九郎

融通方町人 今井官之助

右之もの共出牢申付ル

百姓

作右衛門

伊兵衛

嘉兵衛

右之もの共書取相添作助を以出ス、懸与力 右之もの共村預差免ス 無記事

同心

大森信之助

松浦助左衛門

同十七日 朝本多為助父子今橋入来、 半晴

天王寺村一件徳山石見守江差出ス 炮術稽古

百姓

新右衛門

喜兵衛

武兵衛

弥左衛門

早朝坂本父子初而角場二来、

稽古

いたす

同

廿日

晴 烈風 荻野七左衛門受取候よし

天王寺村一件去ル十七日差出候儀

御届書遣ス

六日限御用状出 ス

同十八日 晴

当月十二日 出 御 用状到来〇廻船方

御用状も一 同来ル

同十九日 半晴

朝為助ゟ文通、 龍太郎六匁筒出来

差越ス、返書遣ス

四ッ時過

帰宅

同 廿三日 晴

当丑御物成之内 銀百六拾貫目

朝 五ッ時過ゟ難波御蔵ニ出役

○摂州村々納米五百石ヨ相済 庄太夫・又四郎

右帰途、 阿部遠江守方江罷越、

> 初 而

逢、 七ッ時比帰ル

同 廿一 日 晴

武庫郡鳴尾村昨夜中出火之旨届出 ル

明朝八蔵為見分遣候積

同 廿二日 晴

無記事

右御金蔵納相済

同 廿七

右改相済、

帰宅

為五郎乗

艘

安治川沖 船改罷越ス 同

廿四

日

晴

○摂州神戸松屋五郎兵衛船壱艘

右懸両人召連罷越、 見分相済帰宅

同 廿五 日 晴

無記

司

一十六日

晴

安治川沖船改

○摂州御影直

乗船

頭 市 Ŧī. 郎 艘 頭

○同州神戸俵屋吉次郎船沖船

○本左衛門身分之儀示談致ス

同廿九日 晴

※ ※ ※ 無記事○柳道太郎御普請役弐人寒中 無記事○柳道太郎御普請役弐人寒中 量後里等別去

見舞申置○坂本江新宅歓、 且邦之助願済歓

箱相贈ル逢〇竹尾江罷越逢、 暮六ッ時過帰宅

鰹節

同 晦 Ħ 晴

江 戸 御用 状当月廿四 日 出 丽 到来

無記事 日 曇

十二月朔日 晴

高橋平作・竹内清太郎台書状到来

同 廿八 H

雨

竹尾清右衛門今朝八軒屋江着船二

付

船場江八蔵遣ス

竹尾清右衛門昼前ゟ罷越逢、

刻限ニ

付

昼飯振舞

司 無記事 四 日

曇

無記事

同三日

晴

○和三郎者御貸付懸差免ス

左之通申渡 ○廻船方懸差免、 地方勤御貸付懸申付ル

桑山圭次郎昨夜船二而着坂二付今昼後

同二日

晴

為廻船改、 草履取計懸両人和三郎召連ル 切棒駕籠侍両人差八郎鎗并 今朝六ッ時過出立、

○兵庫津江暮六ッ時比着致ス ○神崎○尼崎○西宮☆陣ニ而休

○網屋新九郎居間江呼出逢)廻船方之もの共始左罷出ル

御用 達

次五郎

網屋勘左衛門

清助

下代

同五日

昼後諸入用金相 渡

同六日 晴

×同二日)

○退散後玉造用人三人御城代用人

四人江寒中見舞罷越、

九ッ時比帰宅

朝例刻御城入

○御城代京橋玉造共御逢有之

宅状弐封金井江之壱封届方頼越ス

十二月七日 晴

自分

無記事

雨

同八日 朝六ッ半時出立 夜中勘左衛門·次五郎逢 半晴 綿屋市兵衛 四郎助 嘉助 大坂屋新左衛門 丈七 新造 弐年造○九年造位古し 千四百廿弐石余 千五百八拾五石余 栄力丸 弁財丸 摂州御影 摂州御影 網屋重右衛門船 信田屋七三郎船 沖船頭 沖船頭 芳十郎 恒吉

千五百廿五石余

住勢丸

米太郎

摂州御影

弐年造

千四百廿弐石余

栄宝丸 善十郎

信田屋七三郎船

沖船頭

摂州御影

伊勢屋七右衛門船

沖船頭

直乗船頭

米屋善四郎船也

上廻り

新造〇十年位

千四百廿弐石余

若戒丸

甚蔵

摂州御影

いたす左之通

161

六年造 上廻り 弐年造○八九年位 上廻り 弐年造〇十年位 千四百廿弐石余 千五百廿五石余 千四百廿弐石余 住吉丸 金花丸 宝住丸 嘉十郎 摂州御影 摂州御影 弥平次船也 大坂 摂州御影 西田屋正十郎船 沢田屋三五郎船 直乗船頭 沖船頭 沖船頭 富五郎 市左衛門 弐年造 六年造 新造 上廻り 新造 〇七八年位 千四百廿弐石余 千四百廿弐石余 千四百廿弐石余 当丑江戸三上下 栄明丸 嘉宝丸 三社丸 大坂 摂州西宮 鷲や久右衛門船也 摂州御影 大坂屋弥之助船 升屋勘兵衛船 直乗船頭 沢田屋重兵衛船 沖船頭 沖船頭 沖船頭 権八 亀十郎 寿太郎

千四百廿弐石余

順栄丸

萬五郎

六年造 千五百廿五石余 威福丸 摂州鳴尾 嘉納や次作船也 直乗船頭 新造 千五百廿五石余 新在家若林茂左衛門船也 神栄丸 摂州神戸 直乗船 正太郎 頭

七年造 〇古し 摂州兵庫 塩屋利左衛門船 沖船 頭

千四百七拾八石余

辰吉丸

利十郎

摂州二ッ茶屋

井筒や七郎右衛門船

千五百廿五石余

六年造

〇十年位

沖船頭

三年造 千三百拾三石余

実徳丸 沖船頭 儀助

升屋勘兵衛船

井筒や七郎右衛門船

摂州二ッ茶屋

寿光丸 沖船頭 平蔵

五年造 千五百廿五石余

新造 当丑江戸弐上下北国三上下

千五百廿五石余

青龍丸

金蔵

摂州大石

直

三乗船頭

百蔵

摂州御影

是者大神丸力蔵与場所において

京橋 玉造 御城代

戸田吾八郎 都筑又左衛門 山室弥兵衛

右相済、

九ッ時比帰宅

同十日

曇小雨

朝四

ッ時比

が御城入、

帰着御届出ス

同九日

曇折々雪

朝六ッ時過兵庫津出立○西宮 本陣ニ而弁当〇夕七ッ半時過帰着

右六ッ半時比より昼八ッ時過迄ニ改相済 七ッ時前本陣又兵衛方江帰泊 合拾九艘 ○青龍丸船中ニ而九ッ時比弁当 引替ル 同十一日 左之通出席 ○増嶌鋳太郎方江尋向、 ○山木数馬方小屋江立寄尋向、 申置 曇

留守ニ付

逢

当丑融通御貸附御金銀上納二付

西組与力

小川甚五右衛門

同心

松浦助左衛門

鈴木丁懸 柏木音太郎

又三郎

自分懸

泰蔵

圭次郎

銀五百五貫五百目

銀九拾三貫百三匁 銀弐拾壱貫弐百六匁 去ルヒ年分

内

去ル午年分

銀九拾壱貫百九拾壱匁 去ル未年分

当丑年分之内

銀

三百貫目

安兵衛預手形差出ニ付、 右町人共代之もの上納差出書并炭屋 受取手形都合

定例之通菓子遣ス 三拾五枚相渡ス、与力同心懸り之もの共江

蒲鉾二ツ遣ス、受取来 ル

池田江文通、

遣ス、 同断

森誠 一・六嶌清 二郎灘目酒造改与して

今朝差遣ス

同十四 H 曇

比留間江文通、

寒気見舞手製之醴

金井江文通、手製之醴兵庫之

手製之體高野豆腐

同十五日 半晴夕晴明

為新田検地発足、 朝六ッ時過出門、 手代桑山 摂州 八部 [圭次郎 郡東尻池村

侍池田市太郎・遠藤善八郎 出立懸尼崎又右衛門江立寄逢 沼連ル

太平年表一冊遣ス

姫路烟草入遣ス、返書来ル

坂本鉉之助娘譲事今日かね 候ニ付お喜久ゟかね筆祝ひ呉候様、 初 13 たし 此間

頼ニ付祝ひ遣ス、腰帯壱ツ服紗二祝ひ遣

昼後御城入、 東尻池村為新田検地出立、 明十五日摂州 御届 八部郡 書

左之通遣ス

○御城代 河野五郎左衛門

○京橋

今蔵熊蔵

○玉造 都筑又左衛門

右相済、

夕刻帰宅

同

十七日

風

雨

同 一六日 大坂江御用状出スニ付宅状遣ス、 伊三郎宅夕七ッ半時過相仕舞泊 拾三番拾四番拾九番検地相済○昼食 受證文、取之○新田壱番ゟ八番迄 兵庫津地境取調、 朝五ッ時過台場所見分、東尻池村并 出立之積 自分今日者終日歯 罷越居逢 伊三郎方江着泊、 暮六ッ時過東尻池村新開場 伊右衛門上納銀之儀、 ○二ッ茶屋八郎右衛門泊江罷越逢、 例之通通行、 晴 天気麗 今津村ニ而小休昼食 森誠 右両村役人共為立會 痛 直二及利害 一:六嶌清 油

明朝飛脚

同十八

 Ξ

晴

今日者終日風雨二而 兵庫津蔵元山田屋与三右衛門弟画工 召連、 休日致ス 罷越逢 検地難相成二 付

三郎

朝 不残検地相済、 十五番ゟ十八番迄廿番ゟ廿六番迄 Ħ. 夕七ッ時比泊江帰 九番台十一 ル 一番迄

樽船行事共ゟ樽船十三艘着船之よし 圭次郎迄申越、 ○昼食一昨日之通 兵庫ニおいて改之積

同十九 \mathbb{H} 晴 河原村

兵庫津役人呼

出

当丑検地之場所

ル

仮免状相渡ス

昼後東尻池村明和新田様歩取之

夜二入治五郎罷越、 着いたし候よし申立ル、逢、 證文申付ル ○江戸行御用状

与兵衛兵庫表本陣方

明日船改之儀

大坂江御用状遣ス 手筈申聞置

○東(×池)尻池村地先新田御取懸帳其外

○甚蔵宗蔵△御貸附手当遣候書付 書類清書調印

○関 一 但馬守殿用人宛一 久須美順三郎 | 堀伊賀守

右江戸行

○龍太郎江壱封

X

右宿継を以四ッ時過出

ス

同廿日

晴暖気

朝八木与兵衛・治五郎為出迎罷越ス

小返し五年造 七八年位

千四百四拾六石ヨ 明宝丸

同州 同村

○朝五ッ半時過兵庫神戸浦江為 船改罷越ス、 誠 圭次郎・与兵衛召連ル

和田ヶ崎ゟ乗船

摂州御影 直乗船

頭 郎

千四百五拾六石ヨ 上廻り新造六七年位

神恵丸

三五

摂州大石

嘉徳丸 直乗船 新五郎 頭

七八年位

千四百五拾六石ヨ 上廻り三年造

摂州 御影

沢田屋重兵衛船

沖船頭

	千五百三拾石 至 全 3 4 5 7 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8					千五百三拾石 生弐年造				千四百弐拾弐石ヨ 上廻り新造 生三年			千四百弐拾二石ヨ 生七年		
同所	宝栄丸 正五郎	沖船頭	伊勢屋久兵衛船	同所		大栄丸 喜十郎	直乗船頭	同所		住珠丸 富太郎	直乗船頭	摂州御影	神吉丸 権十郎	沖船頭	大和や万次郎船
	十一 千四百二拾弐石ヨ			十二 千四百五拾三石ヨ				九 千五百三拾石ヨ 二三年位					千四百石		
	漁通丸 半五郎 直乗船頭	同州鳴尾(×兵庫)		明力丸 市太郎	沖船頭	網屋仁兵衛船	摂州御影		住寿丸 源五郎	沖船頭	木屋市十郎船	大坂	松吉丸 権太郎	沖船頭	大和屋万次郎船

										100	~1\1	11/2	S E. / E.	ш нь	()
千五百拾八石ヨ 上廻り三年造 七八年位				千四百五拾三石ヨ 三四年位					千四百五拾六石ヨ生三年造				十 千四百四拾六石ヨ		
栄力丸 万蔵	直乗船頭	同州大石(×鳴尾)		住力丸 米蔵	沖船頭	米屋善四郎船	同州御影		和光丸 半五郎	直乗船頭	同州兵庫		嘉納丸 勇蔵	直乗船頭	同州御影
暮六ッ時比油屋伊三郎宅エ帰ル、泊	右相済、夕七ッ半時過和田明神濱ゟ上陸		合拾八艘			三年造 四五年位				五 拾	上廻り新造 六七年位			TITT	五年造 七八年位
					宝栄丸 松之助	沖船頭	松屋五郎兵衛船	同州神戸		威宝丸 半十郎	直乗船頭	同州鳴尾		住宝丸 半左衛門	直乗船頭

同所

引拂ニ付受證文申付ル、并伊三郎江一夜ニ入、東尻池村役人共伊三郎一同明日

御取箇仮免状相渡、 野帳貸下為写取及理害、当丑 夫々證文申付ル

昨夜中御用状到来之よしニ而

同廿

日

雨 風

○江戸ゟ之御用状 袋

○与八郎ゟ差越候御用状類

○仙之丞ゟ壱封

○宅状并梅三香

朝五 ッ時過伊三 一郎旅宿引拂兵庫 右来ル

X

本陣 罷越ス、 与兵衛・圭次郎召連ル 又 方江罷越ス〇為船改 誠一差出ス

難相成、 右両艘相改候處、 且沖懸之分も有之候ニ付引取 風波強く何分外船改

本陣江帰り、 明朝天気次第改之積

大風ニ而も極少之風波も無之處、今日者 兵庫湊者西者和田か崎附洲有之ニ付

松平新三郎殿江之〈十二月廿五日附之積二致候〉書状認メ、添ル 東風故如此之よし

大坂

小西屋新六船

六 生 年 造

千四百五拾三石ヨ

宝力丸 十太夫

摂州東明

柴屋幸左衛門船

生新造

千五百三拾石ヨ

和光丸 常蔵

覚

可被相渡候已上

丑十二月廿五日

竹三右衛門印

三好甚蔵殿

使之もの可差越候間書面之金此書付引替

右金松平新三郎方ゟ為受取

(割印) 金拾両也

朝六ッ半時過兵庫本陣出立、与兵衛

同廿二日

曇少雨

直ニ鳴尾村泊江遣ス、 圭次郎召連船改致ス、 御用達代治五郎 誠一・清次郎者

改方新左衛門・惣代辰助罷出ル

摂州西宮

中屋忠兵衛船 沖船頭

神徳丸金蔵

大坂

木屋市次郎船

沖船頭

住吉丸平五郎

直乗船頭

摂州大石

明神丸半十郎

正四年造 一千五百弐拾五石ヨ

〇一昨十九日差立候江戸江之書取、 右折懸ケニいたしのしョ付相贈ル

今廿 日

大坂ゟ差立候積

金弐両

金壱両弐歩

岩渕宗蔵 三好甚蔵

上廻弐年造 一千三百拾弐石ヨ 五六年位

御貸附之儀、骨折相勤候二付書面之通

別段手当相渡候間

其段可被申達候事

丑十二月

正五年造

一千四百五拾六石ヨ

正新造 上廻リ弐年造 五六年位 上廻四年造 五六年位 新造 二三年位 一千四百五拾三石ヨ 一千三百三拾九石ヨ 一千五百三拾石ヨ 千四百弐拾弐石ヨ 摂州大石 大坂 同州大石 同州御影 木屋市次郎船 直乗船頭 直乗船頭 大和や安太郎船 沖船頭 沖船頭 住吉丸松太夫 神吉丸庄蔵 住徳丸悦五郎 神徳丸為十郎 正弐年造 合七艘 都合拾壱艘 おゐて及見置 極印者其侭相用改者不致神戸浦二 右三艘者当年御城米積受弐度目ニ而 一千五百六拾八石ヨ 是者乱杭建之船也脇ノ濱ニおいて見分 豊宮丸 勘晃丸 明吉丸 大坂 塩飽や卯兵衛船 沖船頭 作太郎 安太郎 連王丸松之助 長右衛門

船中ニ而弁当

右相済、

直二船二而西宮濱迄罷越、

西ノ宮ゟ上陸、 屋藤右衛門宅江泊 夕七ッ時過鳴尾村ニ着

○当丑御高入新田之分西宮横屋村

青木村・東青木村・脇之濱村 篠 原 村

右村々仮免状渡ス

芦屋

村

○鳴尾村庄屋藤右衛門 濱新田平左衛門呼出 字丸嶌新開 市 郎兵衛并

場

御手当之趣明日見分之儀共申渡ス

同

朝五 廿三

ツ H 時 出 晴

立

鳴尾村西入新田立會

同 廿四 日

昨廿三日帰坂為御届御城入、 如左罷越ス

○御城代

○玉造 都筑又左衛門 坪井小左 衛門

○京橋

Ш 上猛次郎

○御目付弐人 取次江出ス

右之通御届書出 ○増嶌鋳太郎松平八郎平衛江立 ス

何れも逢

同廿五日

半晴

杭木打渡凡六反分余之切流し相成

川表荒地捨場地上等之儀、

夫々及差図

人ハ半右衛門・

鳴尾村庄屋藤右衛門

市 郎兵 衛

逐而役所江可申立旨申渡、

八ッ半時比引拂

證文申付ル、

地形取直し方日数積之儀者

宮丸嶌新開場見分切流し、

反別取調

安部遠江守徳山 尋之儀有之間 同道人差添、 石見守台文通、 明 计六日四時 杉浦又三郎江

石見守役所江可差出旨申越ス、

返書遣ス

西新田ゟ乗船、 傳法川筋

お安治川

大川 通帰途難波橋先台上陸、

七ッ半時過帰宅

半晴

江戸表江御用状差立 ○おたか江壱封 ○坂井九郎二郎江壱封 ○おいち江壱封 ○松平新三郎殿江壱封 ○甚蔵江壱封

ル

同 七六日 半晴

朝四 ッ時杉浦又三郎江桑山圭次郎差添

石見守役所江差出候處、 同 人一ト通尋之上

会所預申付置、 懸与力圭次郎江申達候段

罷帰、

申聞

ル

懸与力

西 古屋源之助松井与五右衛門

東 八田衛門太郎

比留間

台文通、

氷豆腐到来、 右之趣築山江文通、 返書来ル 返書遣ス

> 後同廿八日 晴

榊原太郎右衛門入来、

倅御番入之吹聴申置

朝五ッ半時出宅、 歳暮二付御 城入

服紗麻

○御城代○両御城番○番頭弐人

右申置御目付江者不罷越

加番四人

○徳山通用人ニ逢

阿部右同段

右相済九ッ時過帰宅

高橋平作・ 竹内清太郎昨夜伊丹泊二而今日着坂二付

御普請役両

人同 断

為悦、 山口作助遣ス、

八部郡西尻池村入会鈴木兵九郎 同村源七郎方ゟ出火、 昨廿六日暁七ッ時ゟ 知

翌日迄家数三拾壱軒焼失いたし候段

届出

竹内清太郎御普請役両人入来之よし

過帰宅

○夕七ッ半時過ゟ築山江罷越逢、夜一朝八ッ半時比ゟ出宅○金井江罷越逢前同廿七日 晴

○夕七ッ半時過ゟ築山፲罷越逢、夜四ッ半時~

廿八日之落

遠江守叔母病死ニ付為知、并月番正月順送ニ阿部遠江守徳山石見守合築山連名文通

石見守相勤候段、申越ス

同廿九日 曇少雪

坪井小左衛門江面会、明細書写壱冊出昼後出宅、御城入御城代江罷出、用人

○阿部遠江守江罷越、用人ニ逢、悔申述ル

ス

夕七ッ時比帰宅

一坂本江兼而借受候小筒返ス

一国友飛脚之ものへ鉄砲渡遣ス離太郎二文目一一築山ら文通、鮭到来、返書烟包壱ツ遣ス

大塚藤三郎遣ス、今暁出立八部郡西尻池村出火見分与して

十二

正月至 従天保十三壬寅年 六月

次

日

記

正月朔日 晴

朝役所表共礼受ル、

朝六ッ半時出宅、 御城入

右三手共御逢有之 ○御城代○両御定番)番頭弐軒○加番四軒○御目付弐軒

吉田孫三 一郎同断

○鈴木次左衛門○上田五兵衛 ○御城代用人四軒○徳山石見守 右年始申置

○増嶌涛太郎

○山本万之助○筧鹿之助 ○松平八郎兵衛○山木数馬

○玉造用人三軒○本多為助

○銅座諸御普請役弐人 ○築山茂左衛門○榊道太郎

○高尾学之丞○池田庄太夫 ○坂本鉉之助通忰妻ニ逢

○近山藤四郎○金井伊太夫通逢 ○比留間兵三郎○祖父江孫助

○猪飼平三郎○京橋用人三軒 ○石川又四郎○神谷伊織

右相仕廻、八ッ時比帰宅

○山村与助

右年始廻勤

年始来客、 同役地役町人百姓共罷越ス

同二日 半晴

朝六ッ半時 出宅、 築山! 同道建国

御宮拝礼献備金百疋、

専念寺

御霊屋拝礼同断金弐朱

○石渡彦太夫○両町奉行・組与力 ○尼崎又右衛門○榊原太郎右衛門

頼与力・融通方

川方也

○尼崎蔵屋敷

○ 所內清太郎 旅宿江朝四 夜 五ッ時過迄御用談いたし、 ッ半時比ゟ罷越 夜四ッ時帰宅

御霊屋拝礼献備金五拾疋○瓦屋

高橋·竹内江和三郎遣 藤左衛門江年礼罷越、 八ッ時過帰宅 兼而談有之候

廻船方書類出ス

申越、 夕刻高橋・竹内台文通、 地方石代直段二相用候、 大坂相場書之儀 相場書写并

平 - 均元帳共弐冊遣ス

同四 日 半晴

竹内清太郎入来、 逢

去丑十二月廿四日出 [御用 状 到来

高橋 ・竹内江文通御沙汰書遣ス、 返書来ル

同五日 半晴

高橋平作入来逢

嘉納や次作 差遣候様、 平作 ・大和や万次郎江御用有之候間 清太郎ゟ二日談ニ付

同三日

時

々曇

朝

五

ツ

時 晴

?過出宅、

築山

江誘引、

昼飯

夫
ら
同
道
、

天王寺

呼出候處、 昨日罷出(×ニ付)、今昼後罷越候間

当 両人共逢候上、 · 丑初番御用状道中六日限 旅宿江可罷出旨申付ル 二而 出 ス

同六日 曇少雨

朝五 ○阿部遠江守○両本願寺 ッ半時出宅、 年礼如左

○紀州蔵屋敷

築山入来逢、今日徳山江罷越 右相済、 九ッ時比帰宅 に候よし

天王寺村一件之談話有之候

今朝船見分可有之候處、天気相二付

延引

大和や万次郎儀、 逐而及沙汰候迄、 是迄之通

早朝高橋・竹内江文通、 樽廻船行司可相勤旨、 申渡 去丑年中

難船取調 書 冊并岡本被仰渡書

通

遣ス、受取来ル

同七日 雨

当月 Ŧ. 日酒井右京亮殿廻状、 米倉

丹後守殿娘婚姻之御礼、 旧臘廿二日以

丹後守殿江罷越歓申述、 直三帰宅

戸田長門守申上候旨、

為知二付今昼後御

金井江文通、 手製之尓しめ遣ス

例之通御用始致ス、役所之もの一 口

御用始已前ゟ出勤出精ニ付、

臨時為手当

左之通遣ス

金弐百疋ツ、 誠一 和三郎 利八郎

圭次郎 泰蔵 孫八郎

作助 $\hat{\mathbf{x}}$

清次郎

金百疋

金弐朱ツ、 八蔵

藤

郎

省吾

梶三郎

廻船御用達并改方惣代共例年今日

逢候積可心得旨申遣、不逢

同

. 罷出逢候仕来之處、

人数揃兼候由二

付

同九日

晴

同 在宿 八日

曇

八ッ半時過帰宅

昼後出宅、

坂本鉉之助方江罷越閑話、

夜

同十日

半晴

朝五ッ半時過八軒や台乗船、 廻船改として

罷越ス、 和三郎并与兵衛代高嶋督五郎召連ル

摂州西宮

直乗船頭

四年造

千四百四拾九石余

辰光丸 伊十郎

同州大石

松浦や太兵衛船

四年造

千百九拾三石余

沖 船 頭

徳力丸

悦蔵

○本多大膳年礼申置

右相済、

七ッ時比御船手門前ゟ上陸

×

(直道))

○小林金之助同断○佐々木新五郎同断

○ f 内 清 太 郎 明 日 出 立 二 付 暇 乞 兼 罷 越 ス

○天王寺村御取ヶ調書壱冊相渡置

御取ヶ見込之趣、 并石見守方ニ而吟味之

次第等、 物語致ス

右之外品々申談置、 ○石代渡之分正米渡之儀≒付談 夜九ッ時過帰宅

〇右両人留守江罷越、 圭次郎逢候よし

同十一日 晴

廻浦御勘定方出立ニ付今暁松浦八蔵遣ス 両 人共逢候よし、 七ッ時比出立之趣

昼後出宅御城入、 江戸表三ヶ日諸御礼済 融通御貸附御用

西与力

恐悦、 御城代・ 両御定番·御目付両人共廻勤

×同十二日

不及其義段、被仰渡候よし ○金井江 罷越逢御役御免二付差扣致候處

○池田江罷越逢○榊同断 逢

坂本鉉之助夕刻ゟ入来候よし ○築山江器越逢人養持参、夜四ッ時比帰宅

同十二日 雨

阿部遠江守・徳山石見守江土佐守殿・ 龍助

た

書状、遠江守江遣ス

四ッ時過ゟ坂本入来對話、 申遣入来、 両人江夜食振舞、 鈴木次左衛門江 夜

(直道))

×

始二付如左

同十三日

雨曇

兀

ツ時過迄對話

松井金次郎

小川甚五右衛門

同心

汁 菜之夕飯振舞、 菓子出ス

松浦助左衛門

右逢、

中村勘兵衛

右同断

御貸附方町人

十一人下代共

碗飯料金弐朱ツ、遣ス

右之通当年ゟ改革

右逢、

同十四 日 晴

廻船方御用状出 ス

○平又江本左衛門之義ニ付返★ ○但馬守殿江年始状壱封

右便差立ル

同十五日 朝六ッ半時御城入、 半晴夜晴明月明 出禮如左

右御逢有之、 ○御城代 四ッ時過帰宅 両御定番

播州鉄山方地役人小野忠太左衛門為

役所之もの当番計月並之礼受ル

年礼、

. 罷出逢

和三郎・督五郎召連ル、堤方

四ッ半時過出宅、谷丁濱ゟ乗船、

船改

諸色見分ニ付利八郎も連ル

安治川内ニ而船見分 (× (直道))

直乗船頭

江戸本所相生町弐丁目

と百八拾六石ヨ積 神風丸 仁八

村岡や正助与申もの之よし 内実船主有之本所相★町弐丁目

> 江戸表並便届物到来 ○おゐちゟ壱封 ○葛 ○金三百疋 外ニ弐朱花月へ

○丹羽近江守ゟ壱封 ○野母(カ)から★★一腹(スミカ)

X

同十六日

本多為助方江仙之丞遣し、逸史 全部拾三巻借受ル

廻船方調物有之、中村勘兵衛罷越逢

同十七日 雨

摂州 主法北国買積船御手当筋、 ﹐
灘目筋樽廻船御城米御 御用達

右相済、 九條村江廻ル、 鯰江幸蔵

罷出居、 堰板見分相済、 夕七ッ半過帰宅 逢

御下知之趣、 差配料減方等之儀、早々主法立之儀 御用達改方樽廻船持共

取締役買積船問屋共江申渡、

懸り

与兵衛代中村勘兵衛 和三郎出席

御影村

大和や万次郎 (×圓 (直道))

嘉左衛門

大和や

嘉納や

弥兵衛

右之もの共御城米御備船廻船取締役

当寅ゟ辰迄三ヶ年御試御仕法中運上 申付ル、且廻船持共樽廻船之分者

住吉村喜平次罷越、 夜分居間江呼

改方新左衛門江者別段逢

御免之儀、

申渡

同廿日 快晴

朝六ッ半時過出宅、 召連ル、八町濱ゟ乗船 堤方廻村懸両人

三嶋江村

○永井飛騨守領分摂州嶋上郡

○永井肥前守領分河州茨田郡 ○同領同州同郡柱本村 木屋村

同十八日

将棊嶌鼻瀬割堤

之儀二付町奉行江申達書書類到来

返書遣ス

圭次郎養父桑山時右衛門当月五日病死 いたし候段、 届書出 ス

同十九日 無記事 晴

晴

○小堀主税御代官所河州茨田郡

八番村

右丁張相済、夜六ッ半時過帰宅

鳴尾村地先丸嶌新開場見分として

孫八郎遣ス

一孫八郎今昼後帰同廿一日 雨

ル

同廿二日

(×<a>(<a>回(<a>直道))

朝五ッ時比ゟ谷丁濱乗船、安治川口沖ニおゐて2廿三日 晴

作助・久保伴助召連ル船見分、懸り和三郎・与兵衛共不快ニ付代山

摂州御影

直乗船頭

千四百七拾弐石余★ 利吉丸 (積力)

権九郎

同州鳴尾

直乗船頭

千四百二拾二石積 咸龍丸 半左衛門

右相済、船中ニ而弁当○市岡新田会所江

立寄、文箱柳一覧、新田地主辰巳や弥吉

居宅庭中ニ有候大樹者枯れて今僅ニ小

一株存ス、兼而承し尓違ひて且形ヲ存候迄与

いふへし、二枝を請得て帰ル、夕七ッ時比帰宅

夕七ッ半時比出宅、鈴木次左衛門江誘引合、龍太郎

儒者並河又市★越、地役榊原・石渡・金井・ ぽと 同道ニ而榊原太郎左衛門方江罷越、★橋★校

教会有之、序文講也、夜五ッ時過帰宅比留間・坂本父子・近山罷越居、逸史講釈

榊原ニ而取集、 壱人金壱朱と扇子料

又市 江 遣ス

计四 H 晴

朝 Ħ. ツ 時過出宅、

東成郡毛間村堤見分丁張致ス〇西成名柄村 堤方懸幸蔵・利八郎召連

庄屋作左衛門方≒而昼食弁当○樋や市次郎

木場ニ而諸色見分致ス、夕七ッ時比帰宅

桑山圭次郎儀、

養父時右衛門病死跡為取、

片付

出府相願承届、 今日夜舟ニ而出立、 為餞別手元ゟ

金三百疋遣ス、 出精いたし候ものニ付如是遣ス、 右三付

如左渡遣ス

)中嶋平四郎壱封印封

○地方御用状

是者天王寺村一件之儀申遣ス

○検地帳

○渡辺太郎助 塚越藤助 吉田岩太郎 壱封同 断

右同断

○おゐち江壱封金子入

○おたの江壱封

○関江壱封燧袋 (ヵ)小壱ツ入

○村井幸之進壱封提緒壱懸入

○平井禎次郎江姫路革紙入壱ツ□上申遣ス

X

同 计六日 雨

金井江文通手製之寒晒遣ス、 天王寺地役献備

書付写遣ス、 返書来 ル

築山江文通、 先方台も度々文通往復

同廿七日 半晴

明廿八日ゟ三日之間天王寺ニおゐて

文恭院様御一 周忌御法事執行いたし候ニ付 (×段

遠江守ゟ手代呼出達有之市中續村々江相触ル

三郷取締申渡候由、

右二付市中続取締之儀

阿部

夜五ッ時過築山江文通、 廻し物遣ス

○北国運賃取 極書

同国江新枡引替方之儀 件

岸本督五郎儀、 右遣ス、 明 日天王寺江誘引合断 昨日ゟ市中 -旅宿 申 ニ罷越居候由 遣 ス

泰蔵内話致ス

同 一十八日 朝六ッ時 過出 晴

宅、

天王寺

御位牌拝礼熨斗目麻 御 香料

○市中長堀河岸ゟ乗船、 金百疋献備、 寺僧小池圓秀江 木津川筋大和川 面会渡ス

九ッ時過罷越、 まて舟行上陸、 昼食致ス、 堺用達紀伊国や与助 例之通与助江金百疋 方江

目 録遣ス、 同人者此節他行いたし居留守之よし

罷越逢、 下代之もの罷出 吸物他出ス、 ル〇水野若狭守御役宅江 八ッ時過退散○堺

二月朔日

晴

帰途、 濱先新地江相廻り一 木津川乗 船 覧、 夜五ッ時谷丁濱ゟ 夫
ら
市
中
ら
大
和
橋

帰宅

同廿九 岸本督五郎儀市中□□□ 日 半晴少し 」旅篭

方ニ罷在候由ニ付夜ニ入誠一差遣、 で や | 当方江

引取候積為申達、 夜中連来候二付

明長屋内江為引移候

石渡彦太夫ゟ一紙ニ而 明日講釈、

差支有之断之旨手紙相添申来ル、 比留 並 河

蕳

順達致ス

同 晦 Ħ 曇

築山江和 三郎遣し、 廻船方廻し物遣ス

同三 日

晴

夕七ッ時比帰宅、 丁張致ス、

東瓜破村堤見分、 朝六ッ半時出立、 同村庄屋佐右衛門宅ニ而弁当 去冬中目論見候場所 大和川通大久保加賀守領分河州 堤方在出ニ付出禮ニ者不罷出、

申置候積

自分駕籠懸両人二而駕籠壱挺持参

懸幸蔵・利八郎召連ル

同二日 晴

森誠 儀、 急出府相願候二付承届、 今夜

築山江文通、 六ッ時過出立、 廻船方廻し物遣ス、文通致ス 夜舟ニ而罷越候よ

坂本台文通、 明日講場延引、 明後四日八ッ時揃之旨

申来ル、返書

金井江文通、手製之すし遣ス○坂本江文通 同断すし遣ス、 何レ茂返書来ル

> 船改有之、谷町濱ゟ乗船、 和三郎代宮部孫八郎召連ル 中

·村勘兵衛

六百五拾石積

久保丸

右相済八ッ時過帰宅

初午二付和勝院罷越祈祷、 朝参詣致 ス

改革右体之儀一切差止、 是迄前々

合御役宅内ニ造り物等致候よし之處 市中之もの参詣

之儀者為致裏門ゟ表門江庭中を通ス、

群集致ス、最帯刀之もの者不許入

兎原郡大石村権 九郎· 武庫郡

有之、同心出役、 今津村茂兵衛儀、 東奉行所二而吟味筋 召捕入牢相成候段、 右村

々

役人夕刻ニ相成届出 ル

茂兵衛者同断行事ニ而当月朔日被召捕 ○権九郎者酒造行事ニ而去月廿九日 朝被召捕 候 由

東組同心渡辺定右衛門・ 前田小十郎両人

出役いたし候よし

同四 日 雨

板 和三郎儀元〆加判申

相增遣侯段申渡、 書付相渡ス -付、手当金四

久兵衛江直々申渡

北国筋新枡引替方之儀、 北国運賃御用達江申渡

御用達惣代苫や

四ッ時過出宅、

《思》 七ッ半時過相済鈴木·板本父子·近山父子同道

会合之積

五.日

為廻船改谷丁濱台乗船、

懸り中村勘兵

宮部孫八郎召連、

木津川

口江罷越

龍太郎同道石渡彦太夫方江

罷越、逸史講釈有之、並河又市講之

夕★帰宅、来ル九日昼後鈴木之代自分方ニ而

六百八拾石余積 ^本

四 年 造

四百石余積

直乗船頭

越前三

国

受福丸

利五兵衛

直

三乗船頭

自在丸 新三郎

越後鬼舞

久保丸 直 三乗船頭 儀十郎

三年造

四百石余積

同

六 年 造

六百五拾石積

加 州宮腰

直 一乗船頭

半右衛門

右鴻池や善左衛門・辰助下改見分相済

○築山江罷越、

夜四ッ半時過帰宅

坂本稽古有之、 ○築山罷越候、 同人江 即 同人角場江立寄 面会

越後糸魚川

同八日

晴

★ê 七日 宮部孫八郎儀、 与力八田衛門太郎談候よし 清二郎差遣候處、 作助遣ス 河州森河内村小前之もの共庄屋吉左衛門を相手取 清二郎書付を以申立、 晴

八田衛門太郎受取候よし

石見守方江誠一病気ニ付出府いたし候旨

廻船方懸助申付ル

不平之儀有之よしニ付不時為取締、 山口

お喜久不快風邪之気味ニ而今日ゟ臥ル

廻船方御用状出ス

留守中夜分坂本入来之よし

○地方三番御用状

○高橋平作・竹内清太郎≒壱封遣ス

六日

曇

徳山石見守用人共台森誠一江切紙差越候

處

同

.人出府いたし候儀ニ付封之儘相帰し

出府之儀、

書付を以可申立旨

X

八ッ半時比出宅、 朝坂本台来書呼ニ来ル、 龍太郎同道〇金井江通逢 及返書

○坂本○信長着料(カ)之甲冑一覧、 江 州

観音寺什物当時賣物之よし、近来

小手□爪之紋有り○坂本大坂乱妨之節

修理を加へ候得共、元来古代之ものと見ゆ

為褒美、遠藤但馬守殿ゟ被呉候志津三郎

九ッ時過帰宅

兼作之刀一覧○蕎麦被振舞候○夜

同九日 晴

廻船改谷丁濱ゟ乗船、

木津川口江罷越、

勘兵衛

孫八郎召連ル

右相済、八ッ時比帰宅

逸史講鈴木之代自分宅ニ而集会、

並河

始メル

買積

三年造上廻り 七百石余積

> 越後今町 直乗船頭

恵徳丸 新三郎

★★昼後合入来、八ッ時過皆々来ル、

★★★★○逸史題辞○一ノ巻開巻

坂本父子 金井 築山 近山父子

○来客

鈴木 比留間 祖父江忰

榊原忰

右七ッ半時比迄ニ相済、 同退散

同十(×一)

日

快晴

難波御蔵江為立會罷越、

八蔵罷出ル、

築山代

久保伴助

高山

丑讃岐 六百四拾俵

納廻し五斗弐升 五斗七合

五斗八合

見直し五斗壱升

★不足ニ付戻テ来ル、 御蔵奉行兵三郎・又四郎

○子播州米百三拾八俵

唐臼玄操

但五斗入

内米九拾五俵

上清俵

米三拾弐俵

中清俵

残米拾壱俵捨ル

右相済、八ッ時比退散○阿部遠江守江時候見舞

龍太郎風邪ニ而今日ゟ臥ル 玄関ニ而申置、 八ッ半時比帰宅

右三付今朝御城入、

服紗麻両御定番江御機嫌伺

前同断

下畧

右到来

同十 昨夜築山 相済、 今度 今辰上刻、 前畧 公方様 首尾好御執行、 文恭院様一回御忌御法事於東叡山 前畧 有之候、依之来ル十六日迄産穢被相成候、 右大将様被遊 二月十日 二月十日 H 快晴 **ゟ廻状写廻し** 同断 御参詣、 青山下野守妾腹之女子出 去月晦日

去二日

同十三日

雨

同十二日

晴

序故麻之儘三而申置

但御目付不在〇出生歓者平服

もの之よしニ候得共

一江戸表寅弐番御用状到来

来ル

申

置

御城代江者出生歓計申置、

昼前帰宅

此旨被仰下候、 惣連名 御参詣、 下畧 万端御作法無残所 米倉丹後守 酒井右京亮

遠藤但馬守殿家来代官役粥川 築山ゟ文通、 直談、 入来逢立會、 ○海苔五拾枚○墨壱挺 明日可罷越旨申遣ス 御貸附銀貸渡方之儀及 五郎右衛門

同 十四 朝 罷越ス、 Ħ ッ半時過谷丁濱ゟ乗船、 \mathbf{H} 勘兵衛・孫八郎召連ル 晴 木津川

越後鬼舞

生三年造 買積

四百九拾石余積

直 旦乗船頭

久徳丸 彦右衛門

来客○坂本父子○金井○築山○比留間并孫

★★★比ゟ並河又市入来、逸史初巻講也

右相済、九ッ半時過帰宅

○近山父子○石渡○鈴木

右七ッ時過相済、一同退散

松平八郎兵衛台文通、 いたし度よし申越、差支無之旨返書遣ス 明日天王寺舞楽見物

同十五日

半晴

朝六ッ半時出宅出

同十六日 半 晴

朝六ッ半時出宅、 沖江罷越、 孫八郎召連ル、鈴木町ゟゟ高嶋 谷町濱乗船、 安治川口

督五郎罷出候よし之處、 遅刻ニ付不

召連候

摂州御影

嘉納や治作船

五 生年 造

千四百石余積

沖船頭

住吉丸 市左衛門

是者去冬御廻銅積受菱垣船也

大坂大崎や金兵衛船沖船頭助枩乗 右見分御用達勘左衛門罷出ル、 再吟味口書申付 八ッ時比帰宅

同 十七日

★ 本外御用状到来、 六日限便

右相済、

四ッ時比帰宅

○玉造 ○京橋 ○御城代

御逢有之例之通 御不快之よし断 産穢二付不罷出 同十九日

晴

同十八日 右相済、夜六ッ半時過帰宅 留守中徳山石見守合文通、 朝六ッ時過出宅、 ○鳴尾村地先字丸嶌新開場見分 ○神崎宿川除御普請所見分、 両人罷出逢、 ○諸入用手形其外

番外御用状差立ル、 曇昼後雪雨 六日限

便

堤方利八郎・地方泰蔵・藤三郎召連 堤役 ル

駕籠侍両人鑓草履取計

二三分通出来

引堤五六分通出来、 新開場ニ而弁当

誠 義

出府、住所之儀問合、差越ス

石見守与力荻野七左衛門台神戸村欠所

酒造株取計方之儀、 清二郎江談有之

金井二而今日逸史講有之候處、 欠席

断申し遣ス

坂本江昨日之返書遣ス

徳山石見守江昨日之返書遣ス

同廿日 晴

徳山 口作助江昨日

遣候返書之儀ニ付談有之、 誠 一落付

所之儀認メ入、 昨日差遣候返書と引替ニ致ス

同 计 H 晴

寅五番御用状六日限を以差立ル

○誠一住所之儀早々可申越旨申遣ス

○羽倉外記江壱封

是者御役替歓状并別紙

封

下緒壱懸遣ス

同 廿二 日 晴

今日四天王寺舞楽ニ付八蔵遣ス 右ニ付増嶌涛太郎

ら文通、 相番見物

頼越ス、返書遣ス

今朝金井ゟ文通、 返書遣ス

山

口作助播州御廻米積立、

与八郎交代

今日昼出立

太田仙之丞母病気ニ 罷越度旨相願聞済、 付国元濃州迄 今夕妻召連出立

三月五日帰坂之積

Ш [沖船改有之、 築山罷越、 摂州今津

国太郎乗自分播州網干積差向 御備船 極印打、 小幟鑑札渡ス ル

廿三日 雨夜風 $\widehat{\mathsf{x}}$ 雨

諸入用御役料金受取

お喜久見舞菓子到来

返書遣ス

八ッ時過

ら出宅、 近山江罷越刻限早メニ付

> 子之巻講之、 築山江誘引同道参ル、 夕刻相済 又市罷越、 弁当 逸史講

○夕刻ゟ築山江罷越、 又市同道貞観

政要講之、序者省キ、 直ニ本文を講ス

金井・近山父子・自分父子・坂本父子

比留間之孫計罷越ス、六ッ半時比畢ル

夜五ッ時前帰宅○龍太郎者先ニ近山

遣し、 同道帰ル

徳山石見守用人ゟ奉札、 去年中壱人勤ニ付

時服三今日 (カ) 拝領いたし候旨、 為知来ル

同 廿四 H 晴

朝 仮役石川又四郎 Ħ. ッ時過出宅、 猪飼平三郎罷 難波御蔵江罷出ル 出

○自分・築山諸入用米渡ル○御目付代両。

御蔵之見分有之候よし、 自分者外

場所ニ罷在ル、 ○大手筋さつまや江立寄、 不逢、 弁当後九ッ時過退散 麻上下ニ着替

徳山石見守方江罷越、昨日拝領物之歓

申置、八ッ時比帰宅

築山ゟ文通、兵庫出張之儀申越、返書

又々夜中文通、猶返書遣ス

同廿五日 半晴

夜二入築山台文通、今朝勘兵衛兵庫江

差遣候よし申越ス、返書遣ス

同廿六日 晴

摂州東成·武庫·兎原·八部郡惣代共

呼出、定免村々免上免直等之儀ニ付

三月十五日迄二取調可申立旨、申渡旧冬被仰渡候趣、夫々申渡、右免上等之儀者

且一躰之趣意一ト通為申聞、受證文

為上候事

右之趣検見村々江御廻状を以相觸ル

比留間妹病死之よしニ付文通、手製

快く、今日床上ケ起居

一朝六ッ時過出立、兵庫津江為廻船同廿七日 雨朝曇

罷越ス、懸り与兵衛・孫八郎召連ル、切棒

改

(直道))

履取計

両懸弐荷合羽篭壱荷駕籠侍両人赤太郎鑓草(×印

○神崎宿御普請所見廻り遠江守

堤役両人相詰居、

御普請取懸罷在候

○西宮本陣昼食○夕七ッ時過兵庫津

本陣井筒や 宅江着泊○廻船御用達

網や勘左衛門・苫や久兵衛罷出居○大和や

牡丹餅遣ス、返事来ル

池田疾瘡ニ而引込候よしニ付同

遣し文通、返書差越ス

龍太郎玉造江砲術稽古二参ル、筒様

有之候よし

一お喜久当月七日ゟ不快平臥之處

出立 林泰蔵·松浦八蔵清酒見分申付、今朝 ○御用達両人逢○夜九ッ時過寝 万次郎呼出逢、船繰之儀直二申談

同廿八 日 晴昼後過雨霰降

朝五 ッ時過兵庫本陣出立、 東濱ゟ乗船

取締役万次郎・弥兵衛罷出ル、 御用達休兵衛・ 廻船見分如左

勘左衛門・改方新左衛門・辰助

摂州大石

伊兵衛

直乗船頭

四年造

千四百石余積

同州兵庫

直 旦乗船頭

喜太郎

千三百石余積

千五百余積

直 三乗船頭 同州西宮

清吉

千四百石余積

是者大登七作事二取懸、 未夕作事中ニ者候得共

見分済ニいたし、極印打渡ス

小幟相渡ス 右見分済、 極印打渡、 并御備船極印をも打

藝州倉橋

千崎や新右衛門船

沖船頭

米松

千百石余積

同州東明

灘屋次郎船

沖船頭

政蔵

摂州御影

澤田や重兵衛船

千三百石余積 右見分済極印打渡ス 千三百石余積 千五百石余積 大坂 同州廣嶋 同州多田海 毛間屋彦太郎船 木屋庄之助船 直 旦乗船頭 沖船頭 沖船頭 作蔵 栄蔵 米蔵 千石余積 右相済、兵庫湊台乗船、 右者弐度積二付見分不致、 千四百石余積 千四百石余積 見分難出来、来月十五日比迄二者出来候由 是者東濱二而大登七作事いたし候ニ付 同所 直乗船頭 樽船 沖船頭 神戸村江罷越

御備船之極印

権八

寿太郎

弥太夫

廻之庭上之雪之下を得る、駕中ニ持行て帰る 弥兵衛帰村いたすニ付逢○今朝兵庫本陣 夕七ッ半時過同村会所江着泊○取締役

同 计九日 春陰

朝六ッ半時比神戸村会所出 村濱ゟ乗船、 兵庫津沖江参ル

<u>寸</u>

沢 田や重兵衛船 摂州御影

沖船 頭

右御備船極印打渡、 小幟鑑札相渡ス

徳二郎

出帆いたし候由ニ付樽荷之躰及見 此船樽荷積立相済、 風順次第江戸

積入高左之通

○酒樽千弐百四拾駄

○油百五拾樽

○鰹節百四拾樽

合樽数弐千七百七拾也

濱江着、 右相済、 上陸〇生田明神江参詣、 神戸濱生田 (\times) 明神鳥居前

を得る、

社前ゟ乗輿○住吉村弁当

夜六ッ時過帰宅

同晦日

朝五ッ時出宅、 ○御城代 山室弥兵衛 帰坂御届 御

○玉造 三浦

○京橋 戸田吾八郎

○御目付代永見健次郎取次

○同村上周防守取次

11

右相済、

四ッ時比帰宅

四ッ時過谷丁濱台乗船々改として 木津川口江罷越ス、八木与兵衛壱人召連ル

江戸深川平野町孫八船

沖 船 頭

千八百九拾五石余積嘯乕 順 風丸 七左衛門

生弐年造

晴昼後大風 雨

是者今朝京都江出立

たし候由申聞

昼後出宅、

尼崎又右衛門方江罷越

御代替ニ付参府いたし候由、

明日出立之由

同二日

晴

六年造 買積

大坂嶋や源兵衛船

千八拾六石余積

船 顗

利助

大坂加賀や与三兵衛船

沖船頭

五年造

千弐石余積

元次郎

住力丸

右見分極印打渡し夕七ッ時過帰宅

同三日

晴

朝六ッ時過役所之もの一 同礼受ル

例刻出宅、 御城代・両御定番弐軒出礼有之 御城入

三月朔日

晴

談話、

夜八ッ時比両人帰ル

夕刻ゟ築山入来逢、黄昏坂本入来、

同

加番四軒 番頭弐軒共上巳之礼

申置

右相済、 几 ッ時過帰宅

罷越ス、逸史講有之、丑之巻初メ

八ッ時過ゟ出宅〇金井江立寄同道築山

木製やたて壱ツ・小菊壱帖入遣ス、暫く

ヶ付為暇乞罷越ス逢、餞別姫路革文庫一ツ

談話○比留間江罷越逢、 庭中之花

覧、帆懸桜といふ古樹繁茂、花影

よし満開、 可賞花数輪を請得て

帰ル、夕刻帰宅

金井江文通、

並河又市江贈り物割合

同四日 相済、 畢而弁当、夜講貞観政要初卷 但、 晴 夜五ッ時比帰宅 龍太郎同道致ス

今般

廣大院様従一位御加階

位様与可奉称旨、

昨日御城代廻状二付

為恐悦御城入、御城代·両御定番弐軒

御目付弐軒廻勤、 四ッ時過帰宅

四ッ半時比

ら谷丁濱乗船、 安治川口

廻船改

摂州東明

柴や与兵衛船 沖船頭

藤蔵

同五日 晴

侍池田市太郎下女ひさ季限ニ付

暇遣ス

松平八郎兵衛·增嶌濤太郎江文通

手製之煮〆壱重ツ、遣ス

同六日 召連、 朝五ッ時過谷丁濱乗船、与兵衛・孫八郎 安治川口沖船見分罷越ス 快晴暖気

藝州木谷浦

○帰途、 右見分極印打、 西成池山新 并御備船極印をも打渡 田 瑞軒山一見、 山頭之

寅四番御用状到来 枩葉を得る、夕七ッ時過帰宅

○おたの壱封

龍太郎・お可代・おミち・花月并仙之丞 苫や久兵衛・改方冨田や佶左衛門・平介相 夕七ッ時過帰宅

右見分極印打渡ス、御用達網や勘左衛門

五年造 千百石余積

栄や久蔵船

沖 船

頭

稲神丸

市次郎

六年造

沖

船

頭

八百六拾石余積

正直丸

摂州青木

松田や次左衛門船

長八

江戸北新堀

彦次郎船

播州赤穂郡·佐用郡惣代廣山村 庄屋次郎左衛門江荒地起返其外

之儀二付申渡、證文取之

同七日 半晴

築山今朝為船、 兵庫表江出立いたし候ニ付

御届書取調、 増井原蔵持参致ス

生弐年造

千五百石余積

波切丸

庄蔵

沖 -船頭

○御城代 山室弥兵衛 右御届書持参、

御城入致ス、如左出ス

○玉造 武川蜂助

○京橋 川上猛次郎

勤

右相済、 ○御目付代両人取次 四ッ時過帰宅

夫婦・邦次召連、天保山江遊行

谷丁濱ゟ乗船、暮六ッ時比帰

取締役(×万次郎)弥兵衛・嘉左衛門I船繰之儀 書面出ス

竹内三平ゟ文通、受取遣ス

同九日

晴

同 八八日 国友源-夜六ッ時過増山正作二条ゟ帰ル 十郎 朝 風 能越 雨昼前ゟ半晴

逸史講二付昼九ッ半時過ゟ並河 復市入来、八ッ時過ゟ丑ノ巻講之、来客

孫○近山父子○祖父祖忰○鈴木 右入来○榊原不快、石渡断、 如左○坂本父子○金井○比留間父子 築山兵庫

水戸殿頂戴いたし候由、 弘道館之碑跡 留守中二付不来○坂本昨日従

持参一見、

御自撰題額并御書共

壱丈壱尺三寸壱分 壱丈八寸五分

六尺八寸五分 1,

三尺式寸式分

松平遠州蔵屋敷頭家来 記メ差越ス、盃三ッ到来

水野若狭守ゟ書通、

頼置候和哥

○石渡ゟ断文通来受取遣ス

之儀ニ付和三郎を以為及示談候 入来、 兎 原郡・ 上野村芝居興行

同十日 晴

播州宍粟郡

右荒地起返方其外御勘定所被仰渡候趣 右一ト通吟味之上、書面之通申付ル 立替銀滞出入 入牢 宿預 播州佐用郡 同州同郡 同州同郡 相手 訴訟方 上野村 定免村々惣代 代人 末包村 下野村 室村 兵左衛門代 作右衛門 岩蔵 太兵衛 孫右衛門 同十二日 同十一日 少雨 一関保右衛門ゟニニ月廿六日附之書状、 千五百余積 朝五ッ半時過谷町濱ゟ乗船、 坂本妻

ら奥

江使、

重詰

もの

差越

ス 築山兵庫表より今昼後帰候よし 申渡、 惣代共―罷出ル 右改極印打渡ス、 船改罷越ス、懸り与兵衛・孫八郎召連ル 到来之よしニ而、与兵衛持参いたす 孫八郎帰ル 證文取之 半晴 御用達平四郎改方并 稲荷丸

川口

沖

築山江

百松

榊原江文通、

不快見舞牛皮饅頭

返書

石渡江文通、 増山正作給扶持席順申渡 逸史講之儀申遣ス、

遣ス 築山入来逢、 夜四ッ時過帰

寅六番御用状、 六日限を以差立ル

同十三日 晴

江戸表寅五番御用状到来

○誠一江戸着、

居所申立書其外共

鈴木代逸史講いたし、並河復市 ○平井善蔵ゟ書状并錦画

入来、夜ニ入貞観政要を講、来客

○坂本父子○金井○比留間父子并孫

○鈴木○近山父子

右相済夜六ッ半時一 今朝ゟ手習稽古ニ罷越、 同退参、 講訳承度よし 香川 郎

夜中迄居帰ル

同十四 日 晴

朝 五 ッ半時過出宅谷丁濱ゟ出船々改

懸り与兵衛壱人召連ル

淡州相川

五年造

三百七拾六石ヨ積

住吉丸

直乗船 頭

右木津川内ニ而見分

江 戸

田原や庄三郎船

国豊丸 沖船頭

兵三郎

六年造

千五百八拾壱石ヨ積

藝州椋之浦

新や元之助船

六年造

千五百八拾壱石ヨ積

沖 船

頭

宝吉丸

惣五郎

平助○西横堀ゟ上陸、 長崎江罷越候

御用達勘左衛門

·改役佶左衛門

忠次郎江罷越逢、 築山 器越居、 同道ニ 而 夜

地役ゟ申来ル

懸り 孫八郎計召連ル

摂州神戸

直乗船 頭

半十郎

千六百石余積

名徳丸

渡ス〇西横堀ゟ上陸、 改方信左衛門·平助御備船極印打渡、 河久保忠次郎方

鑑札

右安治川口沖ニ而見分、

御用達久兵衛

罷越ス逢、 姫路革下緒一懸遣ス、

道太郎罷越居逢○阿部遠江守方江罷 越

時候見舞申置、

七ッ時過帰宅

坂本江文通、繁昌記一本遣ス

徳山

ら和三郎名差ニ

而呼出差越、 退身等相願候ハ、一 應懸合之上承り候様 誠

義

いたし度旨、 談有之候よし、懸り与力

阿部幾之助也

204

御城代明十五日堺巡見二付出礼御断之旨 御普請役田中政之助□申置○河久保 右川口沖見分、 五ッ時比帰宅

同十五日

晴朝曇

朝六ッ半時比御城入

○京橋 不快二付出礼御

断

御逢有之

○玉造

○御城代

巡見御留守ニ

付

单

置

済 五ッ半時比帰宅

右相

朝四

時過出宅、

ツ

谷丁濱ゟ乗船

	, v., v., v.						
中心有	沢田や三五郎船	摂州御影	懸孫八郎壱人召連ル	一朝五ッ半時過谷丁濱ゟ乗船々見分	同十六日 快晴天気麗		

千五百石積

沢田や三五郎船 沖船頭

重太夫

摂州御影

西田や十兵衛船

沖船頭

千五百石積

直乗船頭 喜助

肥前大道津

同十七日 朝五ッ半時過谷丁濱台乗船、 晴夕曇夜雨

懸両人

召連、船見分

千三百石ヨ積

正十郎

同人船

沖船頭

徳太郎

右安治川口沖 千五百石積

大坂

伊勢屋繁松船

改方佶左衛門・平助罷出ル○長堀河岸ゟ 右木津川口沖二而見分、御用達平四郎

歩行、 同所河岸
る又乗船、
夕七ッ半時過 歩行、

阿弥陀池一覧、

四ツ橋邊ゟ難波橋迄

帰宅

之事、

申遣ス

龍太郎鉄砲稽古、

鈴木町江遣ス

坂本江文通、

■■入返し入来

六年造

米六百九拾石積

住栄丸

慶次郎

是又佐州水替人足乗候積

代治五郎·改方佶左衛門·平七罷出候(×夕)

右安治川内ニ而見分、

極印打渡ス、御用達

昼八ッ半時過帰宅 繁昌記戻ル

江戸平届

江戸出火

○当十日酉刻向 ||両国 回 向院門前

お出火、

南風

同元町夫
ら駒止はし邊
と凡
壱丁四方
焼

同下刻鎮火

同十八日

雨

沖 船 頭

坂本七ッ時比ゟ入来、

夜四ッ半時過

太兵衛宿預差免ス

播州宍粟郡一件、岩蔵出牢

帰ル

森誠一

妻ます并省吾今暁出立

江戸表江罷越ス

同十九日 晴

兎原郡御影村庄屋次郎太夫 (×庄屋

役義勤中袴帯釼差免ス、證文申付ル

但、 袴帯釼之儀ニ付而者聊議論も

有之候得共、 暫く先前仕来ニ准し

取計置候心得

頼遣ス

榊原逸史講御用有之断之儀、

鈴木江

同廿日 曇

築山今朝泉州江出立いたし候よし

香川 松平八郎兵衛ゟ先日之返書差越ス、 郎来、 子供習字自分逢 寫戻ル

廿 日 半晴夕少雨

ツ

船改、 朝四 時谷丁濱ゟ乗船、 懸り両人召連ル 安治川沖

藝州木谷浦元屋万助船

沖船 頭

千五百石積 稲荷新造 若枩

右改方、 罷出ル、 八ッ半時過帰宅 佶左衛門・ 平 助 御用達網や勘右衛門

繁昌記二冊戻ル、

又二冊遣ス

同廿二日 大雨

柳道太郎明日夜船二而江戸表江出立

いたし候よし、為暇乞来ル、

逢

同人江文通、餞別与して有馬製烟草盆

きせる壱本遣ス

寅七番御用状江戸江八日限差立ル ○竹内清太郎江歓状

○福田勝平同 断

○黒坂丹助 同 断

同廿三日 晴

一八ッ時比出宅〇柳道太郎今日夜船 三而

参り合七面会○金井江逸史講二付

出立ニ付為暇乞罷越ス、

逢、

米岡大蔵

龍太郎も同道○銅坐ニ而者米岡并

罷越ス、丑之巻畢ル、

七ッ半時過帰宅

御普請役弐軒、 暇乞并着歓申置

同 计四日 快晴

朝六ッ半時過出宅、 堤方御普請所為見廻

罷越ス、 歩行、 懸り利八郎召連ル、 見分場所

○水朽杭出シ

神崎村 嶌村 村

左之通

○堤ニ腹付

杭出シ

杭出シ

毛 間 村 増嶌村 蒲田 加

○水 ○入樋 ○水

右見分相済、 八ッ半 ·時過帰宅

○昼食弁当加嶌村長廣山富光寺

徳山石見守

ら摂州

東郡新在
家村 酒造人杉本や長三郎親武兵衛過造

欠所、株高八百石引渡有之

大和や別船

摂州御影

沖船頭

三十郎

同州同村

米や善四郎船

沖船頭

米蔵

懸両 右御備船極印打渡、 人遣ス、 当年壱度御廻米積請候 小幟鑑札為渡方

船 々ニ付懸り計遣候事

同廿五日 晴

御城代今暁七ッ時御出城、 箕面· Щ

之邊巡見ニ付堤方之廉ニ而、 懸利八郎者

差遣し候、 名柄村、懸り代大塚藤三郎者十八条村江 夜四ッ時過帰ル、 無滞相済候よし

坂本台文通、返書遣ス、繁昌記一 寅番外御用状八日限を以出 ス

一冊戻ル

町奉行者両人共不罷越よし

松浦八蔵事

中 Ш 登 郎

右之通改姓名相願候二付承届 ル

同廿七日 同 一十六日 築山昨夕帰坂内着、 与兵衛江申越ス

雨

明

臼御 富

13 たし候 由

晴

夜九ッ時帰宅

夕刻ゟ築山江罷越逢、

朝五ッ半時 懸り与兵衛・孫八郎召連ル 比出宅、 廻船改谷丁濱乗船

同

一十八日

晴

肥前大堂津

直乗船 頭

六年造

佐兵衛

米籾千五百石余積

右木津川内

藝州椋浦中屋万右衛門船 沖船頭

米籾千四百石余積

長枩

右安治川口沖ニ而見分、改方冨田や佶左衛門

惣代平助罷出ル、 夕七ッ時比帰宅

 $\stackrel{\text{}}{\circ}$

石賀漣平儀、去ル十五日江戸出立、 昨廿七日伏見夜船ニ而今朝五ッ半時帰 中山道

○別御用状○甚蔵ゟ手元ニ内状壱封

○おゐちおたのゟ届物

右到来

夜分幸蔵罷越逢、 今日茂左衛門御城内ニ而徳山江談之趣申越ス 誠一身分之儀ニ付

○北国御廻米船々御手当御調書、 御用達受證文

案合二冊相添、

茂左衛門江文通、

幸蔵江渡遣ス

同 廿九 \exists 晴

築山台昨夜之返書差越ス 石渡逸史講断遣ス

石賀連平江今朝初而逢

×三四 月 朔 日 晴

朝六ッ時出宅御城入○夏足袋御届 (×趣) 之儀、 昨日迄こ

可差出筈之處、失念いたし居候ニ付今朝

早メ罷越、左之通出ス ○京橋 戸田吾八郎

○玉造 都筑又左衛門 ○御城代

坪井小左衛門

右夏足袋届取次を以差出ス、

出礼ニ出ル、 左之通

○御城代 御逢有之

○京橋御不快二付断

○玉造 御逢有之

右相済、 兀 ッ時比帰宅

之儀等廻船拂底之上、 廻船御用達共呼出置、 私領廻米運賃 不残罷出ル○当年

> 船之分大坂廻しニ而石ニ付金弐両ツ 逐々相増、 別而船繰差支候由相聞二付北国筋

被下候段申渡、受書差出ス 江戸廻し金三両ツ、、 別段為御手当

○是者買積船之見込を以差遣候也

安治川口江懸り両人遣ス

代太郎

摂州御影直乗

右改方いたし極印打渡候よし、 当年

三度目積受之船二付直二者不罷越候也

同三日 晴

明後五日紀伊殿当所御通行御止宿之處 自分者明日検地出立、 築山も同様ニ付

自分方二而者利八郎不快二付与八郎差遣 御途中江不罷出儀、 築山手附鯰江幸蔵

口上書を以申遣ス

明 届書持参、 ?目鳴尾村字丸嶌新田検地出立 御 城入

○京橋 ○玉造 ○御城代 Ш 坪井小左衛門 都筑又左衛門 上猛次郎

○御目付 両人取次

類焼見舞罷越ス、逢、 右之通出ス〇鈴木次左衛門江江 四ッ時過帰宅 戸屋敷

懸屋勘定合取調夜分迄調物いたし 正金夫々渡遣し候事

同二日 晴

鈴木之江戸屋敷類焼見舞木綿弐反 龍太郎江為持遣ス

遣し、

礼申遣、 水野若狭守江文通、 左之通品物贈ル○尾州焼湯 先般哥認メ呉候

右壱封ニいたし、書状添封し、 |越前雲丹一〇益子焼猪口一〇海藤花 亀喜へ遣ス

> 同 四 \mathbb{H} 晴

為摂 領分西新田村立會、 觓 武 庫 郡鳴尾村・松平遠江守 字丸嶌新開

正作 登一 郎 侍真一 郎 ・善八郎召連ル

検地出立、

朝五ッ半時比出宅、

手代泰蔵

歩行具足両懸弐荷計○神崎宿

御普請所見分、 番杭出元之方打方不宜ニ付打メ候様 不残出来候得共

申付ル、 尼崎役人両人罷出ル○ 同 宿

井筒や利兵衛方ニ而弁当〇八ッ半時比

七ッ時 丸嶌新開場江着、 過鳴尾村庄屋藤右衛門方江着 場所及見、 夫
ら
及
差
圖

泊 ル

同五日 曇時々少雨

朝五 新 田 [村地境見分、 ツ 時過ゟ場所江 杭 罷越○丸嶌并 木打渡、 鳴尾村役人

西新田村役人・願人金左衛門為立會

孫

八郎二逢、

九ッ半時比場所江罷越

受證文申付ル、西新田役人者直ニ差返し

御用済候旨、尼ヶ崎役人江懸手代合文通

直し方致ス○(×昼後廻船方懸与兵衛ホて為申達ル○惣地引縄不残

孫八郎罷越ス、夕刻八ッ半時比ゟ鳴尾

○七ッ半時頃入湯食事仕舞候處、持病之夕七ッ時過場所引拂、藤右衛門宅ュ帰

咳血有之服薬、鳴尾村内医師

調剤申付ル内山玄伯と申もの呼寄、診察為致ル、

煎薬

六日 半晴

昨夕ゟ咳血ニ付大坂表江弥助差遣し

四ッ時過出立○お喜久江文通、犀角

并薬袋秤取ニ遣ス

番迄相済○廻船方懸与兵衛四ッ時過又々場所□罷越、検地壱番分

○八ッ半時過ゟ鳴尾浦出船、船見分次作・忰次五郎其外下代共罷越ス

致ス

藝州椋ノ浦

中屋万右衛門船

牛造

千四百弐拾石ヨ積 三社丸

沖船

頭

右相済、暮六ッ時過鳴尾村帰帆

六ッ半時比藤右衛門宅¼帰ル○六嶌

清二郎京都表ゟ今朝内々帰坂いたし

拵俵いたし、外村々とも納方見合候様候よしニーー罷越ス、二條御詰米之内森村

御蔵奉行ゟ達有之候ニ付内々帰坂

○与兵衛・孫八郎も今晩当村江止宿為致いたし候よし申聞ル、今晩止宿為致ル

iv

○弥助六ッ時過帰り候よしニ而帰り居

玄伯朝夕両度罷越ス、 お喜久≒申遣候品々并文到来○内山 診察

○廻船改方綿や市兵衛

罷 出 ル

七日 Щ 口作助播州積立相済、 朝雨半晴夕又雨 昨

夜

同

帰ス〇六嶌清二郎昼後帰ス、神尾

西ノ宮泊候よし、

今朝罷越逢、

直

安太郎江森村一件二付内懸合文通并

とも為持遣ス〇四ッ半時過太田仙之丞 二條御蔵奉行連名納方之儀申遣候、 文通

罷越ス、お喜久ゟ使、 海苔ヒシホ梅か香到来、 自分不快尋ニ罷越ス 九ッ時過

帰ル〇船改之儀申出、 九ッ半時比出船

懸両人召連ル、 鳴尾濱ゟ西之宮沖迄罷越ス 御用達代次五郎

并下代共罷越ス、改方者跡改之積

摂州御影西田や弥平次船

沖 船

千七百石ヨ積 明全丸 徳十郎

但御備船極印打之

大坂塩飽屋や卯兵衛船

沖船

頭

千五百石ヨ積 速王丸

是者当年豊後国迄直積候船也

右相済、七ッ時過鳴尾濱江帰帆、其場所ニ而

孫八郎ニ為持大坂江遣ス、龍太郎江口上書 地引網いたし居一覧、 小魚少々取交

濱手ニ而認メ遣ス、是ゟ廻船方懸御用達共帰 ○丸嶌新開場江夕七ッ時過罷越、 直

ス

検地取懸ル、 番ゟ拾壱番迄相済

暮六ッ時過藤右衛門宅江帰ル

同八日 晴

朝五 ッ時比廻船改方金屋新次郎

・惣代

罷越候よし、改之上子細無之上者、直ニ 辰助罷越逢、 徳十郎・松之助船改として

廻船役所書付差出候積を以、 直ニ可引取

申遣、 相返ス

朝出前庄屋市郎兵衛 藤右衛門呼出

六諭衍義大意壱冊ツ、差遣し、

体之

趣意并教導方申諭遣ス、受印取之

朝五ッ半時過

ら場所

江罷越、 十壱番ゟ

廿六番迄検地相済、 夕刻引拂

夜中内山玄伯罷越逢、 六ッ時過藤右衛門宅江 帰

ル

診察為致ル

同 九日 半晴

今朝今津村庄屋仁左衛門・ 源左衛門呼出

取之

逢、

朝五ッ半時出立、 場所江罷越、 廿七番ゟ

廿九番迄検地、 濱方野田ニ而弁当

今日二而不残検地相済○鳴尾崎

手前武庫川縁流作場反別

添田 取調ル〇濱方新田様之歩取之 郎次検地之場所也、 夕七ッ時過

藤右衛門宅江帰

ル

今朝大坂ゟ御用状到来

○奥ゟ壱封

○池田岩之丞壱封

同十日 快晴

朝鳴尾村役人・願人平左衛門呼出 場所引拂、 受證文其外取之

大縄反別取調、 林泰蔵義、 兎原郡住吉村水車場 并同村御林跡新 開場

六諭衍義大意壱冊ツ、相渡、 受書

自分不快之よし承及、 為取調差遣し、 今朝出立為致ル 駕篭壱挺

新助差添来ル、 留守宅ゟ差越、 今暁七ッ時過着、 中間

新助者返ス

九ッ時過天保山ニ到ル、天気快晴風 朝四ッ時過鳴尾村濱先ゟ乗船

なし、海上平穏也、天保山江上陸

会所ニ而弁当、夫ゟ乗船、 夕七ッ時過帰宅

神尾安太郎
ら返書来ル

同十一日 曇夕雨

御城代今日八ッ時出城、 筋巡見二付毛間村江利八郎 淀川 野里江 ・中津

劜

幸蔵差出ス

二条御詰米之儀二付神尾安太郎

与八郎差遣ス、今夜船ニ而出立 元メ之内壱人可差越旨申来候間 嶋林

○自分○自分ら安太郎正壱封

○金井台同人
○金井台同人
○之き封

是者同人与金井懇意之よしニ付

頼書返遣ス

右一条二付金井・築山江和 二郎遣し

示談之儀、 申遣ス

泰蔵住吉村新開場見分済、

帰ル

安田玄筑入来逢

同十二日 朝雨、 昼比ゟ晴

昼後御城入、昨十一日帰坂之積、 御 富

出ス、 左之通

○京橋 今蔵熊蔵

○御城代

坪井小左衛門

○玉造 都筑又左衛門

○御目付両人とも不詰合

右相仕舞、 九ッ半時比帰宅

同十三日 睛時々曇

比留間逸史講出席、 石賀漣平手当席順御貸附懸申付ル 夜二入貞観

政要も講、 龍太郎同道、

過

帰宅 夜六ッ半時

罷越ス

右参り懸築山江罷越誘引合同道

寅七番御用状到来致ス

同十四日 晴夕雨

朝金井入来逢

四ッ時過谷丁濱ゟ乗船、

船改懸与兵衛

孫八郎召連ル、木津川内ニ而見分

御用達平四郎 改方金や新二郎惣代

使者罷出

ル

筑前宮浦為吉船

沖船頭

米千四百七拾石余積

米蔵

右相済、 八ッ時比帰宅

同十五日 晴

朝六ッ半時御城入、 御城代京橋

玉造とも出礼有之、 四ッ時過帰宅

罷越、 坂本台文通、呼ニ来ル、 夕飯被振舞、 夜四ッ半時過 夕七ッ時過ゟ

帰宅

右罷越候節金井江立寄候處、 留守

昼後高尾学之丞方江罷越逢 忰御番入之歓申述ル、 但、

直ニ帰宅

同十六日

晴

金井今日も留守之よしニ付

不罷越

同十七日 晴

朝六ッ半時過出宅、 御宮拝礼、 建国寺江立寄休足 築山同道天満

大御番松平八郎兵衛并相番両 人落合逢

紗綾弐巻被下候御礼申置、 ○紀伊殿蔵屋敷江罷越、 過日同使者 四 ツ 時過帰宅

今日拝礼之節献備 ○建国寺献備金百疋者、 昨 日寺僧江為持遣し置

同十八日

朝五ッ時

出 晴

宅、

谷丁濱ゟ乗船々見分

懸与兵衛 ·

孫八郎召連ル

安治川沖

木津川沖

七年造

沖船頭

藝州椋浦新や新

三郎船

米千三百石積

摂州御影直乗船頭市次郎、平岡 及難船候一件、 御廻米積受、隠州沖合ニおゐて 熊太郎御代官所越後国江戸 御下知有之候二付落着申渡

不在不逢、八ッ半時過帰宅

○金井江立寄候處、長興寺村江罷越候よし

罷出見分相済、

道頓堀合久保寺橋ニ而上陸

右御用達平四郎・改方金や新次郎・丈七

地方寅九番御用状八日限を以差立ル

同十九 \exists 晴

寅番外御用状到

来

)抱町屋敷届方之儀、 申来ル

217

四年造

米千四百石余積

沖船頭

三十郎

大坂淡路や与三郎船

坂本順番代逸史講致ス、八ッ時比ら

講之○来客○坂本父子○榊原○石渡 並河復市入来、 四の巻初丁ゟ十丁迄

○鈴木○金井○近山父子○比留間忰両人

夕刻帰ル

右何連も七ッ時過退散、

復市夕飯振舞

○祖父江忰

嘉納や次作来ル逢、 屋敷成之儀

直ニ訳合為申聞ル

(廿日欠)

同廿一 日 曇夜雨

番外御用状道中六日限を以差出 ス

○甚蔵江文通、 申遣ス、并御届分遣ス 抱屋敷御届之儀

○関保右衛門江壱封

○ウツ(カ) 巻鞘革 懸

○宗■人形壱對

○内書壱封

X

泰蔵今晚夜船ニ而京都江罷越ス、 廿四日林又左衛門一 周忌に付、 願之上差遣ス 明

香奠金百疋遣ス

同廿二日 雨夕晴

返書遣ス

同廿三日 晴

一金井ゟ文通、 神尾安太郎
ら之返書

為見ニ差越ス、返書・安太郎文通直ニ相返ス

築山江文通、今日講訳欠席之儀、 摂河州村々江倹孝之儀ニ付触書出

申遣ス

二條御蔵奉行江之文通、 先日懸合越候趣を以返書遣ス、右壱封 森村俵拵之儀

御用状相添、与八郎·清二郎¤為差遣候

同 朝 廿 罷越ス、 Ħ. 应 ツ 日 時

出

宅、

難波御蔵為立會

晴

御蔵奉行比留間兵三郎

・仮役

猪飼平三郎・弐ヶ所与力罷出 ○加番渡米○御作事扶持牢扶持渡 ル

○青山九十郎納籾

瓦や藤左衛門方江罷越、 右夫々見分、 九ッ半時比退散、 又右衛門留守中 出役作助

見舞申置、 頼之、挨拶申置○阿部遠江守江時候 八ッ時過帰宅

廻船方御用状 出 ス

廿五1 H 晴

同

無記

司 计六日 昨夜泰蔵帰阪いたし候よし、今朝逢 半晴夕曇

○おたの江之壱封遣ス

当分助申付ル

同廿八 H 晴

明日灘目筋新開場見分并兵庫 船為見分出立三付御届如左出

ス

○京橋 ○御城代 川上猛次郎 河野五郎左衛門 嶌林与八郎今朝二条ゟ帰着逢

石賀漣平兎原郡芦屋村水車場

出入場所為見分、 今朝出立

同廿七日

増山正作義、二條御詰米出役申付、 出立昼船二而罷越、 清二郎交代之積 今朝

彼地取締筋之儀、 申聞ル〇森村一条

ニ付御蔵奉行江書状差遣し、正作

渡ス

嶌林与八郎儀、 公事方懸助并御貸附懸

○玉造 武川蜂助

○御目付両人とも留守

○築山江文通、与兵衛江為持遣ス 右仕舞四ッ時過帰宅

)龍太郎坂本稽古江出席、 出席之

b <u>の</u> 同江饅頭八十遣ス

同廿九日

晴

灘目筋新開場見分并兵庫ニおゐて

廻船見分として朝五ッ時出立

切棒駕篭鎗草履計両懸二荷

懸与兵衛・孫八郎・侍真一郎・善八郎 足軽栄蔵・中間市助 ・新助召連ル○道筋

定例之通〇今津村建場ニ而弁当 庄屋仁左衛門江質素倹約之義、及沙汰

○打出村ゟ脇ノ濱迄下道通行○御影

兵庫津本陣井筒や又兵衛方江着泊 村役人△今津村同様及沙汰○夕七ッ半時過

> ○廻船御用達苫や久兵衛・ 廣嶋や平四郎

次作忰次五郎外下代共

○同改方金や新次郎・惣代辰介

右之もの共罷出 ル

○北風丈助其外惣代年寄共旅宿□罷越ス

丈助者呼出逢

同晦日 雨

朝五 ッ時過本陣出立、 東濱ゟ乗船

船見分致ス

米 千

摂州御影

嘉納や弥兵衛船

弥十郎

沖船頭

同所

大和や万次郎船

	右今般御	*\ 于\	米		米 千		米 千
花木や喜兵衛船	右今般御廻米可積受分見分無之	同利平次	塩や利左衛門船米太郎	形や善四郎船	正太郎	枡や忠三郎船	框十郎
	右今般御廻米積受候積、	**	米		*\		*
大和や嘉左衛門船	積受候積、組備船極印打渡ス		右同断安太郎	嘉納や次作船	沖船 萬 蔵	松や八三郎船	沖船 亀十郎

米| 千| 米 千 米\ 御廻米積受候積 右今般見分之上御備船極印も打渡、 辰や半右衛門船 木や市左衛門船 同所 同州鳴尾 新五郎 辰や半右衛門船 嘉納や次作船 沖船頭 同 同 七太夫 権次郎 直二 同村庄屋四郎太夫方二而弁当 右見分相済、八ッ時比神戸村濱台上陸 右御廻米不積受、御備船極印打渡候分 今般者不差出積之分 外拾五艘今般登り込有之候得共 ■場ニ罷在、又者壱度積相済候分等ニ付 走水村役人参 沢田や三五郎船 塩や七三郎船 松や義左衛門船 神戸村 二ッ茶屋村 恒吉 市三郎 市左衛門 年寄 八郎兵衛

年寄

几 郎 太夫

同

善 川 郎

衍義大意壱冊ツ、 遣ス、 八ッ時過出立〇住吉村

右呼出逢、

取締筋之儀申渡、

且六論

江夕七ッ時比着、

同村百姓■右衛門宅江泊

ル

○嘉納や次作来ル、逢○大和や嘉左衛門同 断

兼而申付置候廻船絵圖持参致

○嘉納や次八郎呼出 持船之義ニ付懸ら

為及沙汰候

 \mathcal{H} 1月朔

H 晴

住吉村吉田喜平次罷越

ス、

逢、

六論

衍義

四枚出来、

持参致ス、 兼々申付置

○御備船取締役万二

郎

到来、

二条御蔵奉行ゟ之返書差越ス

₩ 遣ス、

候住吉山

石匠之絵

× 同

取調可申立旨、 ○字蜆ヶ原山頭ニ而小枩数株を得 吉右衛門喜平次江申付 入用之石直段 ル

冊を遣し、 及理解○大坂ゟ御 用

役人共為振舞来

ル

何れも逢、

六論衍義

義左衛門方≒泊○打出村・深江村・守具村

○夕七ッ半時過西宮宿江着、

本陣松村

懸両人者出立前帰ス○朝五ッ半時過出立 北国筋積船之儀云々申談遣ス○廻船方 嘉左衛門罷越ス、弥兵衛者病気ニ付不罷出

○字小穴御林跡新開場見分廻り分見致ス

○字蜆ヶ原秣場見分場廣之所縄張

三ヶ村立會場也、 凡反別取調ル、 住吉・横屋・尼ヶ崎領 草地二而新開畑可相成場所 野寄

ヶ付外両村
村役人共
大合下
売合いたし可

申立旨、 尤住吉村年寄吉右衛門引受可

取計旨、

覧、夫ゟ呉田ニ而石一 覧、

宅状も到来、 無異義よし安意

同二日 晴

朝西宮年寄十左衛門 伊兵衛呼出

(×字)長五郎橋際今津村境役作場

地所之儀二付及理解、 当月卅日迄

今津村江引合★可申立旨、申渡ス

受書差出ス〇朝四ッ時比出立

神崎宿江直□差遣置○越水村ゟ

兜山江廻ル荷物者足軽栄蔵差添

村役人案内いたし、参ル○尼ヶ崎領廣田村

廣田八幡江参詣、是者廣田越水観音村

鎮守之よし、八幡之外四社合て祀ル

廣田村ゟ山道ニかゝる兜山麓

寺領廣田之境也、

水大師堂あり、

之僧壱両輩守之参詣之もの此庵ニ 故二此名有、 堂前庵室有、 庵主

民家有是ゟ石阪を北江登りて山門有

籠

ル与いふ、又登る弐三丁ニして右方ニ

是兜山之半腹也、 又石阪を登る事数歩境内ニ到 中央二本堂有、 ル 本尊

祀り参詣、堂之右方ニ小尊両所有、 観音を祀ル、 此節修覆ニ懸り境外堂中ニ而

眺望之

為今設ル處、東南之山海を望ミ、 眺望

よし、本堂ゟ西之方江登りて一字

山径有りて兜山絶頂江到ル、参詣

之堂有、

弁財天を祀ル、

此堂之後口

之もの多く者不登よし、 漸小径を求て

登る三丁計ニして絶頂ニ到る

登る、半ゟ上者径もなし、辛苦して

平地處松樹のミ有、暫く休足

西之方

谷を隔鷲林寺村を望ム、暫く眺望

此時九ッ★寺鐘鐘を聞く、 堂之西之方ニ少し下りて(×一) 下山 坊舎有

下山

寺僧高野江参りて不在之よし

眺望よき處閣寮有、此處ニ而弁当 兜山摩尼山神呪寺超世院与云、九ッ半時比

弐里計がして伊丹ニ到ル、 帰途者上ヶ原新田ニ到ル、 河邊郡 是
ら
行程 忇

酒造家数多有て繁栄之土地也

近衛殿領分也、高名之酒家江立寄、 酒造

蔵一 覧、 玉緑ふしの白雪きく印之

酒少しツ、母君江

(×御)土産ニ上ル

株高弐千石斗 伊 丹魚屋町

○富士の白雪其外数種 小西屋新右衛門

自店株高千五百石斗本店株高二千三百石斗 同 町

此家屋号かミや云因而 かみやのきく ○ 菊印斗

八尾勘

若

といふ也

株高不知

○三国山○玉緑

)靏亀外数種

右三軒立寄

覧、

別ニ承ル處、

左三記

ス

同 層町 賀せや与右衛門

○和泉川

○きく

かみや与作

同材木町

同町

同植枩村 摂津国や勘三郎

○釵菱

右之外数家★れとも不記、 梅や庄 (×喜)

伊丹惣株

○老(松力)

○八ッ半時過神崎宿江到 ル 茶店ニ而 当時拾弐三万石之よし最繁栄之躰也

休足、是ゟ駕籠 ニ而夜六ッ半時比帰宅

今日者内着之積

225

同

中

小

路町

大鹿や市右衛門

米千六百石ヨ積

一無記事 同三日 晴

一無記事

一朝六ッ半時過御城入、同四日 半晴夕曇夜雨

昨三日帰着、

御届

如左出ス

○御城代 河野五郎右衛門

〇玉造 都筑又左衛門

○京橋

戸田吾八郎

右差急キ候ニ付取次之間、用人江為差出ル

五ッ時比帰宅

船見分、懸与兵衛壱人連ル、孫八郎不快也五ッ半時出宅、谷丁濱ゟ乗船、安治川沖

紀州比井浦

平井久右衛門船

久五郎

松井与七郎入来、但馬守殿ゟ海苔八ッ時過帰宅

壱箱被遣之候、口上有之、申置

六日限ニ而到来

○御沙汰書○廻船方御用状其外

同五日 雨四ッ時比ゟ晴

朝役所一

同礼受ル

朝六ッ半時御城入、端午之礼申述ル

○加番四軒番頭弐軒礼申置

○御城代両御定番御逢有之

逸史講之例礼並川江遣候分金壱両金井江文通、昨日之返書貞観政要右相済、四ッ時過帰宅

銀五匁遣ス、受取来ル

右見分御用達久兵衛・改方新右衛門・辰介

同六日 無記 晴夕半晴

司 無記 七日

同 八日

侍壱人中間両人 堤方出来栄見分利八郎 朝六ッ半時比出宅、谷町濱ゟ乗船 ·幸蔵連 ル

○茂左衛門支配所同州西成郡三番村 ○下野守殿御役知摂州東成郡毛馬村

○飛騨守御預所領分鳥飼三ヶ村 * * *

同 .断同州嶋上 一郡柱 本村

是者出来形不宜、 直し方申付

○永井肥前守領分嶋上郡上牧村 同断同 飛騨守・ 州 嶋下郡三嶋 肥前守領分者家来罷出 江村

右見分、

ル

又野径ニ出ル、 此處ニ船者為待置歩行、 郎其外召連ル、 Щ 頭迄行程廿三丁と云 利八郎・幸蔵 ○九ッ半時比河州交野郡楠葉村ゟ上陸

○右御用序

雄徳山八幡宮江再拝、

左三記ス

夫ゟ南門を入て本社ニ到ル、 漸々ニ登る、山頭互到り南門ゟ右之方ニ出 少し石階を ル

案内いたし、廻廊之東方之口ゟ本社エス入る 登而正面ニ神符等を置、 水干ニ而詰居、奉納之銀子を相渡、 神主壱人烏帽子 此もの

北面東端入口之戸を笙戸と呼ふ、 本社十三間四 面廻廊廿四 間 廻 廊 開

閉ニ應して音をなす、其音笙

似たる故ニかく呼ふ也、

本社面

犯 ノ隅

ウツロ渡井有、 白髭明神之社有、 長拾三間厚壱寸五 拝ス、本社殿上

金之無銘★いふ、金色なれとも一重之うるし 一半円之周り三尺有ト云、 豊臣秀吉奉納

中央 八幡宮 左 神功皇后廻廊を廻りて本社前ニ到ル、正面ニ而渡之

御朱印社領七千七百石社家弐百軒ヨ有右 姫太神宮を祀るといふ殿社北表ニ

楓葉を摘ス、又壱丁ヨニして薬師堂有して菅神之社有、社前紫楓有

茶店ニ而休足、南門ゟ下りて壱丁ヨニ皆山下八幡の丁ニ住ス、本社南面ス、

南門

處(×ゟ)故、城州・近州之両国眼下ニありて休足、山の半腹ヶて東南打開たる

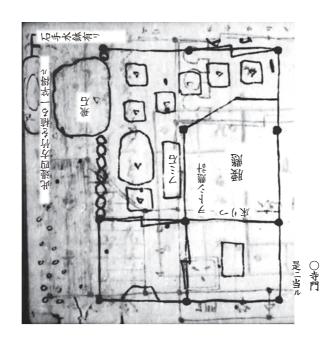
是ニ向ひて瀧本坊有、寺中ニ入りて右之方ニ岩清水有、清泉岩間涌出ス眺望尤佳し、是ゟ壱丁計下りて

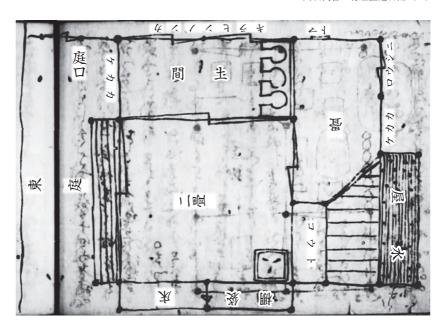
又壱丁ヨニして寺門ニ到ル、十四、五才之男子案内之ものを乞、猩々舞之旧跡を尋ぬ

寺門を入て左之方庭江入待合とも

内いたす、空家住荒て寂莫なり

いふへき處あり





右一 上陸、 右出来栄見分相済、 比なるへし、乗船帰途見分場所ニ到ル 本の道より帰路楠葉村江到ル、 夫ゟ華表ニ入て本の道ニ出ル、 ○永井肥前守領分河州茨田郡木屋村 ○小堀主税御代官所同国同郡八番村 覧是

台又

寺門

を過て、

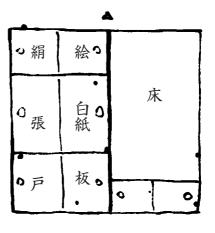
本道

之かた

へ出

ル 帰宅 夜四ッ時谷丁濱台 下山都而 此時七ッ

時



※九日、 十日欠) 立戻五年造 米千五百三石ヨ積 ×沖船頭 喜財丸

同十一日 半晴

寅拾番御用状道中八日限を以差立ル ○甚蔵江壱封

○横山町地代下取調書壱冊和三郎ゟ

為差遣ス

築山台文通、地役組之もの取締方御定番ニ

坂本江文通、手製之菓子遣ス、返書来ル 申立候書付写差越ス、返書遣ス

同十二日 半晴少々過雨

朝六ッ半時谷丁濱台乗船 船見分

懸与兵衛・利八郎召連ル

安治川口沖

藝州因嶋直乗船頭

正三年造

摂州神戸松や五郎兵衛船

兼太郎

沖船頭

一米千四百弐拾石ヨ積

是者御備船極印も打渡ス

宝敬丸

松兵衛

木津川内

四年

一米千五百石積

(×沖船頭

×大坂橘や利八船

肥前堤津直乗船頭

大宝丸 利助

大坂橘や利八船

沖船頭

五年

一米千五百石ヨ積

住吉丸 善八

右見分、 喜三郎・安之助今朝出立、 八ッ時過帰宅

岩清水八幡江

几

ッ

時過帰宅

参詣、 明日帰坂之積

同十三日 晴

昼後石川良左衛門方江着坂、

歓として

喜三郎・安之助八幡ゟ帰ル 初而逢

罷越ス、

今朝築山江文通、 返書来ル

江戸表九番御用状六日限を以来ル

同十四 日 雨

嘉納や次五郎兵庫ゟ罷帰候よしニ而

罷出ル逢、 船方之儀相尋ル

朝六ッ半時 御城入、 御 城代両御定番出礼

不残御逢有之〇宮寺五平次昨夜

同十五日

日

雨

同十七日 雨

兵庫津網や新九郎江角力興行

之儀二付取締方申渡

同人江別段逢、買積船之儀、 庄右衛門江談方之儀、 申付遣 北風 ス

大坂や新左衛門

候ニ付壱ヶ年銀七枚ツ、被下候旨、 右之もの義、北国買積船座附方取扱 申渡候

天満水丈左之通届出ル

此間中台之霖雨ニ而川々満水

此節買積船座附方之儀、

申付遣ス

未中刻

内着いたし候よし二付帰懸立寄逢

231

同十六日 雨

無記事

同 同 同 同

口 同 同

辰下刻

九尺五寸

右之通樋や市次郎ゟ届出ニ付 申 酉 中 曱 刻 七尺

刻

六尺五寸

神崎川: 筋 六嶌清二

右夜五ッ時比出立為致候

中津川

筋

嶌林与八郎

右便地方番外御用状出 廻船方御用状出 ス ス

見込之趣申遣ス

今晚迄雨曇

天満水丈届、 如左

五月十七日戌中刻

十八日丑上刻

八尺 七尺五寸

卯上 百 刻 刻 九尺 八尺五寸 同十八日

○御取ヶ組頭壱人江書状、 住吉村新開場

○木寺○川口新家○木寺

○薬師堂○濱村○川

心付方申付ル 内通悪水路二而可心付場所二付、年寄忠右衛門江

舟渡し南堤江渡ル ○野里性十之助案内ニ出ル、

此時九ッ

時

古通り之間共別而難場ニ付防方手当 ○野田新家飛地四貫嶋入交字 ○海老江○野田新家馬々差図防方いたす

司

同 同

口

未中

刻

壱丈五寸

右之通遂々届出候事

水丈九尺之注進有之、 即刻出立

林泰蔵召連水防ニ出ル、 侍両人両

壱荷持参、廻村如左、 天満橋筋ゟ罷越ス

此時水丈九尺四寸

○河崎○南名柄○北名柄舟渡

午上刻

壱丈

水防第

之場所

也

嶋

林与八郎儀嶋

Þ

○野田両縁四貫嶋之辺別而難場ニ付地主よしのや町川崎やしか宅ニ而小休地主よのや町川崎やしか宅ニ而小休の貫嶋

○組合(ヵ)両中嶋村々江人足差出方、并村役人共新田江差遣候ニ付呼寄、一同防方申付ル

紅も防方申付ル○右之通防方いたし、

漸保罷在候處、

自普請所両中嶋村々立會、

右ニ付野田本村与之地境十八ヶ村立會小堤處々切所出来、新家田畑水多分入ル

本堤防方申付、處々損所手当致ス

(×夜未)

申ノ

中

刻

(×迄)

逐々増水い

堤惣越ニ付可成躰ニ有之、市中續之儀

文通を以為心得、申遣ス○役所江為加尓も有之候間、川方懸与力江手代共合

勢、役所詰両人可差越旨申遣、登一郎

二郎夜五ッ時比罷越ス○利八郎

樋や市二郎召連ル、洲到止村切所出来候由築留出役相仕廻、夜五ッ半時比罷越ス

ニ付直ニ此處ゟ遣ス○其已前嶌林与八郎儀

洲到止之方江遣ス○夜四ッ時

頃、

同村寺院

(×) 立寄、止宿○夜九ッ半時過迄

無程鯰江幸蔵罷越ス逢、野服之儘一睡水防ヶ奔走、八ッ時頃泊―江罷越、一宿

同十九日 半晴

|朝六ッ半時比起出○六ッ時過川方懸

近所民家互休足いたし居候(×儀)ニ付西近藤左衛門・東荻野七左衛門罷越候よL

与力江面会、築山同道ニ而新家切所等 罷越、両人江面会、無程築山罷越、一

同

○四貫嶋○六軒や新田字店番之場所別れル、自分者下筋新田場處江見分別れル、自分者下筋新田場處江見分

水難村、 之よし、築山者今日四ッ時頃罷越よし 罷越居候よし、東中嶋豹三郎・西松井辰之助 郷中江入、處々見分、去ル十七日戌ノ刻頃猪名川 洲到止村江八ッ時前罷越ス、川字宮之前右切所ゟ舟ニ而 茶やニ而昼食申付支度、休足〇又乗船 凡間数四拾四間計其外少々ツ、同様之場所有之 メり込田地之内土中土浮上り候場所有之 大嶋丹波守知行 道筋欠込断帰り迄不逢、 郷中所ニ而(カ)湖水之如し、 筋堤ゟ切込處々切所出来、水押入候よし ○神崎宿江九ッ時比着上陸、 神崎迄罷越ス、舟中両岸見分 ○嶋や新田舟渡し○傳法○申○福乗船 ○春日出新田手嶋やいく宅ニ而休足 (×南○南酉嶋○北酉嶋○百嶋))洲到止村 如左 長九間切所 處々見分 東西組与力十八日台 例之建場 同人知行)嶋田村 ○蔣江村 引取候よし○是ゟ築山同道ニ而帰途 手当方之儀、村役人江申付ル〇町方与力両人者 凡右之通、其外同村出郷等有之 ○今在家村 永井飛騨守御預所 右一郷八ヶ村 大嶋左京知行 十三之渡船北野筋ゟ天神橋筋罷越ス ○築山洲到止宮の前ニ罷在面会、 ○与八郎・清二郎者此處ゟ直ニ帰 ○猪名川筋舟ニ而下り、 ○戸倉村 安部摂津守領分 ○野田村 ○嶋江村 大嶋甲斐守知行 倉橋之庄 ○三屋村 同断 ○ホツミ村 ○原田村 ○牛立村 洲到止切所ニ 橋殿領知 切所 ○庄本村 到 同断 上津嶋村 ル

★候よし

夜六ッ時過帰宅 ○利八郎者切所江差置、

三矢村江止宿いたし

但、

遅刻二付与八郎心得違有之、及沙汰

南中嶋十八ヶ村惣代大仁村一左衛門、

昨日

野田村續堤防方いたし無難ニ相凌候段

同廿日 晴

宮寺江文通、歓扇七本遣ス 比留間江文通、 平熊納籾之儀、 返書遣ス

之趣書付出ス、 受取置 次五郎内々逢度申聞逢候處、

次作存付

住吉村吉右衛門江新開場之儀、

夫々申諭ス

御備船取締役

大和や万二郎

大和や嘉左衛門

嘉納や弥兵衛

壱ヶ年壱人銀拾枚ツ、 右之もの共取締役相勤候ニ付御手当与して 被下候段申渡、 廻船!

之儀、 申聞置 候

松井与七郎罷越逢、 金談有之

> 同 廿一 日 曇少雨

為礼罷出

ル

破損之場所取繕出来候段も申

述ル

摂河州村々出水、 防方与して去ル十八日

五ッ時過御城入

出立、

昨廿日帰坂之旨御届書出ス、

朝

御城代 坪井小左衛門逢出 ル

○京橋 今倉熊蔵

○玉造 三浦太仲

右両家者取次を以出

ス、 御 目付

両

人不在

五ッ半時過帰宅○御城内ニ而金井并

安治川口船改、 西井源次郎江逢、 例之通与兵衛・孫八郎 帰途又左衛門忰二逢

召連参ル

235

与八郎・清二郎水防相済、今暁罷帰候よし

同廿二日 五年造 播州宍粟郡村々去丑御年貢御廻米 立寄、 七ッ時過帰宅 罷在逢、所々見分、安治川町ゟ乗船 網干湊積立之節、不埒之取計いたし候 八ッ時比中津川通帰帆、 右見分御用達平四郎·改方新左衛門· 辰助 米九百石ヨ積 件呼出、左之通吟味中咎申付ル 塚本村庄屋治兵衛木場之間ニ 半晴 同郡下三河村 **宍粟郡須賀村** 長州粟之浦 庄屋 神社丸 武之吉 直乗船 野田新家江 藤右衛門 頭 手鎖宿預 入牢 同郡 同郡須賀村 同 同郡伊和村 同郡下野村 同郡岸田村 那三谷村 庄屋 庄屋 庄屋 百姓 年寄 庄屋 三方町村 宗兵衛 平兵衛 親之助 兵右衛門 卯七郎 金兵衛

百姓

太郎左衛門

夕刻台坂本入来、 夜四ッ時帰 ル

司 廿三日 晴

逸史講又市不快断延置之儀、 築山ゟ

紙到来

尼崎又右衛門ゟ文通、土産物到来、 返書遣 ス

博奕いたし候段、 河州高井田村百姓藤左衛門外拾五人 村役人申立ル、 村預申 付

ル

築山ゟ文通、 明日両人之内可罷出旨申来候書面差越 御城代公用人合文通ニ而

自分罷越候様いたし度旨申越ス、承知之旨

返書遣ス

同 计四 \exists 晴

朝 公用人山室弥兵衛 五 ツ 時 過御 城人、 (×面会) 下野守殿江罷出 を以、 野菜物之儀

○金井同断○比留間 同断 四ッ半時比 ○西井源次郎着坂歓申置、

不在

○池田通逢○近山申置、

不在

○石川良左衛門面会○御城出ゟ廻り如左 ヶ付御書付写壱通御渡有之、受取来ル

帰宅

去酉年中中間ゟ侍ニ取立召仕 貞之助与申もの、 当時僧ニ罷成、 今般

不計も着坂いたし候よしニ而罷越スニ付

勝手二而逢、 僧之名如左

明石領之よし

播州小川下南村

翠松庵徹道

同廿五日 晴

明 廿 子日

分合申遣候様、 御城代縮帷子御用之よし申来ル、 申来候 築山江者

右之趣築山江申遣ス

同廿六日 雨

兵庫神戸辺ニ廻船登り込候趣ニ

付

為取調、 尼崎又右衛門罷越ス、夕七ッ時比夜六ッ半時比迄 八木与兵衛昼後出立、 差遣 ス

談話

同 一世七日 雨

摂州兎原郡脇濱村小野新田ゟ

差障出入熟談相済いたし候趣、 八部郡神戸村江懸、 川除普請

承届

吟味下之儀、 願之通下遣ス

同 一十八日 晴

融通御貸附方町 人共江継添證文相渡

候ニ 付 朝四 ツ 時過出宅、 鈴木町江誘引合セ

九ッ 時過同所退散、 築山同 |道ニ而阿部

> 遠江守左之方江自分・築山刀持出 外壱人同心共逢、公事之間脇廊下正 遠江守方江罷越ス逢、懸与力松井金次郎 面上

御貸附方

遠江守申渡、

左之通

町人共

其方共上ケ銀受取書江継足相渡候間 佐野備後守大屋四郎兵衛元懸之節

是迄之通可相心得候

右之通申渡、 直ニ退座、 自分共 同退座

右者御殿向拝見之儀:付往答 ® 次五郎差添、今夜乗船、兵庫江遣し 廻船為取調方、 嘉納や次五郎呼寄逢 石川良左衛門

方同断 宮部孫八郎 御用達平四郎

池田より文通、返書遣ス

右相済談話、

八ッ時過帰宅

席圖 ř, △透江守 △自分 △茂左衛門 △林 △石賀連平 欠席 右之外懸当病 △小川甚五右衛門 △松井金次郎 小板和三郎 中山岸右衛門 △松浦助左衛門 泰蔵

間え事公

船繰之儀申談ス 築山江罷越、

同 廿九

H

晴

江戸台番外御用状当月十六日附ニ而

到来

御取ヶ組頭ゟ壱封

但、 森村一条申越

逸史講ニ付八ッ時出宅、 龍太郎同 道

夕七ッ半時過帰宅

嘉納や次作昨日呼出候處罷出ル、

夜中逢

六月朔日 晴

右相済、 朝六ッ半時過出 御城代両御定番出 四ッ時過帰宅 宅 御城 礼 入出礼 不残御逢有之

夫

方

讃

州

・

淡

州

邊

之

被

差

遣

候

積

、

出立為致候

立會御貸附引渡、 泰蔵・与八郎罷越ス 兵庫表江 焼火之間番頭

小板和三郎 遣ス、次作も一 儀、 同引取候よし 廻船為取調、

今暁七ッ時比台平野町筋合出火

★嶋や平四郎呼寄、

船々之儀申聞

遣ス

五ッ時過鎮火

同二日 晴暑気強

廣嶋や平四郎呼出、

船之儀申談

ス

昨朔日江戸や平右衛門届

御役替

西丸御留守居 Ш 岡但馬守

日光奉行 中坊金 蔵

御勘定奉行 井上備前守

御勝手懸御旗奉行次席

御勘定奉行 五百石高ニ被仰付候 尚 本近江守

> 同三日 晴昼後曇廻村先者雨

朝五 丁張として廻村、 ッ時比谷丁濱ゟ乗船、 懸り幸蔵 淀川筋

利八郎召連ル ○南大道村

○三嶋江村

見分中過雨

問屋之宅ニ而休足

逸史講金井江断遣し、龍太郎計遣ス 右相済、夜六ッ半時比帰宅

○六番村

○七番村

同 四 H 雨時 々曇

伊奈半左衛門

川崎平右衛門

山本大膳

一丸御留守居

右

朝五ッ時過御城代江罷出用人 明日兵庫出立ニ付築山江連平遣し 御殿拝見願書々損有之、相下ル 坪井小左衛門江面会、先日差出置候 届書頼遣ス

五ッ半時過帰宅

播州宍粟郡 下三河村

金兵衛

庄屋

須賀村

庄屋

武之吉

下之村

庄屋

親之助

右之もの義出牢之上手鎖宿預

申付ル

増山正作新喜多新田江水腐 見分遣ス

同五日 晴

朝六ッ半時比出立、谷丁濱ゟ乗船 安治川筋逆川傳法川ゟ沖手

西宮駅江九ッ時比着船舎程風波 ★保町惣会所江立寄、弁当是ゟ

陸通罷越○御影村嘉納や次作

宅江八ッ半時比着泊○次作度々逢

和三郎を以遣ス ○住吉村吉田喜平次罷越逢、

遣し物

樽廻船逐々理解之上、左之通可相

同六日

半晴

勤旨申置候

○住吉丸松太夫 ○弁財丸伊兵衛

五両、大坂廻百石ニ付三両ツ、御手当被下★段逢、格別之訳を以北国江戸廻百石ニ付

○寛永丸文蔵

○金花丸市左衛門

○利吉丸権九郎

○住力丸米蔵

○嘉龍丸半左衛門

○神徳丸三十郎

○若戎丸甚蔵

〇 宝惠 兄 泰 载

○宝恵丸藤蔵

右之通瀬戸内北国≒可差出旨申立、受÷合拾六艘 ○神恵丸三五郎

差出候二付取締役三人并船持共呼出

右相済、七ッ時比次作宅出立、暮六ッ半時比

兵庫津新在家町網や佐右衛門宅江着泊

新キ普請いたし候趣ニ而、家作新網屋豫州松山松平隠岐守本陣之よし、当(×内)年

只今帰候よし逢、勘左衛門も逢

石原平次外両人共逢○孫八郎・治五郎新九郎同家之よし○網や新九郎并

申渡、船持共(×左之通)罷出ル

遣ス

同七日 小板和三郎儀大坂表江帰ル、 晴夕立雷気

宅状壱封

七ッ時比

台濱手

江乗船

いたし

候處

雷雨ニ付見合、

夕刻帰ル

石原平次呼出、 持紀州船之儀、 当所和泉や弥兵衛 申談遣ス

同八日 朝四 ッ時比合出立、新在家町濱台 朝雨晴今暁七ッ時比 電雨

乗船

船見分、兵庫神戸両浦

摂州大石

直乗船頭

千四百五拾石余積 観徳丸 吉五郎

肥後白木

樊七郎船

千五百石余積

沖船頭

所右衛門

摂州兵庫

塩屋利左衛門船

 $\widehat{\mathbb{H}}^{\times}$

利十郎

沖船頭

 $\widehat{\mathbb{H}}^{\times}$

右吉五郎

其外相渡ス

右弐艘者御備船極印打渡、鑑札

半時比帰ル 右見分相済、 〈下改綿屋市兵衛惣代平助〉新在家濱台上陸、九ツ

摂州八部郡二ッ茶屋村

百姓弥右衛門

差免方并帰住之儀、 右之もの義、 先支配中勘当帳外相成候所 願出候ニ付差免、 帰住

申付ル〇年寄八郎右衛門者別ニ座敷ニ呼逢

年行事

御影

西田や弥平次

新才家

花木や喜兵衛

右之もの共呼出、 喜兵衛船北国筋御城米積受 嘉納や次五郎

且御手当之義申渡ス 江戸北新堀

度段承届ル、

沖船頭 八十八

彦次郎船

病気ニ付代

播州坂越源七郎船

沖船頭

兼吉

右取船之儀申渡ス

船宿

赤穂や 万次郎

北風六右衛門

代孫助

兼吉者船頭八十八共船宿江預申付 右之通申渡候處、 難渋申立不東付

彦兵衛者船主代之よし二付船頭江可申達段、

為

申付候

同九日 晴

北国買積船逐々登込候分有之候二付 夜九ッ時過左之通申渡 孫八郎・ 次五郎差遣、 御城米印相渡候上

加州粟ヶ崎

同断代

彦兵衛

嶋崎や徳兵衛船

沖船頭

加州大野

長次郎

丸屋傳四郎船

代弥三右衛門

加州堀切直乗船頭

代長之助

小三郎

沖船頭

与十郎

越後青海

室屋磯兵衛船

越中放生津

北野や与八船

取調申置へし 申付候間、其旨相心得、早々申合、船着前

弐千石、越前国江戸御廻米千石積受方

船々之内を以、出羽国大坂御廻籾 今般御城米御用差支候二付其方共

右之通御廻米積受候ニ付、出格之之訳を以

別段為御手当、出羽国大坂廻御籾百石

沖船頭

大坂

沖船頭

昆布や新兵衛船

茂兵衛

代栄助

沖船頭 勘助

沖船頭

越後梶屋敷

井上屋半十郎船

磯之丞

ニ付金弐両ツ、、 百石ニ付金三両ツ、被下候、 越前国江戸御廻米 いさね之儀者 X

御用達共江引合およひへし

船宿

北風庄右衛門

代吉助

与助

右申渡、證文取之

右申渡趣、存へし

船之儀ニ付申来ル

右飛脚之もの江相渡、 左之通遣ス

○宅状壱封

外二品壱箱入

○和三郎江壱封

御取ヶ組頭三人宛書状壱封 是者森村二條納米一件返書

早便可出立旨、申遣ス

夜中網屋新九郎罷越逢、

衍義大意壱冊遣ス

寅九番同八日到来、 寅拾番江戸 去ル 五. 日到来

御用状差越ス

○宅状壱封

○黒坂丹助壱封

○廻船方御用状 ○甚蔵ゟ壱封

御沙汰書

X

同十日 晴

一八木与兵衛・平四郎昨夜中淡州表台

江戸船八十八受いたし候ニ付宿預差免ス 帰帆いたし候よし、 今朝逢、船々無之よし

今日見分之積

八ッ半時比新在家濱台出船、 召連船見分、 御用達平四郎 改方市兵衛 与兵衛・孫八郎 平助

摂州新在家

花木屋喜兵衛船

千五百石ヨ積

生三年

利宝丸 新太郎

沖船頭

防州大嶋郡下田村直乗船

頭

五年

七百六拾石ヨ積

権徳丸

梅次郎

江戸北新堀彦次郎船

沖船頭

八百五拾石ヨ積 弁才丸

五郎

八

生三年

越後鬼舞直乗船 頭

七百石積

神力丸

又左衛門

五年造肥前手船

肥前今津直乗船頭

寛力丸

音右衛門

一千四百石ヨ積

右相済、 夜六ッ半時過帰ル

○神戸浦ニ而黄昏月明、 海上之

風光よし、清風又煩熱を一洗す

同十一日 晴暑氣強し

○宅状返書遣ス

○和三郎壱封

返書遣ス、 書状壱封、 取調直し之分 并御取ケ組頭ゟ之

遣ス

是者森村一条之儀申越ス、

組頭ゟ

返書之義二付心付候趣、 申越ス

右之通来書、返書直ニ遣ス

二ッ茶や八郎右衛門・神戸村善四郎 百姓代源助罷越、 ■躰坐与して罷出候よし ·走水村 小返し新造

千六百三拾石ヨ積

且諸色直下之儀二付町觸有之候付

尤之儀二付大坂町奉行觸書相添各へ遣し 右三ヶ村之儀者地續ニ付觸有之度段申立

東尻池役人之儀ニ付書付出ス、 為上置ル 可相心得旨觸書取調、

直ニ相渡遣ス〇八郎右衛門ゟ

廻船之儀、取調向終日多端

同十二日 晴暑気強し

廻船方之儀、 ○宅状来ル 御用状来ル、 飛脚帰便共

夕七ッ時過新在家濱ゟ乗船見分

与兵衛・孫八郎召連、 御用達勘左衛門 ・平四郎

改方市兵衛惣代罷出ル

塩飽屋卯兵衛船

沖船頭

万齢丸 亀蔵

紀州冨田松吉船

沖船頭

松栄丸

松三郎

一千六百六拾石ヨ積

右相済

御崎海濱ニ而月を看ル、 ○黄昏御用済合和田御崎江上陸 清明和日 田

明神江参詣、東鳥居前台乗船

夜六ッ半時過旅宿江帰 ル

今朝万齢丸亀蔵取船申付ル

但、 此亀蔵義神戸人別ニ而かりや

与三左衛門と申もの之よし

同十二日

曇少し雨

廻船御用向数口多起 (尹)

夜二入幸便有之、宅状壱封御用達

渡、 差立ル

取締役嘉納や弥兵衛呼寄、

逢

左之通御用相済候段、申渡ス 御備船受いたし候、拾六艘之内

通宝丸為蔵

住吉丸松太夫

嘉龍丸半左衛門 金花丸市左衛門

神恵丸三五郎

右之外神徳丸三十郎者此間差免ス

同十三日

晴

廻船御用多端、

悉不記之

同十七日

曇

昨十六日兵庫津

を着いたし候積、

朝

御城入三手御目付江御届書出

同十八日

晴

無記事

同十九日 晴

同十四

日

晴

朝四

ッ半時過網や佐左衛門方出立、兵庫

無記事

船見分、夫台七ッ半時過谷丁濱ニ着船

八ッ時過木津川口迄着船、

同川ニおゐて

湊ニ而船見分相済、九ッ時比同所出帆

帰宅、 御用繰有之内着ニいたす

同十五日 晴

同十六日

半晴

無記事

同 計目

江戸拾壱番御用状来

ル

同 廿 日

水野若狭守台文通、 平茶碗五

到来

同 一十二日 晴

水野若狭守江昨日之返書、 二ツ茶や

製素麺一折遣ス〇風月服坐右銘

枚遣ス

同 廿三日 晴 風

築山江 昨日之返書遣ス

玉子到来

池田江文通、

絵圖返し麦茶遣ス

昆布屋新兵衛代与兵衛義、 所持船

御城米積方之儀、代船を以差出、 明後廿五日迄

> 猶豫之儀申立、 承届 ル

右二付次五郎逢

同 廿四 H 半晴夕雨

朝六ッ半時出宅、 難波御蔵為立會

相越ス、手代山口 作 助

佐渡国御用達引受納米

平岡文次郎納 籾

大貫九右衛門 |同断 返しニ成

ル

加番渡米并牢扶持

右御蔵奉行池田庄太夫・

仮役石川又四郎

猪飼平三郎・御城代家来・御定番并町方与力

立會相済、昼九ッ時過退散○並河復市

方江立寄逢、 筋銅御門江御達之儀、 八ッ半時比帰宅 申上候書付

但築山連名

右御 出ス、七ッ半時出宅、 上城入米倉丹後守殿用人今倉熊蔵 直二帰宅

同 计五日 半晴時 々雨

昆布や新兵衛船為見分、 孫八郎江

差遣 治五郎差添、 ス 船主庄左衛門代太助

同

書物正金共受取

堤方為引渡鯰江幸蔵罷越、

諸

廻船方為引渡、 書物為持正、 金手形共遣ス 小板 和 三郎江 諸

右交代相済

八木与兵衛へ先般船座附方等骨折

相勤候二付為手当、金弐百疋遣

志重之内餅到来、 霊前ニ饅頭

廿三日之落

同日午ノ中刻水丈六尺

日

日酉上刻水丈六尺五寸

壱重仙之丞使ニ而遣ス

同廿六日 雨冷気

大坂弥兵衛町昆布や新兵衛船

茂兵衛乗候儀、 越前国江戸御廻米

積受方承伏いたし候ニ付、

御手当金並

送状相渡候段、 申渡

先般船々差向方之儀二付而者、 并御用達代之もの共、 骨折相勤候二付 懸り之もの

左之通手限ニ而手当遣ス 金三百疋 和 三郎

金弐百疋 金三百疋 与兵衛 孫八郎

是者昨日遣ス

同日戌中刻水丈七尺

右之通逐々天満定杭届有之ニ付

神崎川江中山登一 郎遣ス、 何れも 夜四ッ半時比ゟ中津川江増山正作

翌日帰 ル、 川々先者無難之よし

銀壱枚

金弐百疋 久兵衛下代

治五郎

座 敷 二而 遣ス

右夜ニ入、

同 廿七 日 半晴

八ツ 藤助木場江罷越、 時過出宅、 堤方諸色見分、 利八郎 幸蔵召連 吹田

B

相済、 夕七ッ半時過帰宅

大御番御破損

間宮: 仙太郎 小笠原采女ゟ切紙

石 Ш 西 井 自分・ 池田・ 連名ニ而る 到

来

返書者直ニ連名ニ而遣候よし申 越

右切紙差越ス、 及返書、 切紙者添手紙

いたし西井源次郎江遣ス、 返書来ル

同 廿八 H 半晴八ッ時 '迄過雨雷気

生玉祭ニ

付役所休

到

当月十九日出寅拾弐番御用状

同 廿 九 \mathbb{H} 曇昼比, る雨

朝

Ħ.

ツ時過出宅、

石川良左衛門方江罷

越

西井源次郎 池田庄太夫罷越居

良左衛門一

同

々道ニ而御城入、

御城内

御破損小屋江五ッ半時過罷越、 暫く

采女罷越、 初而逢、 四ッ時過右三人 相待、

〈御破損奉行宮寺五平次〉・御破損方間宮仙太郎

小笠原

案内ニ而桜御門ゟ御本丸江入ル

御玄関ゟ御座敷向不残拝見

拝見、 相済、 御天守臺江登ル、 御玄関

ら出
ル、夫

を御外廻り 黄金水

暫く休足、 之井戸水啜ス、 御庭廻り 大御番衆張番所 手見、 織部之石 二而

過 燈籠御手水鉢拝見、 雨ニ付暫く見合桜御門を出 大廣間 前 ル 三而

帰宅 逢、 御禮廻いたす、玉造者■中ニ付不参 御破損小屋江立寄休足、 京橋ゟ御城出○尼崎又右衛門方江罷越ス 両人江挨拶申置、 大雨ニ付暫く見合、 同ニ而両御番頭御禮廻、 逸史上木之儀申、★八ッ半時比 御城代丹後守殿江 八ッ時過退散、 此時 御破損方 雷

鳴

夫々

松井与七郎入来、 御貸附金之儀

直談いたし遣ス

見舞、 本多為助久々不快二★★★候二付 仙之丞遣し、手製之そ★は

遣ス

泰蔵・与八郎

·正作義

御殿向内拝見遣ス、相済候よし

月廿三日、日記に次のように記している。 天保十三(一八四二)年正月十六日、竹垣直道は本多為助から『逸史』を借りる。その七日後の正

出発点と言えるだろう。 の講釈のほかに書籍貸借、詠歌の贈答といった知的活動を盛んにおこなうが、『逸史』の講釈はその たこの『逸史』の貸借は、以降頻繁になされる書籍貸借の初出でもある。竹垣は大坂にいる間、『逸史』 この記述により正月廿三日から始まる『逸史』の講釈のために、『逸史』を借りたことがわかる。 【史料】一夕七ッ半時比出宅、鈴木次左衛門互誘引合、龍太郎同道ニ而榊原太郎左衛門方<<> 電機</br> ★橋★校儒者並河又市★越、地役榊原・石渡・金井・比留間・坂本父子・近山罷越居、逸史 講釈教会有之、序文講也、夜五ッ時過帰宅、榊原ニ而取集、壱人金壱朱と扇子料又市江遣ス

り、大坂町奉行に懐徳堂の援助を願い出るなど懐徳堂の経営・維持に努めた。また文庫の建築、『逸史』 である。並河寒泉は、天保十一(一八四〇)年に懐徳堂教授となり、門人を武士役人層にまで広げた に見られるように、今橋学校(懐徳堂)の儒者並河又市(寒泉)(寛政九(一七九七)~明治十二(一八七九)) [一七三〇)~文化元(一八〇四))である。首巻一巻、本編十二巻の計十三巻から成る。 『逸史』の講釈については、天保十三年正月廿三日以降、六月三日まで確認できる。講師は 『逸史』とは、徳川家康の一生を記した伝記で、著者は懐徳堂学主であった中井竹山 (享保十五

の上梓などの事業を推進した。

坂本鉉之助が水戸殿 とれる。 二(一八四五)年正月からは、 人である。『逸史』の講釈の場ではほかに、『貞観政要』が講釈されたり、天保十三年三月九日には、 築山茂左衛門(大坂鈴木町代官)、祖父江孫助(大坂御具足奉行)(注)といったように、すべて幕府役 御金奉行兼帯)、比留間兵三郎(大坂御蔵奉行)、坂本鉉之助(大坂鉄砲方)、近山藤四郎(大坂御金奉行)、 坂御材木(御破損)奉行)、石渡彦太夫(大坂御材木(御破損)奉行)、金井伊大夫(大坂御鉄炮奉行: ことが確認できる。参加者は、竹垣父子のほかに、鈴木次左衛門(大坂御弓奉行)、榊原太郎左衛門(大 まとめてみると、講釈は、月三~五回のペースでおこなわれ、 の講釈に関する記述のうち、 (徳川斉昭)からもらったという弘道館の碑跡を一覧する機会を得る。また弘化 論語の講釈がなされ、竹垣の知的活動が豊かになっていく様子が見て 時間 ・内容・参加者など詳しく分かるものについて【表】 内容については四の巻まで講釈された

貸借していることである。『四茅議』が天保十四(一八四三)年二月廿九日に、『通語』 有する理想を説いた『均田茅議』、厳しい刑罰を非難した『恤刑茅議』、寺院の取締について述べた 儒者の中井履軒である。『四茅議』は淀川の浚渫工事の急務を痛論した『浚河茅議』、田地を均一に所 (一八四四)年七月廿五日に貸借されている。『四茅議』も『通語』もともに、著者は中井竹山 さて『逸史』の講釈は、 から成る。 また 「通語」 のちに竹垣が貸借する書籍にも影響を与える。一つは懐徳堂関係の は、 保元の乱から南北朝時代に到る政治的推移を主として記述した が天保・ 日の弟で 書籍を $\ddot{+}$

歴史書である

【表】『逸史』の講釈の記事

年月日 (本書頁数)	時間 (開始 始)・出宅 出)・並河入来 [入] \ ~	内容	参加者として名前の確認できる者 (【名前】は講釈の場所)
	終了 [終]・帰宅 [帰]・一同退散 [退] /		
天保13年正月23日	七ッ半時比[出]~五ッ時過[帰]	序文	鈴木次左衛門、【榊原太郎左衛門】、石渡(彦太夫)、金井(伊大夫)、比留間(兵三郎)、坂本(鉉之助)父子、近山(藤四郎)、竹垣直道・龍太郎(竹垣直道の息子)
天保13年2月4日	四ッ時過 [出] 〜七ッ半時過 [終] ; 夕刻(カ) [帰]	_	【石渡彦太夫】、鈴木、坂本父子、 近山父子、竹垣直道・龍太郎
天保13年2月9日	昼後 [入];八ッ時過 [始] 〜七ッ半時比 [終・退]	題辞、一ノ巻	坂本父子、金井、築山(茂左衛門)、近山父子、鈴木、比留間、祖父江(孫助)忰、榊原忰、【竹垣直道】
天保13年2月14日	八ッ時比(カ)[入] ~七ッ時過 [終・退]	初巻	坂本父子、金井、築山、比留間并 孫、近山父子、石渡、鈴木、【竹 垣直道】
天保13年2月19日	_	-	【金井】;竹垣直道欠席
天保13年2月23日	八ッ時過 [出] 〜六ッ半時比 [終] :五ッ時前 [帰]	子之卷;貞観政要 (序省略、本文)	【築山】、金井、近山父子、坂本 父子、比留間之孫、竹垣直道‧龍 太郎
天保13年3月3日	八ッ時過 [出] ~五ッ時比 [帰]	丑之卷; 貞観政要初要	金井、【築山】、竹垣直道・龍太郎
天保13年3月9日	九ッ半時過 [入];八ッ時過 [始] ~—	丑之巻	坂本父子、金井、比留間父子并 孫、近山父子、祖父江忰、鈴木、 【竹垣直道】
天保13年3月13日	―~六ッ半時 [退]	一(丑之巻カ);貞観政要一	坂本父子、金井、比留間父子并 孫、鈴木、近山父子、【竹垣直道】
天保13年3月23日	八ッ時比[出]~七ッ半時過[帰]	丑之巻	【金井】、竹垣直道・龍太郎
天保13年4月13日	―~六ッ半時過 [帰]	一;貞観政要—	【比留間】、竹垣直道・龍太郎
天保13年4月19日	八ッ時比 [入] ~七ッ時過 [退]	四の巻	坂本父子、榊原、石渡、鈴木、金 井、近山父子、比留間忰両人、祖 父江忰、【竹垣直道】
天保13年4月23日	_	_	築山; 竹垣直道欠席
天保13年5月29日	八ッ時 [出] ~七ッ半時過 [帰]	-	[築山]、竹垣直道・龍太郎
天保13年6月3日	_	_	金井、竹垣龍太郎;竹垣直道欠席

年八月六日)、『前漢書』(天保十五年正月十六日)が貸借されている。 二十六日、二月七日)、『(資治)通鑑』(天保十四年八月六日)、『日本史』『(日本)外史』(天保十四 もう一つは、歴史書を貸借していることである。『通鑑綱目』(天保十四年正月二十二、二十三日、

江罷越ス、逢、逸史之儀申、★八ッ半時比帰宅」、天保十五年正月十五日に「○学校江立寄、並河復市 十二巻十三冊)の刊記には「天保十三年官許上梓/嘉永紀元戊申鳩功」とあり、大坂心斎橋の加賀屋 中井修次江逢、逸史上木之儀承ル」と記している。板本として現存している『逸史』(首一巻・本編 善助と河内屋吉兵衛が出版している。 最後に、『逸史』の上梓について述べる。日記には、天保十三年六月廿九日に「○尼崎又右衛門方

史』の上梓について記していることから、並河寒泉と、竹垣をはじめとする幕府の役人がおこなって 能性が考えられる いた『逸史』の講釈は、研究会という性格だけでなく、『逸史』の出版にもかかわったものである可 天保十三年の『逸史』の官許・上梓の近い時期に『逸史』の講釈がおこなわれていること、日記に

てきた「知」を享受できる場であった。それだけでなく懐徳堂にとってもメリットの多い場だったの 『逸史』の講釈は、江戸からきた武士たちにとって、懐徳堂の「知」、ひいては近世期大坂で育まれ

〈注) 『大日本近世史料・柳営補任』全六巻 東京大学出版会 (関西大学なにわ・大阪文化遺産学研究センター リサーチアシスタント) 一九六三~六五年

見物した名所は約二百件にのぼり、職務の合間に各地の名所を見物する様子が日記に度々表れるので 代表される旅行ブームの中、大坂においても名所見物に興じる人々がいた。その中には旅行で大坂を ある。本稿では、天保十一年九月から天保十三年六月末までの、直道の名所見物を紹介しよう。 の若葉』に訪れた名所を書きとめている。大坂代官竹垣直道もその例外ではなかった。在坂九年間に 在坂中の見聞録 訪れた者だけでなく、大坂勤務の武士として長期間滞在し、名所を訪ね歩いた人物の存在が知られる。 『都名所図会』や『摂津名所図会』など、各地の名所を紹介した書籍の相次ぐ刊行や、伊勢参りに 『難波噺』を記した池田正樹は関宿藩士であり、銅座の役人であった大田南畝は

史跡名所見物

また、大坂代官に特徴的な職務として、淀川や大和川などの河川を管理する「堤方」、安治川沖や兵 郡・兎原郡・八部郡・武庫郡、河内国若江郡の村々を巡見し、土地見分・年貢検見をおこなっている。 庫沖で廻船を見分する「廻船方」の職務があり、谷町の代官役所を基点にして広範に活動する姿が確 た。代官の主な職務には、支配地の年貢検見があげられる。直道も自らの支配地であった摂津国東成 竹垣直道の見物スタイルは、大坂代官という職務のため、地域的・季節的に規定されたものであっ このため日記には、支配地である摂津国兎原郡・八部郡・武庫郡の西摂地域の名所が多く登場する。 直道は、これら職務遂行のために訪れた巡見先と、その道中で名所を見物しているのであ

に書き留めてい 西摂地域は『源氏物語』や『伊勢物語』、『平家物語』や『太平記』など、王朝文学や軍記物の舞台 彩り豊かな歴史を持つ地域である。直道もそれらの伝承をもつ名所、史跡を見物し、 日記

葉や紅葉を手に採る姿がみられる。 三ノ谷でそれぞれの松を得ている。 では、在原行平と松風村雨の物語が思い起こされる須磨の磯馴松を採取し、さらに、一ノ谷、二ノ谷、 優れ、和歌の才があったという。同日には、源光寺門前の芭蕉塚、平敦盛の墓も登場する。西須磨村 植えたとされる源氏松を一覧し、一ノ谷の合戦で討死した平忠度の塚に参詣。薩摩守忠度は、 検見廻村中の天保十二年八月二十二日を見てみよう。八部郡駒ヶ林村では、光源氏が須磨滞在中に 植物採取は直道の趣味ともいえる行為であり、日記には各地で松 文武に

化遺産」を見物している。 での大石良雄の画(十二年九月五日)、赤松円心居住の地(十二年九月六日)など、時代を超えた「文 たという本間重氏の これらの他、 西摂・播磨では、湊川の戦において、和田御崎から足利尊氏の軍船に向けて遠矢を射 「遠射之趾」(天保十二年六月二日、以下年号の天保は略す)、 播州赤穂郡大酒村

碑や には、 幕末から明治初期を生きた直道にとっては、大石内蔵助や大坂の陣も「文化遺産」であった。日記 (十二年五月八日)、徳川秀忠の本陣となった御勝山も登場する (十二年五月十七日)。 河内国若江郡にある夏の陣の戦死者、豊臣方の武将木村重成の墓、 徳川方の武将山口伊豆守の

神社仏閣と眺望

名所図会で多くの丁数を占めるのが、 神社仏閣の記述である。直道も例にもれず、 職務の途中で神

が、神社仏閣からの眺望である。 社仏閣に立ち寄っている。しかし、信仰心に比べると、什物や堂舎の見物に興味があったようで、 記にも、本尊・祭神とともに、堂舎の場所が詳しく記されている。そして、それ以上に関心が高

幡宮、すなわち石清水八幡宮に参詣し、山腹からの眺望を書き留めている(十三年五月八日)。 再行を期して止ム」と、心残りに立ち去っている。翌年には、淀川沿い堤方見分の途中で、雄徳山八 でき、晴天であれば大坂城まで見えるほどであったが、あいにくの雨で遠望が利かず「惜しむへし、 天保十二年九月十二日には、六甲山上の摩耶山忉利天上寺に参詣している。境内からは海面 が眺望

物見遊山

頂戴している。 習一名、侍二名、 巡見には手代や侍、 のために摂津国八部郡北部を訪れた際は、有馬の湯場へ足を延ばしている(十二年五月八日)。 巡見途中の名所見物のほか、家族や下僚と物見遊山をする場面もみられた。新開場並びに荒地見分 足軽一名を召連れた。「此方のもの一同入浴致セル」と、同行の下僚も有馬の湯を 足軽らを召連れるのが慣例であり、 この時は、手代杉浦又三郎・林泰蔵ほ 地方

谷丁濱から船で訪れている。家族や知人と春の一日を楽しんだようだ。 安治川を浚渫した土砂を積みあげ、翌三年に完成した人工の山であるが、『浪華の賑ひ』(安政二年刊 春の花見の時期には、 この天保山へは、長男龍太郎をはじめ、娘のおかよ、おみちのほか、 眺望がよく、 家族を連れて天保山へ遊行している(十三年三月六日)。天保山は天保二年、 山中や平地に桜が多くあるため、花の盛りには殊さら賑わったようであ 知人や下僚と共に屋敷前の

として母君へ献上(十三年五月二日)。その他、姫路では革細工商人の板屋金兵衛を宿所に呼び寄せ 用いており、巡見は、進物調達の機会ともなっていたようだ。 ている(十二年八月二十三日)。直道は、姫路の特産品である姫路革の文庫や下緒を進物として度々 高名の酒造家に立ち寄り「玉緑、ふしの白雪、菊印」といった、「高級ブランド」酒を購入し、 を大坂へ遣わしており(十二年四月二十二日、十三年四月七日)、まさに産地直送品である。 直道の家族への心遣いが感じられるのが、巡見先の土産だ。西摂の浜辺の村からは、獲れたての魚 伊丹では 土産

大坂の名所見物

見物してい た具合である。 期にみられるのは、料亭松の尾 御破損奉行宮寺、 御弓奉行石川良左衛門、 ところで、巡見先での名所見物に比べると、居を構えている大坂の見物記述は極めて少ない。 (十二年九月十八日)、瑞賢山見物(十三年三月四日)、阿弥陀池一覧(十三年三月十六日)といっ その中で紹介したいのが、大坂城本丸の見物である(十三年六月二十九日)。 御破損方間宮・小笠原らの案内で本丸の座敷や天守台、 御鉄砲奉行西井源次郎、御蔵奉行池田庄太夫が同道し、同じ地役仲間である (十一年九月九日)、谷町妙法寺の松一覧(十二年五月十一日)、料亭 黄金水 (金明水) 見物には 0) 井戸を

るには札が必要であった①。また、本丸の守衛は大番の職責となっており、城代といえども本丸に入 担当の番所である「持場」があり、 大坂城守衛の中核は城代・定番・大御番頭・大御番衆 番所で人の出入りが管理されていたが、 城内は各持場に分割されていた。この持場の境には門や仕 城内の移動でさえも、 ・加番によって担われていたが、 持場が異なる所を行き来す それぞれに 切が設

守にも挨拶に及んでおり、城代や定番の承認が必要であったことを示していよう。 しており、東西大番頭の取り計らいが必要であったと推測できる。さらに、城代と京橋定番米倉丹後 るには大番頭の立ち会いが必要であった②。直道の本丸見学に際しても、見学後に両大御番頭へ回礼

たのである。「名所図会」は、部屋の中で眺めるものとばかり考えていたが、使用実例としても興味 深い記述である。 津名所図会』のことであるが、直道は巡見先に『摂津名所図会』を携え、名所見物のガイドとしてい 天保十二年六月四日には、「摂津名所圖畫」と実見現場を対照している記述がみられる。この書は『摂 最後に名所情報の入手方法について触れておきたい。日記には、村役人に案内させる場面も多いが、

① 岩城卓二「在坂役人と大坂町人社会―大御番頭・大御番衆・加番を中心に―」(『歴史研究』第 ②『大坂大番記録①』(徳川時代大坂城関係史料集第三号、大阪城天守閣、二〇〇〇年)一五七頁。 三十九号、 大阪教育大学歴史学研究室、二〇〇一年)二〇七~二〇八頁。

(関西大学なにわ・大阪文化遺産学研究センター リサーチアシスタント)

【表紙】 「布引滝」(『摂津名所図会』巻七、 関西大学総合図書館所蔵)







滝

たようだ。

ŧ, 跡とともに好んで見物したのが「滝」である。そのなかで 巡見先やその道中で名所を見物した直道。神社仏閣や史

あり、 をさらしたような優美な流れが特徴である。古くから歌枕 る事、白布を曝すに似たり」(『摂津名所図会』)と、 からも近い。滝は下流から雌滝、鼓ヶ滝、 布引の滝は、 幾度も足を運んだのが布引の滝だ。 なかでも雌滝・雄滝の流れは「倶に岩面を流れ落 神戸市中央区布引山中にある滝で、 夫婦滝、 雄滝が 市街

地

気に入りの名所だ。連日、 行程のなか、清流を湛えた布引の滝は、一服の清涼剤であっ の滝を四度も訪れており、 詩歌が書き留められている。直道は、大坂代官在職中にこ 集計結果ではベスト3に入るお 支配地の村々を見分する厳しい

寄った記述がみられ、滝の近くに建てられた歌碑・句碑の

今回翻刻した日記では、天保十二年四月二十八日に立ち

として和歌に詠まれ、文学作品や芸能の舞台ともなった。

解説 ·写真 内海 寧子)

オープン・リサーチ・センター整備事業(平成十七年度~平成二十一年度) 文部科学省私立大学学術研究高度化推進事業 なにわ・大阪文化遺産の総合人文学的研究

なにわ・大阪文化遺産学叢書2

大坂代官 竹垣直道日記 (一)

集 藪田 貫

編

(関西大学なにわ・大阪文化遺産学研究センター研究員)

訂 松本 望·内海 寧子

(関西大学なにわ・大阪文化遺産学研究センター

校

リサーチアシスタント)

二〇〇七年三月三十一日

発行日

発

行

関西大学なにわ・大阪文化遺産学研究センター

〒五六四一八六八○ 大阪府吹田市山手町三—三—三五 関西大学博物館内 (電話) 〇六一六三六八一〇〇九五

印

刷

(株)廣済堂